平成26年第4回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	年 月		平成26年12月10日(水)									
招	集	0)	の場		蟹江町役場 議事堂									
開	会	(閉	講議)	12月10日 午前9時00分宣告(第2日)									
					1番	松	本	正	美	2番	汇	谷	裕	治
					3番	水	野	智	見	4番	安	藤	洋	
					5番	山	田	新力	大郎	6番	伊	藤	俊	
応	応 招		議		7番	中	村	英	子	8番	黒	Ш	勝	好
					9番	菊	地		久	10番	佐	藤		茂
					11番	奥	田	信	宏	12番	扣	田	正	昭
					13番	髙	阪	康	彦	14番	大	原	龍	彦
不	応	招	議	員										
					·									

	常勤特別職	町長	横江 淳	工一 副 町 長	河瀬 広幸
	政 策	室長	服部康	を	寺西 隆雄
	推進室	政策推進 誤 長	黒川静	i —	
	総務部	部 長	加藤恒	近弘 次 長 兼総務課長	江上 文啓
	総務部	次 長 兼 安心安全 課	岡村智	7彦	
		部 長	佐藤一	大次長兼子育推進課長	鈴木 利彦
地方自治法第	民生部	次 長 兼住民課長	伊藤	満 健康推進 誤 長	大橋 幸一
121条の規 定により説明	民生部	高齢介護課 長	橋本浩	之 環境課長	江場満
のため出席し		保険医療課 長	伊藤光		
た者の職氏名	産業	部 長	上田	実 実 表 ま り 課 表 を を も に ま り に に に に に に に に に に に に に	志治 正弘
		土木農政課 長	伊藤保	送彦	
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本章	入	
	上下水道部	次下課 長水 長水 長水	加藤和	1己	
	消防本部	消防長	奥村 光	:司	
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武	次 長 兼教育課長	川合 保
	会事務局	生涯学習 課 長	伊藤保	光光	

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務	会局	局	長	松岡	英雄	書	記	飯田	和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)									

日程第1	一舟	设質問	引		
番 号	質	質 問	者		質問事項
1	水	野	智	見	①舟入、宝地区の都市計画マスタープランについて42
					②町職員の人材育成について49
2	安	藤	洋		生活道路の安全を確保せよ56
3	奥	田	信	宏	蟹江の発展の為には何が必要か?64
4	菊	地		久	①新町民総合福祉会館の建設を 町長の決断を73
					②JR蟹江駅整備計画と東郊線拡幅と陸橋化計画の考
					えについて・・・・・・82
5	中	村	英	子	①子どもの貧困について実態調査はできましたか?94
					②福祉から見た名古屋市合併の必要性 105
6	佐	藤		茂	蟹江町の米作り 115
7	Щ	田	新ス	太郎	マリオン市との姉妹都市提携について 125

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、 一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

西尾張CATV株式会社より、本日及びあすの撮影、放映許可願いの届けがありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ここで、河瀬副町長、石垣教育長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、11月29日先月末の土曜日午後に発生をいたしました東名阪インターチェンジ北側の中部第一輸送の建物火災に関し、ご報告を申し上げます。

まず、29日の午後に発生をいたしました中部第一輸送株式会社の建物火災に関しましては、 消火活動と事後処理、そして主要道路の長期間にわたる通行規制の影響など、町民の皆様に 特に周辺地域の皆様にも大変なご心配とご迷惑をかけましたことを、心からおわび申し上げ ます。

また、出火時には蟹江町の全消防団、名古屋市消防局、海部地区の全消防本部と消防組合、 弥富市消防団、飛島村消防団の全力を挙げての消火活動の応援と、また多くの皆様に激励を 賜りましたことを、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうござ いました。

火災発生状況と消火活動、そして鎮火の状況につきましては、去る12月2日開催の12月議会初日の冒頭で町長から皆様にご報告をさせていただいたところでございます。本日はその後の状況と通行規制の解除についてご報告申し上げます。

29日土曜日に発生した火災は、翌々日12月1日月曜日の午後には鎮火したものの、建物が 大規模に崩落した影響もあって、事後処理に時間を要し、消防署、消防団が近日まで警戒警 備を行ったところでございます。特に長期間、通行規制の要因となった西尾張中央道に面し た西側の建物については、道路側への崩壊の危険があり、鎮火後も引き続き一部区間を通行 規制としていました。その後、崩壊のおそれがある部分の撤去及び道路への飛散防止対策が 行われ、通行の安全が確保されましたので、12月8日月曜日午後6時に一部の歩道を除き、 通行規制が解除されましたので、ここにご報告申し上げるものでございます。

大変大きな火災ではございましたが、幸いにも負傷者が出ませんでした、これから寒い日

が続きます。特に年末に向け空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況になります。町民の皆様、そして議員各位も火の元に十分ご注意いただき、火災発生のないよう努めていただきますことを心からお願い申し上げ、ご報告といたします。

○教育長 石垣武雄君

議長のお許しをいただきましたので、愛知駅伝の結果についてご報告を申し上げます。

愛知駅伝は、12月6日土曜日、愛・地球博記念公園で行われました。第9回となる愛知駅 伝は、54市町村が参加をし、蟹江町は町村の部で第8位となりました。みぞれまじりの雨の 中でありましたが、順位を昨年の11位よりも3つ上げ、入賞を果たしました。また、モリコ 口賞もいただきました。当日応援をいただきました議長さん初め、皆様方にお礼を申し上げ、 ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

- 一般質問される議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報委員長からお願いいたします。
- 一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 水野智見君の1問目「舟入、宝地区の都市計画マスタープランについて」を許可いたします。

水野智見君、質問席へおつきください。

○3番 水野智見君

3番 新風 水野です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

この舟入、宝の都市計画マスタープランについてですが、昨年の9月の一般質問にもさせていただいたことに関しまして、その後の経過等も含めたことも質問させていただきますので、よろしくお願いします。

当蟹江町では、平成22年に都市計画マスタープランを見直し策定をするために、まちづくりミーティングにあわせて、町内5学区に今後のまちづくりプランについて説明がありました。その後、平成23年に宝二、三丁目地区について土地利用に関する意向調査が実施されました。その調査結果については、どのように公表されましたか、お尋ねします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、私からお答えさせていただきます。

平成22年度に見直しをいたしました蟹江町都市計画マスタープランにおきまして、ご質問にございます宝地区の一部であります近鉄蟹江駅南地区や近鉄富吉駅南、JR蟹江駅南地区の3地区を市街化調整区域ではございますが、将来的に市街化拡大に向けた取り組みを検討する地域、まちづくり検討地区として位置づけをいたしました。

この3地区の土地所有者の方を対象に、翌年の平成23年12月に土地利用に関する意向調査を実施し、皆さんの将来的なまちづくりに向けての考え方やご意見を伺うアンケート調査を行いました。

この調査結果につきましては、公表でございますが、広報やホームページ等による公表は しておりませんが、調査結果を集計し、取りまとめました調査結果報告書を調査にご協力い ただきましたそれぞれの地区の土地所有者の皆様に直接お送りし、周知させていただいてお ります。

以上でございます。

○3番 水野智見君

これは公表といっても、関係者の方への通知ということでしたが、知り合いの方の中でその結果について余り具体的によく理解してみえなかった方があって、この結果報告も見させていただいたんですけれども、こういう質問に対してこういう答えがあったことは書いてありますが、本町におけるまちづくりに当たって、今後地権者の皆さんへの情報提供を積極的に行っていきたいと考えているというふうにいわれています。

具体的にこの結果も見て、今後この宝二丁目、三丁目地区についてどういうふうにしてい こうとか、このまちづくりの方向性などは何か検討されていることはありませんか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

この検討結果につきましてでございますけれども、平成23年度に今ご回答させていただきましたように、土地利用に関する意向調査を実施集計し、翌平成24年度でございますが、この調査結果につきまして内部で解析、検証、精査し、1番目に、整備計画の早期発現の観点から、2番目に、財政基盤確保の観点から、3番目に、鉄道駅を中心とした市街地成熟度の観点から、以上3つの観点とそれぞれの地域の特性や現状を総合的に整理いたしまして、市街地整備計画の方向性を検討いたしました。

ちなみに、この近鉄蟹江駅南地区でございますけれども、検討結果でございますが、近鉄 蟹江駅北側との一体的かつ計画的なまちづくりが必要であり、北側の都市計画道路の見直し の検討を行う必要があることから、駅周辺の一体的なまちづくり構想が想定化された後に整 備の検討を進めることが望ましいという結論に至りました。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。このアンケートの中で、地区内の所有している土地について困

っていることとか要望等が出ているんですが、今現在、駅から近いという好条件にもかかわらず活用がされていないとか、放棄して、先ほど次長も言われましたけれども、調整区域が大部分ということもあり、接道も狭いとか、でもって土地の活用がしにくいということも言われています。今後地権者との情報提供も含めて話し合いの場とか、そういうところも機会をつくっていただきたいと思います。

宝地区内に将来的に市街化に向けた取り組みを検討する地域が現在ありますが、宝一丁目と二丁目の一部と三丁目とが、まちづくりの基本の方向性が違っていまして、二丁目の一部と三丁目は、先ほど言われたように市街化に向けて検討するということですが、一丁目の西側のほうは調整区域、今の現状のままで整備をしていくということですが、その違いはどういう形でこういう違いを検討されたのかをお願いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

都市計画のマスタープランにおきましては、将来的に市街化に向けた取り組みを検討する 地域として位置づけている区域は、あくまでも検討エリアでございます。実際に事業を実施 していく事業エリアではございません。具体的な事業エリア、今言われた宝一丁目を含めて でございますが、事業エリアの決定は地域の皆さんのご意見を聞きながら決定すべきものと 考えております。

また、市街化区域編入を目指した基盤整備事業は、基本的には市街化調整区域に限って行われますが、土地所有者や居住者などの関係者の意向によっては、市街化区域を取り込み区画整理事業を一体的に施行することは十分可能なことだと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。この宝地区には、一部近鉄沿線に市街化区域がありますが、この整備事業をするときに、現在の調整区域との関係でどういう形で整理をするかということは考えてみえますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今も答えさせていただきましたとおりに、実際に市街化区域に隣接する地域で基盤整備事業を行う場合、事業エリアとしてどこに捉えるかという問題もございますが、整備手法にやはり問題があるのでは、検討する余地があるのではないかなというふうに思っています。それぞれの開発エリアの持つ特性等を鑑みて、例えば市街地整備をする場合の手法でございますが、一般的な土地区画整理事業、それから再開発事業、それから地区計画、それと一般の民間の開発による手法が考えられますが、この近鉄南地区の整備手法につきましては、土地区画整理事業が望ましいのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

この現在の市街化区域内のところですけれども、非常に道路が狭いところもあるんですが、今後整備をまたお願いはしたいと思いますが、先ほど次長が言われましたように、いろんな整備の中で昨年9月にも話しさせていただきました調整区域の市街化調整区域地区計画ということなんですけれども、今二丁目、三丁目のほうも結構住宅が建ったり、駐車場はできていまして、ただ道路が6メーターの幅があるところが少ないものですから、それを6メーター以上に整備しようと思うと、住宅、建物そのものがひっかかったり、そういう関係もありまして、なかなか今まで市街化の要望も出ていたんですけれども、なかなか進んでこなかったということもあると思うんですが、ただこの市街化調整区域地区計画というのは、調整区域のままで整備をしていくということなんですが、これも9月のときにも言いましたように、いろんな条件等がありまして、簡単にできるわけではないんですが、県からの指導ラインの中のただし書きの中にもありますように、当蟹江町の場合ですと、蟹江町の地域の状況によって運営等を望ましい方向が想定される方向で計画を進めることを尊重するとも言われています。

蟹江町の地域の事情に合わせて都市計画上、合理的なものであれば蟹江町なりの運用によることも考えられるということも言われていますので、区画整理事業だけでなくほかの事業、 先ほど3つ言われましたが、それらの事業の中でやれる方向、取りかかりができるようなことがあれば、それも進めていただきたいなというふうに思っています。

といいますのは、今、舟入地区内のところで、舟入の公民館が避難所に指定されているんですが、入ってくるところの道路が一部狭いところがあって、以前から何とかならないかということがあって、地元からの要望をしてもらいまして、町のほうにも骨を折ってもらいまして、今一部工事が始まるというか、計画をしていただいています。その中で、道路が少し広くなってくると形として見えてくると、こういう整備の仕方もあるんだなということができるようになってくると、区画整理事業だけじゃなくて、地区計画というのは1~クタール以上ということで、限定等もありますが、全体を整備するわけではなく、そこの例えば1~クタール区域内を整備して、そこの中に公園をつくったりとか、いろんな条件もありますので、全てできるとは思いませんが、できる方向を検討はしていただきたいなと思います。

そこの中に、ことしの9月にもお話しさせてもらいましたセットバックの件なんかもあるんですが、先ほど言ったように、一部道路が狭いところ等があるんですが、そこのところで、これは空き家対策条例の部分にも絡んでくることなんですが、空き地になったり取り壊されたところに関して、狭い道路のところに関して、なるべく広くとって4メーターのところを5メーターとか6メーターとれる形があれば、セットバックに協力してもらって、そこの一帯が地権者関係の方が了解、理解してもらえれば将来的に道路を拡張していくという計画なんかも含めた形で事業計画のほうは進めていただきたいと思います。また検討していただきたいと思います。これは空き家対策条例なども進めていただく中で、そういうことも含めた

ところで税務課と関係部署の方で協議していただいて進めていただきたいと思いますので、 まちづくりに関していろんな意見を住民の方に情報は提供はしていただきたいと思いますの で、よろしくお願いします。

続きまして、舟入一、三丁目において国道1号線と集落内をつなぐ南北の確保、集落内を 東西につなげる動線の確保を検討するとされていますが、その後、どうなっていますか、こ の点についてお伺いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

舟入一丁目、三丁目は全域が市街化調整区域となっております。街路、公園などの都市計画施設としての計画もなく、地域全体に狭隘道路──幅員が狭い道路でございますが── が入り組んでいる状態になっております。

将来的な都市計画としての観点からだけではなく、防災や減災の観点からも、この地域に は広い幅員を有する道路が必要であるということから、国道1号線と集落をつなぐ南北の動 線と集落内を東西につなげる動線の確保を、蟹江町都市計画マスタープランの中に構想路線 として示させていただきました。

都市計画マスタープランでは、あくまでも将来的な構想路線として位置づけをしておりますので、具体的な位置や線形、幅員や延長等につきましても定めてはおりません。現状といたしましては、具体的な動きはとっていないのが状況でございます。

今後、都市計画マスタープランにお示しをしている動線、道路の実現に向けた可能性を探りながら、地元と協議調整を図っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

地元との協議ということですが、前回9月のときにも話しさせていただきましたが、舟入保育所の北側に道路、水路等がありますが、そこの東西のところとか隣接する東側は、国道1号線から南側へ南北に小学校のほうにつながっていきますが、そのようなところは道路がありますが、例えばそういうようなところは整備的に可能だと考えてみえますか、お聞きします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

基本的にやはり道路の幅員を広げるとか、まちづくりをしていく上に一番重要になりますのは、やはり土地所有者の皆様と地権者の皆様のご理解とご協力に尽きると思っておりますので、地域の合意形成がされて、地域の総意としてそういったことが方向づけがされますならば、町としても取り組んでいくべきことと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

先ほども言いましたように、道路整備というのは大変重要なところだと思いますので、ま

た今後検討していただきたいと思います。

では、次にいきます。都市計画マスタープランにおいて、舟入、宝地区は、居住環境向上に向けた取り組みを検討する地域とされ、公園については公園緑地が不足している国道1号線南部に位置するとされていますが、計画目標年次である平成32年度に向けた現在までの取り組み及び今後の取り組みについてお尋ねします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

お答えさせていただきます。

国道1号線南に公園を配置いたしますことにつきましては、都市計画マスタープランの位置づけもそうでございますが、マスタープランと同時期に、時期を同じくしまして策定をいたしました緑の基本計画におきましても、舟入地区に公園を配置する計画を示しております。都市計画マスタープラン及び緑の基本計画における公園計画の基本的な考え方としましては、市街地等の都市の発展動向や町全域の全体的な配置バランスを踏まえ、総合的な公園の配置及び都市緑化の計画を策定してまいりました。

現在までの公園配置に向けた取り組みについてでございますが、現時点では公園整備に向けての具体的な取り組みはいたしておりません。今後、具体的に計画が進めるに当たっては、地元の意見を聞きながら候補地の選定やさらには用地を確保していく必要もございますので、事業化にはまだまだ時間を要するものと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

それでは、蟹江町の地域公園設置要綱というのがありまして、それには3種類が書かれてありますが、ちびっ子広場、中型地域公園、大型地域公園というのがありますが、例えば舟入地区に関しては、そのいずれが適切と考え、検討されていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

先ほどもお答えさせていただきましたが、都市計画マスタープランと緑の基本計画の中で、 国道1号線南の舟入地区に公園を配置する計画をしております。この公園は、あくまでも都 市計画の観点から配置を計画しておりますので、公園の種類といたしましては、都市計画上 の街区公園——大きさとしては2,500平米ですので、0.25へクタール程度の基準とした公園 でございますが——として計画をしております。

都市公園と街区公園とは種が異なる公園でございますので、混在することはできませんが、 公園の規模のみを捉えれば、蟹江町地域公園設置要綱第2条に規定する3種類の公園の中で は、大型地域公園に当たるものと考えられます。

以上でございます。

○3番 水野智見君

適切な検討をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、アンケートの中にも公

園や緑地、街路樹などが整備された緑豊かで静かな住宅地を要望されているというアンケート結果も出ていますので、よろしくお願いします。

また、舟入地区には児童公園が以前ありましたが、返却されて以来、新規の公園の要望をよく耳にします。そこで、蟹江川にある水辺スポットがありますが、この水辺スポットがあるから新しい公園はできないというようなことも、一部の舟入の住民の方からも聞きましたが、改めてお尋ねしますが、この水辺スポットというのは地域公園とは違うと思いますが、どのような位置づけでしょうか、よろしくお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

舟入地区の舟入3丁目地内と蟹江新田の字五反田地内の蟹江川の両岸に、蟹江川と地域の 人々のふれあいの場の創造を基本コンセプトといたしまして、親水性の確保を主眼に置いた 地盤沈下対策河川事業といたしまして整備しました水辺スポットがございます。最近ではこ の水辺スポットを拠点としたさまざまな催しも開催されるようになり、せんだっては蟹江町 では初めての事業となりましたが、蟹江川鵜飼が開催され、多くの方々に訪れていただきま した。

この水辺スポットは、都市公園として、また地域公園としての位置づけはしておりません。 都市公園、地域公園と変わらない地域の皆様の憩いと安らぎの場所として、これまで同様に これからも大切に利用していただければと考えております。基本的には地域公園都市計画の 位置づけはしておりません。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。わかりました。水辺スポットに関しては、前ほかの議員さんからも要望がありましたが、トイレ等の設置に向けて検討してみえるということでしたが、早期設置のほうを改めて要望していきます。よろしくお願いします。

公園に関しては、先ほど言いましたアンケート結果の中にも、公園等の要望とか道路や歩道の整備をして、災害に強い安心安全なまちづくりを要望してみえる方が半数以上見えますので、早期に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、近鉄蟹江駅周辺整備事業への取り組みは、駅前ロータリー周辺については、町長は、昨年の所信表明、またことしの施政方針において事業として検討すると表明されました。所信表明では、近鉄蟹江駅を中心とした南北の一体的な開発への取り組みを検討すると言われました。施政方針には具体的なことはなかったんですが、ぜひ宝地区、舟入地区にとっては喫緊の課題と考えておりますので、土地調査や基本計画策定に要する調査などを実施していただきますよう強く要望して、1番目の質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、水野智見君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「町職員の人材育成について」を許可いたします。

○3番 水野智見君

議長の許可をいただきましたので、引き続き質問させていただきます。

新聞報道等によると、公務員試験の志望者が減少していると報道されています。また、アベノミクスによる景気回復、公共事業等の増加により、土木・建設業を中心に、特に理系技術者の確保が課題となっています。そこで、一部の自治体では、採用試験での教養試験を廃止し、論文、面接を重視する内容に見直したり、社会人経験枠などの中途採用を設定するなど工夫されています。

そこで、蟹江町における過去5年間の全ての職員採用試験の状況と、人材確保のために取り組まれている内容をお尋ねいたします。また、インターンシップや個別に大学訪問など、 今後どのような取り組みを検討されているのか、インターンシップの始められる時期も含めてお尋ねします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

私のほうから答弁をさせていただきます。

今、議員のご質問は3点あったかと思います。過去5年間の職員の採用試験の状況ということと、人材確保のために取り組んでいる内容と、3点目が今後の取り組みということで、この3点でよろしかったでしょうか。

では、まず1点目でございます。過去5年間の職員の採用試験の状況から説明をさせていただきます。

平成21年から平成25年までの5年間でございますが、事務職、いわゆる一般職の受験者数は5年間で151名ございました。その中で最終的に合格した者は31名、男女比で申し上げますと男性職員が21名、女性職員が10名、割合で申し上げますと男性が68%、女性が32%でございました。これ以外にも保育士だとか消防士、保健師だとかがございまして、それを全て合計いたしますと、平成21年から平成25年までの5年間で、受験者数は365人、そのうち採用した者が79名でございます。男女別で申し上げますと、男性職員が38名、女性職員が41名、割合で申し上げますと男性が48%、女性が52%でございます。ただし、この中には任期付の採用職員5人も含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目でございます。人材確保のために取り組んでいる内容はというお尋ねだと思いますが、これにつきましては、町の広報だとかホームページへの職員募集の掲載をいたしております。これは平成14年度から始めさせていただいております。それ以外にも財団法人地方自治情報センターホームページへの採用試験案内のリンクを平成21年度からやらせていただいております。

また、リクナビといいまして、民間事業者がやってみえる就職サイトなんですけれども、 そちらへの職員募集の案内の掲載を平成24年度から始めさせていただいております。それか ら、先ほど議員もおっしゃいましたインターンシップでございますが、愛知大学の学生のインターンシップの受け入れについては、平成23年度から実施をしております。これ以外にも再任用職員の採用、これは平成17年度から行っております。また、任期付職員の採用については、平成26年度から実施をいたしております。

次に、3番目でございます。今後の取り組みでございますが、民間事業者のインターネットを利用した就職情報の充実を図ることを検討しております。次にインターネットによる試験の申し込み等も現在検討中でございます。これはもちろん民間事業者です。アウトソーシングを利用して考えたいと思っております。それからもう一点でございます。現在は愛知大学のみのインターンシップでございますが、今後につきましては、理工系の学部を持つ大学からのインターンシップも視野に入れて検討したいと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

今は愛知大学のみで、今後他の大学、理工系の大学に関してもインターンシップのほうを 取り組まれるということでしたが、民間企業等ではインターンシップの時期を早めたりとか 人材不足ということもあるかと思いますが、採用活動の日程の見直しとか等も含めて一般企 業が取り組んでみえますので、蟹江町のほうもしっかりそういう取り組みを進めていただき たいと思います。

次に、ラスパイレス指数というのが公表されまして、このラスパイレス指数というのは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表の適用職員の俸給月額を100として計算した指数ということですが、これを見ますと、平成25年度ですが、蟹江町は愛知県内全市町村の中の後ろから2番目でして、東栄町が一番下なんですが、こういう数字的な、あくまでも数字ですので一概にはいえませんが、この結果について何かお考えがあれば、お願いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

ラスパイレス指数の件でございます。

確かに蟹江町の平成25年度のラスパイレス指数は、議員がおっしゃるように県内54市町村中、下から2番目であることは事実でございます。ただし、ラスパイレス指数と申し上げますのは、先ほど議員もおっしゃいましたが、平均給料を学歴別、経験年数別に比較した指数のため、中途採用者が多いと年齢に比較して給料が低くなるので、指数が下がる傾向にございます。そういった中で、指数は過去からの給料表の運用方法等に起因するため、意図的に上下させることは困難と考えておりますし、また、今後も大幅な給与構造改革等がない限り、指数に大幅な変動はないと考えております。

以上です。

○3番 水野智見君

先ほど言いましたように、数字だけが全てじゃないとは思いますが、先ほどのインターンシップの関係じゃないですけれども、学生なんかが採用希望等を調べるときにはこういうものが公表されていますので、数字を見て蟹江町は給料が低いのかなとか、そういうようなことを思われるのかなとも思って質問させていただいたんですが、ちなみに近隣の飛島村と比べると、飛島村は104.5、蟹江町は97.3、ただ、海部郡のほかの町村も愛西市なんかでも97.4ですので、それほど高くはなくて、近隣と比べれば、ただ弥富市が105.9ですので、弥富、飛島は蟹江より少し高いということなんですが、ただ、これ全体を見ますと、東海市とか優良企業が入っている地域のところが若干高いというのがあるものですから、名古屋市も高い111.6ということで結構高いほうなんですが、そういうのを見ると、就職を希望するときにはどうしてもこういう数字だけを見るわけじゃないですけれども、どうしても見て選ばれると、そういうところに優秀な人材は行かれるのかなということも思います。

ただ、それだけじゃないということもあると思いますので、今後こういう数字に引き回されるのはどうかとも思いますが、検討していただけるといいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

引き続きまして、関連しますが、蟹江町において職員の人材育成計画というようなものが あれば、簡潔に説明していただきたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、職員の人材育成計画はというご質問だと思います。

私ども蟹江町には育成計画というものは特にはございませんが、研修等々を行っております。例えば外部研修といたしまして、市町村の職員中央研修所、これは市町村アカデミーと言っておりますが――だとか、愛知県の自治研修所、海部地区市町村研修協議会だとか、そういった外部研修と、それとは別で内部研修といたしまして、これは町の単独研修でございます。専ら講師は町の職員が行っておるんですが、例えば文書管理、法制執務研修、これは平成19年、平成26年度に実施いたしました。それから予算編成に係る実務研修としまして平成23年度、それから契約事務の研修といたしまして平成24年度、平成25年度とそれぞれに実施をさせていただいております。今後人事評価制度というのが平成28年度から本格的に導入する予定をしておりますので、そのデータを活用して人材育成を検討したいと考えております。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。それぞれ研修を含めて勉強してみえることだと思いますが、県のほうに出向とか徴収の関係のほうで勉強に行って見える方もみえますが、愛知県のほうに 1年間の出向をして、出向から帰ってきた後は、例えば出向で県で学んできたことを町の中 で部署も含めてどういう形で対応をしてみえるのかなということを、質問書にはなかったんですが、ちょっとお答えいただければお願いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今、議員がおっしゃいましたように、愛知県のほうには毎年研修生という形で1人、ほぼ毎年1人は派遣をさせていただいております。派遣というか研修をさせていただいております。研修先はいろいろございますが、例えばよくあるのは市町村課だとか法務文書課だとかといったところに研修させていただいて、帰ってきた後に、本来であれば議員がおっしゃるように、県のほうで学んできた内容を生かせる課に配属されるのが一番いいのかもわかりませんが、やはり職員の定数の関係だとかもございまして、なるべくその方の職員の能力に応じた、また学んできたことを活用できるような課に配属するようには心がけております。以上です。

○3番 水野智見君

配慮されるということでしたが、県に出向されるわけですから、帰ってきてからもそうですが、行かれるときに出ていかれる課に関して、例えば町としてこういうことを学んできてほしいとか、そういう要望があれば、そういう課のほうに出向に研修に行っていただけるようなことも事前に考えていただけるといいかなというふうに思いますので、お願いします。それでは、次に質問します。毎年4月になると職員の人事異動が一種の恒例行事の一つとして行われています。人事異動によって人心を一新し、新陳代謝によって適材適所に人材を配置し、組織の活性化を図り、よりよい行政サービスの充実に努めるためにされていることと考えていますが、職員の異動には、将来発揮されるであろう能力、過去の勤務実績等適格性も含め考慮されていると思いますが、何かその辺の考慮されていることについて具体的に

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

人事異動についてというご質問でございます。

まず、人事異動は現在の課でも在職年数、おおむね3年以上を原則としておりますが、その課での適性等を勘案し、異動対象にするかどうかをまず判断をさせていただきます。

次に、異動先については、その人の過去の経歴や適性等を考慮し、総合的に検討、判断を させていただいております。

以上でございます。

あればお願いします。

○3番 水野智見君

一応年数は3年以上と書いている話もありましたが、中に見ていると、同一課、係の中で 長い間5年、6年とか勤務されている職員も見えるというふうに思えるんですが、その辺の ことはどうですか、どうなっていますか。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

申しわけございません。3年というのはおおむねでございますので、一応対象にはさせていただくんですけれども、その方の適性だとか現在の仕事の状況等を勘案いたしますので、どうしても3年を過ぎたから異動できるわけでもありませんし、また逆に、3年以下の方であっても異動していただくこともあり得ます。

以上です。

○3番 水野智見君

異動ですので、その場所場所によって向き不向きもあるかもしれませんが、特に若い職員に関しては、なるべくいろんな課をそれぞれ勉強していただいて、将来に向けて勉強、研修も含めてですけれども、していただけるといいかなと思いますので、その辺のことをできる限りの範囲内で構わないと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

また次に、本年度の人事異動に関しまして、内示が直前に変更されたようなことを耳にしましたが、こういった例などに関しても、最初に述べましたような技術者の人材確保とか、そういうものが関係しているようにも考えられますが、こういったことについてはどのように考えてみえますか。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

技術者等の人材確保及び人材育成についてというご質問だと思います。

議員がおっしゃるように、技術系の職員の確保は決して容易ではございません。特に土木職等については民間事業者の採用意欲が高いため、地方公務員を希望される優秀な人材が集まりにくいのは事実でございます。そこで、今年度は土木職を別枠で募集をさせていただきました。また、来年度以降は人材確保と人材育成のために、土木職等の退職のありなしにかかわらず別枠での募集に加え、年齢要件等の緩和も検討していこうと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

技術者のほうの関係のことも検討されているということでしたが、最初にもうお話でもありましてお願いもしましたが、ぜひいろんな大学に、私は専門学校に訪問できるのかどうかというのはわかりませんができる限り、愛知大学は愛知大学として対応していただくといいと思いますが、特に理工系の確保に関しては、今後インターンシップ等に関して大学とも情報交換しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、伺います。係長昇格については昇格試験があると聞いていますが、その選考に関して重視されていることは何なのか、また過去5年間の実績、またその合格者の年齢、性別についてお尋ねします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、係長試験について何を重視してみえるかというご質問だと思います。

まず、係長試験において行うものは筆記試験、これは知識を確認する意味で筆記試験がご

ざいます。それから勤務評定、これは能力、技術の程度を評定によってあらわさせていただくことと、次に作文を点数化し、総合的に判断しており、3つの評価要素のバランスがとれていることが重要と考えております。

それから、次に2点目でございます。試験合格者の過去5年間の内訳というお話でございます。これも平成21年度から平成25年度までの5年間におけるまず一般職、こちらが47名受験をしております。合格者は16名でございます。男女比は男性職員が9名、女性職員が7名、率で申し上げますと男性が56%、女性が44%でございました。これ以外にも保育士だとか消防職だとかがございますので、それを平成21年から平成25年までの5年間で合計いたしますと、受験者数といたしましては84名、合格者は30名でございます。男女比で申し上げますと男性が47%、女性が53%でございます。

次に、各職種別の合否年齢ということでございますので、まず一般職でございます。男性 の合格年齢平均が39.7歳、女性が43.0歳、合計で41.1歳でございます。

次に、保育士でございます。保育士は私ども蟹江町の場合は女性しか見えませんので、平 均の合格年数が41.8歳でございます。

次に、消防職でございます。消防職も私ども蟹江町では男性職員しかおりませんので、男性のみになりますが、平均が40.0歳ございます。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。すみません、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんけれども、 一般職の合格者の年齢をもう一回、すみません、お願いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

申しわけございません。一般職のまず男性職員の平均合格年齢が39.7歳、女性が43.0歳、トータルで41.1歳でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。結構年配、これは新しく新規の採用……

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

これは係長試験の合格者の平均年齢というお話でよろしかったですね。

○3番 水野智見君

すみません、申しわけなかったです。ちょっと見ているところを間違えました。

女性は結婚等の関係もあるものですから、どうしても年齢的に上なのかなとも思いましたが、これは係長試験を受けるのは、すみません、新規採用されてから何年とか年数とか、そういうのは具体的にありますか。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

学歴にもよるところがあるんですけれども、一般的に例えば4年生大学を卒業された方で

すと37歳が多分一番早く受けていただく年齢だと考えております。 以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、その後に課長補佐の昇格がありますが、試験だけではなく能力実証による選考もあると聞いていますが、課長補佐、課長、次長、部長の重視している能力は何なのか、また一部にそれぞれの経験年数が到達すれば昇格するやにもお聞きしますが、能力や適格性はどのように考慮されているのか、お尋ねします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

課長補佐級以上の基準というお話だと思います。

毎年1回、2月1日現在で勤務評定、これは全職員を対象に行いまして、各職階における必要な能力等を検討の上、選考をさせていただいております。その際に、実務を行う上での知識、過去の経験だとか能力、技術に加え、経験年数等を総合的に判断をさせていただいております。特に管理職については、調整能力等が必要でございますので、そのウエートは上席になるほど重要になってくるかと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

すみません、先ほどの係長昇格の関係のことで1つ聞き漏らしていたんですが、試験の中 に作文があるというふうにお聞きしましたが、その作文の採点はどこでされていますか。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

作文の採点につきましては、専門的知識のある方にお願いして点数を出していただいております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。どういう形でテスト等がされているのか、外部委託というのを聞いていたものですから、お尋ねしたしたわけです。すみません。

続きまして、地方公共団体の組織づくりのためには、すぐれた人材の確保は不可欠であります。幅広く優秀な人材を求め、庁内の雰囲気の刷新のためにも、上からの改革ではなく若手職員が積極的に参加できる提案制度を活用することも重要と考えます。組織づくりは、民主的にかつ科学的、合理的に、しかも公正でなければなりません。人間が組織をつくり、人を管理育成することは、そこにある千差万別の能力を引き出し、これを利用しようとするものであって、組織の活性化を図り簡素で効率的であり、創造的で弾力性に富んだ組織であるかなどは大きなポイントといえると思います。常に組織の活性化を図るため、町としてどのように対処されてみえるのか、お尋ねします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

若手職員の積極的な参加を促す提案制度等々というご質問だと思います。最近はいろいろな事業におきまして、例えば旧蟹江高校跡地の活用だとかをミニPT、いわゆるプロジェクトチームを立ち上げまして、課や年齢にかかわらず、さまざまな課の職員構成で議論を交わしているところでございます。座長には管理職も入りますが、基本職員の自主性に任せ、若者ならでは柔軟な発想で運営をしていただいております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

管理職のためにも若手等の意見も積極的に取り入れて進めていただきたいと思います。

最後になりますが、ここ数年で、ここに見えます管理職の大半の方が定年を迎えられます。 先ほど言いましたように、組織の活性化を図り、若手で優秀な能力のある職員を積極的に活 用され、的確に幹部へ登用されるとともに、町長の施策等を適正に推進できるような職員を 育成されることを要望して、質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

質問2番 安藤洋一君の「生活道路の安全を確保せよ」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○4番 安藤洋一君

4番 新風 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、生活道路の安全を確保せよと題しまして、質問をさせていただきます。

まずは、お手元の資料1、これですけれども、この地図をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

実は、およそ半年前の6月30日に交通事故が発生しました。場所は八幡一丁目地内の蟹江町図書館から温泉通りにつながる南北の通りであります。この地図の赤丸1番のところです。これが現場です。時刻は夜の8時ごろだったと思います。遠くでどんという音がして、これが聞こえてきたんですけれども、しばらくすると近所の方が通報してくれました。現場に駆けつけてみますと、資料のほうをはねていただきますともう一枚写真があるんですけれども、この写真資料9417番、このようなありさまになっていました。

とうとう心配していたことが起こってしまったなという思いでした。これはこの地域に住んでおられる住民の方々皆さんも常日ごろから同じ思いであったと思われます。といいますのも、図書館ができる以前のこのあたりは交通量も少なく、いわゆる閑静な住宅地でありました。それまでの図書館のある場所は、町長もご存じのように、通り抜けるのもはばかられるような怪しい場所でありました。ところが図書館や公園施設ができ、一気に健全な明るい

地域となり、人や車の往来も多くなりました。さらに、近鉄線の南からのアクセスが便利になり、温泉通りへの通り抜けの車が大量に猛スピードで行き交うようになりました。

そんな中で、私は以前もこの道路の危険性について指摘させていただいたことがありましたけれども、ついに事故が起きてしまいました。

それでは、その辺を踏まえまして、一体どうすれば日々の生活の中での交通の危険から身を守ればよいのか、質問をさせていただきます。

まず1番、危険な交差点の道路標識を見直せとしまして、もう一度資料1をごらん願います。

事故を起こした車のうち、1台は、南から図書館前を通過し、北の温泉通り方面へ向かっていたと思われます。そしてもう一台は、赤丸1の事故現場へ、住宅道路を東から西へ向けて走行し、進入していったと思われます。さらに、この車のドライバーは地元の方ではなかったそうで、土地の交通事情にも詳しくなかったのではないかと思われます。

その辺を理解した上で、次は写真資料をごらんください。9498番、これは一番右下ですけれども、よくごらんいただくと、道路標識が何もありません。ないどころかアスファルト上の「止まれ」の標識を削った跡が確認できると思います。地元の住人ならいざ知らず、よそから来た人にしてみれば、夜道において「止まれ」の標識も何もなければ、どちらが優先道路かの判断もつかないと思います。判断がつかないから飛び出してよいということではありませんが、「止まれ」の標識さえあれば一旦停止をしていたのではないかと思います。さらに南から来る車を確認しなければならないカーブミラーも事故当時はありません。事故直後の写真9423番とおよそ2カ月後の写真9498番を見比べてみてください。

それでは、もう一度9423番の写真をごらんください。この交差点の南には小さな橋があり、 勾配がついております。車の中から見てみるとよくわかると思うんですけれども、この橋の 向こうから車が来るのは、直前になるまで肉眼ではほとんど確認できません。明らかにミラ 一が必要な場所なのです。町内会関係の方からは、以前からカーブミラー設置の申請は出し ていたというように聞いております。さすがにこの事故の後、迅速に設置工事がなされて取 りつけられております。

道路標識に関しましては、警察と公安委員会の管轄というようにお聞きしておりますが、 そういうことよりも、蟹江町役場として今一度町民のための交通安全施策の見直しをお願い したいと思います。

歩行者やドライバーの目線で見て、危険な交差点において安全確認ができるのか、道路標識等の不備はないのか、もう一度きめ細かく見直しを図り、警察なり公安委員会なりに安全対策の拡充を求めていくことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

当然、行政だけでは対応できる物量ではないと思いますので、各町内会さんの協力を仰ぎ、アンケートなどで危険箇所を挙げていただくことにより、絞り込むことができると思います

がいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

それでは、ご質問にご答弁申し上げます。

まず、危険な交差点の道路標識を見直すということでございますが、安藤議員からのご質問がございました道路標識等の不備はないか、もう一度細かく見直しを図り、安全対策の拡充を進めていくことは、交通安全の推進を行う上で非常に重要であると私どもも考えております。

現在、町内の危険箇所の把握は、安心安全課職員による交通事故発生箇所の現場確認や、町内会長や住民の皆様から相談、ご意見をいただいて行っております。その際に同じような事故が発生しないよう、担当課にて交通安全対策を検討し、対策を行えるものについては行っておりますが、今後は議員のご質問の中にありましたように、地元以外の初めてその箇所を通過する方の目線も強く意識をし、役場の各担当課及び警察へのその箇所に最適な対策の相談、要望を行うなど、きめ細かな交通安全対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、議員のご質問のありましたアンケートなどで危険箇所を挙げていただくなどの方法 というものは大変有効でありますので、町内会や住民の皆様への危険箇所の連絡についてお 願いをする際には実施したいと思っております。

また、今はきょうまでですが、年末交通安全の県民運動の期間でございます。現在啓発資材等を安心安全課のほうで配布をしておりますが、その際にアンケートの実施をしているというところがございます。今初めてアンケート等、そういうような簡単なことでございますが、交通安全対策に関する要望があれば教えてくださいとか、危険箇所がちょっとお答えくださいというようなアンケートはやっております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございます。また、事故現場において、この当時の交通整理中の警察官の方に、何かよい方策はないですかとお聞きしたところ、このような交差点には点滅信号機が効果的だというお話でした。その辺も参考にしていただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

通り抜け道路のスピード抑制策を図れと題します。

実は、もう一度資料を見ていただきたいんですけれども、資料1の中の赤丸1の事故現場から南へ橋を渡って1つ目の交差点、赤丸2において、日時はこれはちょっと定かではありませんが、およそ1年前に全く同じような出会い頭の衝突事故が発生しております。この程度は軽微なものでありましたが、やはり地元の方ではないようでした。

それからまた、地元の方によくお聞きしてみますと、小さな出会い頭事故はこのあたりで頻繁に起こっているというお話を聞くことができました。そんな状況に、地元の住民の方の不安は増すばかりであります。また、自己防衛もされていて、まさに危険な赤丸1の地点において、何年も前から夏休みのラジオ体操の時期になりますと、子供たちを交通事故から守るために、町内会の地元の役員さんが自発的に早朝から交通指導に当たっておられました。そこからさらに南へ行き、図書館前のカーブ、赤丸4から下り切った赤丸3の交差点までは、以前から危険が指摘されている箇所であります。

こういった危険をたくさんはらんだ道路を通勤時間帯ともなりますと、近鉄ガード下をく ぐったあたりから、温泉通りを目がけて一気に通り抜けていく車が後を絶ちません。その道 路沿いには団地内徐行の立て看板がありますが、むなしいばかりであります。この道路は本 当に危険です。立て看板の呼びかけだけでは効果は薄いようです。ここはどうか、スピード を落とさざるを得ないような実質的な対策、工夫をお願いしたいと思いますが、いかがでし ょうか。例えば以前はやった蛇行道路、ぐにゃぐにゃとした蛇行道路に変えてしまうとか、 それからかまぼこ型の段差をつけるなど、もう強制的にスピードを落とさざるを得ないよう な、そういったいろいろな手段はあると思います。

地元の子供会の役員さんからも、子供たちをどうか交通事故から守ってほしいと強く要望 されておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、お答えをさせていただきます。

道路整備の観点からのお答えをさせていただきます。

図書館を過ぎたところから源才線までは、町道学戸33号線であります。議員が言われますように、八幡橋を上り切ったところ、上りと下りの両側の交差点で出会い頭の衝突事故が発生してございます。これは朝夕、西尾張中央道の渋滞を逃れようと交通の流入による交通の変化が生じているのも一つの要因だと考えております。事故発生後の交通安全対策といたしまして、本線確認用のカーブミラーを設置し、路側帯にグリーンのカラー舗装を施してございます。図書館札中地1号線から北、町道学戸33号線に向かって下り坂で車のスピードも上がりますので、議員が言われますように、蛇行道路やかまぼこ型の段差をつけるのも有効な手段であると考えますが、道路幅員8.8メーターの良好な道路を改良することは考えてございません。

今後の対策につきましては、なるべく早い段階で蟹江警察と規制標識や注意喚起の看板や 路面標示について協議し、早い段階で着手できるように努めたいと考えておりますので、ご 理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。実は、2日前の12月8日月曜日に、この地域の皆さんと四、五人で一緒にここの道路状況を改めて見てきました。ちょっと遅くなりましたけれども、お手元にきのう写真資料を追加させていただきました。その中の2190番、お散歩バスがちょうど写っていますけれども、これをごらんいただくと、その中に制限速度30キロの道路標識が見えると思いますが、実はこれは温泉通りと源氏島交差点を結ぶ道路が対象であり、肝心の図書館前の道路には、先ほど申しましたように写真2191番、それから写真2192番のような団地内徐行の立て看板が設置してあるだけであります。団地内徐行の本来徐行とは、直ちに停止することのできる速度のはずなんですが、これは本当に全く目立っておらず、実際に調査中のこの私のすぐ横、橋を下り坂から猛スピードで車が駆け抜けていくという恐ろしい体験もおかげさまですることができました。

基本的に生活道路には制限速度標識は設置されていないようですが、私が見て回ったところですけれども、これはもはや生活道路ではなく幹線道路並みの交通量とスピードであります。やはりまずは30キロといったような具体的な数値を挙げた制限速度の道路標識を設置して、安全運転を促すことが先決であり、重要ではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、写真2193番、一番右下ですけれども、これをごらん願いたいと思いますが、今課長からもお話がありました緑の路側帯です。この道路の東側に、これは最近新たに設置されました。見た目にもすっきりとした景観になっておりまして、恐らく町内外から図書館を訪れる歩行者の安全確保に効果があると思われます。ところが、この写真の西側の路側帯に注目していただきたいのですが、これは通常の場合に比べて非常に狭くなっているんです。そして、センターラインも道路中央より50センチほど西にずれています。これはよく確認できると思うんですけれども、そして通行する車両はこのラインに沿って走行している、これは当たり前の話であります。

つまり、北行きの車両は道路西側に並ぶ家屋の前ぎりぎりを猛スピードで走り抜けていきます。これも西側の道路沿いの家にお住まいの方からおととい、2日前にお聞きしたことですが、家を出た途端に、鼻先を車が駆け抜けていく。歩行者や自転車にしても、緑色に塗装された路側帯を必ず通るとは限らないよと、こういうふうにおっしゃいました。つまり歩行者は西側も東側も関係なく通行しています。

先ほどの私の恐ろしい体験も、実はこの道路の西側でした。この道路は交通量、そのスピードに加えて西側の路側帯の幅を見ても、非常に危険であることが確認できました。さらに、その方の言葉ですけれども、朝通り抜けていった車は夕方暗くなってから、また同じ数だけ戻ってくるんですよという言葉がとても印象的でした。公共施設への交通安全も大切でありますが、まずそこに住まわれている方たちの安全を最重視し、確保することが行政として大切なことではないかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、この2193の写真のグリーンベルトを行っておりますところで、センターラインも西側へ50センチほど向いて狭くなっていると。朝夕非常に車がスピードを上げて走っているというようなことで、交通安全対策ということを考えますと、まずグリーンベルトの関係は、車のドライバーに通学路であるということを視覚的に認識をさせて、車両の速度を抑制させるとともに、通学帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的として、このようにカラー舗装ということで色づけをしております。

車のドライバーさんに関しましても、グリーンベルトを設置した箇所というところは、主に小・中学校の通学路であるよということで、通学の帰宅時間帯、特にスピードを落として歩行者に配慮して通行するようにお願いをしたいということも周知をしていきたいと思います。

また、この区間ですが、法定速度というか、30キロ規制がしてございません。そういうところに関しましては、警察のほう、また我々のほう関係機関と取り締まりやパトロールということを強化をしていきたいと思っております。

ドライバーに対する抑止が非常に取り締まりということでは大きいと思いますが、学校周辺など、こういう子供たちの多い住宅地、そういうところにおきましては、PTAや地域住民の安全指導と効果的に組み合わせて実施をしていくということが大変重要だと思っております。特に警察のほうでの取り締まりということは続けていければ、きょうはここの道路に関して取り締まりを行っているというように思わせるということが、非常に効果があるということも考えております。

しかし、地域の住民とやはり保護者の協力ということで、参画による地域の合意形成ということが一番重要になるのかなと思っておりますので、また、町といたしましても関係機関と協力をして、そのように安心安全の交通安全に対するPR等を行って、協力体制を行っていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

それでは、次の質問にまいります。

3番目、交通マナーの向上を図れということで、さて、生活道路に限定せず、一般的に見ましても、昨今は交差点での出会い頭の事故が大変目につくような気がします。ニュースや新聞だけでなく、実際に頻繁に事故現場を目撃するようになりました。原因は、信号無視や安易な、「だろう運転」であろうと思われますが、これが今やドライバーだけではなく自転車や歩行者までもがそんな様子を見ることがあります。

先日も実際にスマートフォンをいじりながら自転車を運転していた女子中学生が、歩行者 と危うく接触しそうになったのをこの目で目撃しました。こういった事例を挙げると切りが なく、しかも老若男女を問わずといった状況です。これは一体どういうことなのでしょうか。 しかし、これ以上掘り下げますと交通問題から教育問題へ行ってしまいますので、この辺に したいと思いますけれども、交通道徳が著しく低下していることだけはいえるのではないか と思います。また、これは蟹江町1町だけの問題でもありませんので、非常に難しいところ ではあろうかと思いますが、このままではルール無用のとんでもないことになってしまいそ うな気がします。

そこで、蟹江町は蟹江町としての交通マナーの向上に向けての取り組みが必要なのではないかと思います。今も子供たちや高齢者向けの交通安全に対する啓蒙活動は多く見受けられますが、子供たちのお手本になるべく一般成人においても改めて交通マナーの啓蒙が必要かつ重要ではないかと思われますがいかがでしょうか、ご答弁お願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

子供たちや高齢者のみではなく、一般成人に対する交通マナーの啓蒙が必要かつ重要ではないかというご質問は、議員のおっしゃるとおり重要であると私どもも考えております。

安心安全課では、保育所において保育者会の皆様と年3回の交通安全教室、小学校及び中学校においては年1回の自転車の乗り方指導を中心とした交通安全教室を行っております。また、高齢者への交通安全教室につきましても、地域の長寿会などへ、蟹江警察署交通課の方と交通安全教室を行っております。一般成人の方へは、海部南部合同で交通安全総決起大会の開催、夜間反射材の配布、町内スーパーなどでの交通安全啓発、成人式での交通安全の誓いの言葉、交通安全啓発品の配布、12月広報にも掲載いたしましたが、交通安全のお知らせなどを行っております。

安心安全課といたしましても、成人の方へ交通安全に対して興味を持ってもらい、交通安全の意識をしっかりと心に根差していただくよう、かに丸くんをプリントした反射材の作成や交通安全標語を盛り込んだクリアファイルなどの作成なども行っております。

交通安全をいつでも心に持っていただくよう、今後も啓発に力を入れ、交通安全の意識が一過性のもので終わるものではなく、文化として地域に根づくよう努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございます。いずれにしましても、そういうことに関心のある人は、もともと 交通ルールも守る人たちであり、そうでない人は全く関心がないということで、非常に難し いことかと思うんですけれども、まずは地道にこれからもそういった活動の取り組みをよろ しくお願いいたします。

それでは、4番目、これは通告書には記しておりませんでしたので、質問というより要望

で出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

非常時の生活道路の安全対策をという題でお願いいたします。

これは、町長や消防長からも詳しい報告がもうありました中部第一輸送の火災の件がありましたので、ちょっと急遽入れさせていただきますけれども、この大火災により現場付近の中央道を初めとする幹線道路が東西南北に分断され、大量の車両が周辺の生活道路へと流れ込んでしまいました。これにより、そこの住んでおられる住民の皆さんは、外に出るに出られない、家に帰るに帰れないといったような多大な影響を受けることになりました。そして、この状態がいつまで続くのか、全く情報のない不安ないら立ちばかり募る時間を過ごしたというふうにお聞きしております。

また一方で、行政や消防、警察関係も想定外の大火災の発生に大変なご苦労されたことは 十分承知しております。しかし、今回は人災でありますが、これを大地震などの自然災害に 置きかえてみますと、これはもう想定可能な、想定しなければならない出来事ではないかと 思われます。そして、それに対応できる準備を日ごろからしておかなければなりませんが、 災害はその都度違う形で襲ってきますので、対策をシミュレーションするのも非常に難しい ことと思います。そういうことからも、まずは連絡体制、情報伝達手段だけは確かなものを 早急に確立していただきたいと思います。

今回の迂回路の大渋滞に限らず、自然災害や大雨による道路冠水などによって、生活道路がその機能を失ったとき、そこに暮らす住民の不安は、情報不足によるものが多くを占めると思われます。一体どうなっているのか、いつ解決するのか身動きがとれない、そういった不安を取り除けば、少々の不便さは我慢できるかもしれませんし、協力もしようという気も湧いてくるものと思います。ですので、まずは情報の伝達手段を確立し、非常時の生活道路の安全を確保していただきたいと思います。

もし、これについて何かございましたら、お話しお願いしたいと思いますが。

○町長 横江淳一君

町民の皆さん方並びに地域の皆さんには、今回の災害、人災といえども、いつ起こるかわからないようなこういう状況が、これはまた起きるかもわかりません。そんな状況の中で、危機管理については再度関係者としっかりと打ち合わせをさせていただきました。今回につきましては、いろんな関係機関がございましたので、大変当初はざわつきましたが、途中からはしっかりと伝達事項が整ったような状況にはなってはおります。

今後も、いつ起こるかわからない大災害におびえるのではなくて、しっかりそれに備えるような危機体制を町としても確立をしておくつもりでございます。議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○4番 安藤洋一君

どうも頼りの貴重なお言葉ありがとうございました。

生活道路は、そこに暮らす住民にとって最も基本的な生命線であります。ふだんのほんの ささいなことから自然による大災害に至るまで、いろんな出来事によって日常生活に大きな 支障が出てしまいます。日ごろの点検整備や聞き取り調査はもちろんのこと、想定外を想定 して万が一に備えていただきたくお願いをして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前10時45分から再開します。

(午前10時28分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 吉田正昭君

質問3番 奥田信宏君の「蟹江の発展の為には何が必要か?」を許可いたします。 奥田信宏君、質問席へお着きください。

○11番 奥田信宏君

11番 新政会 奥田でございます。

議長より質問の許可をいただきました。蟹江町の各課では、ただいま平成27年度の予算請求の真っ最中であると思います。そこで、蟹江の発展のためには何が必要なんだろうか、このテーマでどんな予算等がこれから必要なのかとの質問をさせていただきます。

少子高齢化が蟹江でも大変な勢いで進んでおります。65歳以上の方は、この10月 4 日現在 8,602人と全人口 3 万6,674人のうち23.5%を占めております。そして、14歳以下の人口は 4,858人と13.3%しかありません。高齢者に対して約57%しかありません。将来の人口構成 を考えると危機感を持ちます。

我が蟹江は、近鉄、JRの名古屋駅より約10分であり、買い物できるスーパー等は大型店を含め7カ所以上もあり、金融機関も8店舗以上があり、大変住むには便利なところであります。これだけ便利なのにどうして若い人も含めふえないのか、大変疑問を持っております。人口はここ10年程度横ばいになっております。横ばいと言えばいいんですが、外国人登録制度が住民票になって横ばいといえるので、本当は微減だと思っております。

町長さんを先頭に活性化のために先日10月19日の蟹江川での鵜飼、その1週間前の町民まつり等各町内会でのイベント、また国の重要無形文化財、須成祭、また近鉄あるいはJRのハイクとめじろ押しにあります。中日新聞の尾張版に露出度が群を抜いて他の海部・津島地域の市町村より大変多いと思っております。しかし、人がふえないのはどこかもっと違う部

分があってもいいのではないかと考えて、今回の質問をさせていただきます。

原因はどこにあるのかを考えてみました。町にとって一番欲しい20代、30代の人が魅力を感じるのはどこなのか、住みたい町はどの部分なのかを考えてみました。マイナス点は、海抜ゼロメートル、いや、マイナス地帯が考えられます。しかし、毎日の利便性を考えた場合には、この部分については少しは和らぐような気がいたしております。すると、子育てに安心感を持てる町なのかどうかが大きなポイントを占めると思われます。

そこで、名古屋駅に近いということで、住むところを探してみえた新婚さんあるいは子供さんがいる家族がみえたといたします。不動産業者の店に行き、賃貸あるいは購入の物件を見せてもらいます。名古屋市内よりかなり安い気に入ったマンションの1部屋あるいは戸建てがあったといたします。すぐに契約をするとは思われません。ほとんどの方は不動産業者の店を出て、子供のことを調べに町へ訪ねて見えると思われます。

そこで、保育園が何人待ち、延長保育は何時から何時までと聞かれます。すると、少し不便でも他の市町村にも聞きにいこうと思われます。大事なことは、この時点で町の迎え入れる姿勢が試されていると思われます。今まで予算の立て方は、昨年の実績を見て、この程度との95%、5%カットでここですという指針が示されます。しかし、新しく加入、住んでみようかという方を受け入れるには、パイがなければ相手が住みたいとの判断にはなりません。子供の保育園は、後で何とかなるかもしれないとの判断をされる方は、まずないと思われます。

この予算の立て方は、従来とはちょっと違う考え方で考えてみました。しかし、この方法 はいつあるかもしれない災害に備えるのと同一だと思っております。違うのは災害の場合は、 現在の住んでみえる住民をいかに守るかの予算であるのに対して、これから住んでもらえる お客様に対しての迎えるセールスの予算であります。災害の場合も、いつあるかもしれない 部分に対しての町の予算の投入になります。

そこで、まず1番目の質問は、この9月議会で私からの答弁のうち、議会だよりに載った 3点について。

1点目、建物の耐震補助の枠の増設、また1部屋の耐震工事の補助については、両方とも 予算確保に努めたい、また1部屋については精査したいとの答弁でありました。

2点目、簡易型トイレ、単価等の補助金を3分の1から3分の2くらいまで引き上げ、普及を図ったらどうかとの質問には、補助率の見直しを検討したい。

3点目、震度5弱で自動解除ができる鍵箱の設置を各避難所にとの質問には、各避難所に 設置を検討したいとの答弁でありましたが、当然私の質問に答えていただいた担当部局から は、予算請求の中へは入っていると思いますが、私が言いっ放し、そしてそちら側が聞き流 しでは大変困ってしまいます。この3点について、予算請求がされたのか、またされなかっ たとしたら、どのような理由からかもお聞かせをいただきたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、1点目の耐震補助の関係につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

9月議会で議員からの一般質問に対してお答えをさせていただきましたとおり、耐震改修に対する補助金は人命にかかわる大事な補助金と捉えておりますので、来年度予算においても、これまでの実績を踏まえながら、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、1部屋だけの耐震に対する補助金でございますが、改めて現在の補助制度を精査するとともに、他の自治体の事例などを調査いたしました。調査した限りでございますが、大阪市や東京都渋谷区などで、壁などを補強する1部屋だけの部分改修に補助金を出している自治体もございましたが、多くの自治体が、本町でも今年度新たに導入しました耐震シェルターの補助制度を1部屋だけの部分的な補助制度として導入している状況でございました。

今年度ほかにも段階的耐震改修補助制度を新たに導入いたしましたが、まだ実績もなく未知数なところがございますので、この段階補助及び耐震シェルター補助の状況を踏まえながら、1部屋だけの耐震補助につきましては検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

では、2点目の補助率の見直しについてご答弁申し上げます。

現在、蟹江町自主防災組織育成事業助成交付要綱が、平成7年6月より運用を開始し、各自主防災組織の申請により、補助金の交付を行っております。現状、各自主防災組織からの申請実績を見ると、隔たりが出ているのも事実であり、補助率や補助対象の関係から、事業に取りかかりづらいということも考えられます。平成21年11月12日に蟹江町自主防災組織育成事業助成交付金交付要綱の一部改正をいたしました。毎年の自主防災組織の活動が年々活発となり、自主防災組織が実施する資機材等の整備事業も増加しているため、以前の予算では交付申請による対応ができなくなったため、できる限り多くの組織に平等に助成交付ができるよう本要綱の一部を改正をいたしました。

現在の備蓄食料及び消耗品的資機材整備事業の3分の1から3分の2への引き上げについては、予算要求を財政当局と協議をいたします。いましばらく今後の申請状況にて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、3点目の避難施設の鍵箱設置についてでございます。

来年度防災ボックスを7小・中学校及び旧蟹江高校の屋外階段等の入り口に設置するよう、 平成27年度予算要望をいたします。他の避難所につきましても、随時設置していきたいと考 えております。 以上でございます。

○11番 奥田信宏君

ありがとうございました。まず、3番目の鍵箱自動解除ができるのは、どうも一つずつ前に進むようであります。そして、1番目のは非常にこれ予算の立て方が難しいとは思うんですが、やはりある程度の枠だけはとっておいていただけるとすごくありがたいと思いますので、これは相手のこともありますので、こちらの予算が、例えばの話、今年度使い切れなかったとしても、できたら枠を逆にふやすように、これだけありますからもっと申し込んでくださいというようなPRができるようにしていただけるとありがたいと思っております。

そして、自主防災の備品については、やはりこれだけのものがありますという、まず品目とそれから補助率を、各自主防災組織に全部配っていただいたほうがいいかもしれません。 聞きにこられて、これは補助が出ますかというような聞き方でなしに、一覧表をつくって、これは例えば3分の1、これはひょっとしたら2分の1の可能性もありますとか、そんなようなマニュアルをつくっていただくと、これは非常にやりやすいと思いますので、これはご検討をください。これは私の提案であります。ご検討をください。

質問の2番目です。前の質問をさせていただいたのは、先ほども申しましたが、同様に保育所の枠を余分にとることも、災害に備えるのと一緒の先行投資になると考えるからであります。そこで、蟹江保育所の隣接する町が取得した土地は、そんな未来に向けての絶好の場所だと私は思っております。町のJR蟹江駅や近鉄蟹江駅から近い距離にあり、そこに未来に向かっての保育所の増設を用意して、少しでも若年層に住んでもらい、底上げできるチャンスを育てたいと思われませんか。

また、国は今年度幼児教育の垣根を外し、認定こども園の制度をつくりました。これは保育園の垣根を外し、幼稚園が保育もできる画期的な制度であり、幼稚園教員の場合は研修をして保育にも携われるという制度であります。

少子化対策の切り札の一つとして、施設整備に国が2分の1、市町村が4分の1、施設者が4分の1の負担で進めようとしている制度であります。

早く聞いた他の市町では、夏前後に説明を施設者にしております。ところが、町は9月頃に聞きましたが、手を挙げるところはないようでとの説明でありました。これは後でやられたような話はお聞きをしましたが、町にとって単独で保育所をつくるより、大きな町民税を使うのが少ない例えば認定保育園等の制度を全面的に打ち出したほうが、財政負担も少ないと思われるが、いかがでしょうか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに認定こども園の制度については、保育所緊急整備事業を使って行う事業でございまして、施設整備における補助率については、国が2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1であります。現在、実際蟹江町ではございませんが、隣の弥富市の場合、はばたき幼

稚園が来年4月から認定こども園を実施するということで、この制度を使って事業を行って おります。

当町の幼稚園 3 園ございますが、その 3 園、手を挙げるところへ説明をしていないということではございますが、私ども 3 園の関係者をお呼びしまして、将来的認定こども園をどうするのかということを 3 者の代表の方には、じかに説明、答申というか、回答を聞いてございます。それについては、今現在まだ国のほうから公定価格が低いということで、認定こども園を取り下げる、全国では認定こども園をやめますというような施設のほうも続出しておるという事実もありますので、今後国のほうが公定価格を見直すような動きもございます。それに向かってこの二、三年後、平成29年ぐらいだと思いますが、それぞれ蟹江町内の私立の 3 園がそれに向かって動くんではないかなとは思っておりますので、もうしばらく動向を見ている状態でございます。

確かに議員がおっしゃられるとおり少ない、町の持ち出しが少なくて済む施設がございます。町単独でやりますと、またダブる可能性はございますので、その辺十分に見きわめて、 今後いきたいと思っております。

以上です。

○11番 奥田信宏君

私もこういうチャンスを逃さないようにして、町の持ち出しをできるだけ少なくして、リスクも少なくなります、町にとってはですが、施設をしていただく方には多少とも負担が、リスクの部分はできるかと思いますが、逆にそういうところでパイがあって、いつでも入れる状態にしておければ、蟹江にとっては二重、三重のプラスになります。できたら町がそれこそ先頭に立ってやっぱり設置についての、例えば園の中でしかだめなのかとか、いろんなことの縛りもあることは聞いておりますので、そういう外しを考えながら、やっぱり考えていっていただきたい、このように要望をいたします。

それでは、次に質問3、高齢者の施設にしてもそうであります。国は介護保険の増大を抑えるために在宅介護にかじを切りました。そこで起こっていることが、以前にも増して介護施設に入居するのが難しく、100人を超す人が待機中であります。これは100人を超すというふうに言いましたのは、いろんなところの介護施設で申し込んでいる方は、たくさんいらっしゃるけれども、100人を超す方が見えるんじゃないかというふうには思っておりますが、介護難民といわれております。子供さん、あるいはお孫さんが在宅介護をすれば、会社をやめ介護、その後の生活設計が見えなくなります。

今、拠点病院、海南病院等で手術をいたします。そうしますと二、三週間で退院、それで リハビリの病院に大抵は移られます。そして、そこもある程度の回復をいたします。一、二 カ月で安定期という表現になるんですが、回復をされますと、さあ退院だと言われます。し かし、退院をしてくれと、それで毎日例えば車椅子で通ってくれというような、これでは非 常に大変な話で、行くところがありません。その後のケアができて、その後在宅ならまだわかりますが、家族の負担がふえ、介護認定によってはリハビリ病院等で毎日運動等をしてみえた方が、現状維持でとまっていたのが、介護認定をしますと要介護1あるいは2のところで家へ帰りますと、逆に満足なサービス等が受けられなくなって、本人には悪化する可能性があり、逆に介護にお金がかかるような事態になるような気がいたします。

それでは、家族も成り立たない、制度の見直しが少しでも今されそうですね、されそうになっております。地域包括ケア病院の整備に補助金が出る制度であります。地域包括病院を新設あるいは転換をする事業総額が、愛知県では6億円ほどの予算を見込んで、今この10月に愛知県から出ております。地域包括ケア病院の整備はこの海部医療圏も範囲に入っております。

このようなチャンスがある場合は、蟹江町の住民のために町が積極的に関与し、リハビリから在宅前の間の大事な期間を悪化させないで、介護ができるように格別の努力をしてほしいと思っております。

町長さんが前から言っていらっしゃいます、例えば温泉を使って少しでも悪化をさせないようにケアをしておきたいと、そのような考え方の一つでありますので、ぜひともこれは町のほうが積極的に、介護保険料に多分次長さんだと介護保険料に響くというような答弁が出るかもしれませんが、蟹江町にあれば蟹江町の人が一番これは楽をします。これはですから、そういう方向も考えながら、一遍ご検討していただきたいと思いますが、今の現状と、それから今後どういうふうに持っていくかはお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○高齢介護課長 橋本浩之君

すみません、現在町内にある介護施設につきましては、特別養護老人ホームが2カ所、それからグループホームが2カ所、介護老人保健施設が1カ所、ケアハウスが1カ所ございます。そのほかに有料老人ホームが1カ所あります。定員につきましては、養護老人ホームが109人、介護老人保健施設が80人、グループホームが36人、ケアハウスが15人、有料老人ホームが18人となっております。今後も高齢化が進み、要介護認定者の増加が見込まれる中、介護老人保健施設の増床は待機者の解消、緩和になると考えております。

在宅医療連携システム整備事業及び在宅医療サポートセンター事業につきましては、県が 重点的に取り組むことを表明しております。町におきましても、今後説明会が開催されます ので、内容を把握するとともに、関係事業者に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

ありがとうございます。まだ10月に出たところでありますので、全体像が私もちょっと読ませていただいているんですが、これからだと思っておりますので、ぜひとも元気な高齢者をつくるという、そういう目標に向かって少しずつ進んでいただけたらありがたいと思って

おります。

次に、近隣の人口が伸びているところとの比較を考えてみました。ところが、一番この近隣では旧甚目寺町さん、今のあま市の甚目寺さんだけが人口がふえていて、あとはあま市の中でも美和さん、大治町さん、そこら辺が蟹江と一緒でほとんど横ばいのようであります。少し美和がふえ始めたかなという話はしておりましたが、そしてまた七宝さんは減っております。それからこの近辺、ほかのところもやっぱり微減であります。

ふえている原因がよくわからないようであります、お聞きをしましたが。これは今蟹江でも考えていらっしゃいます区画整理なんかをやって漏れている地域があって、そちらへたくさん出てみえるかという気で聞いたんですが、ほとんどの方が旧の甚目寺町の道路の狭いところから新しいところへ、要するに所帯数だけふえて、人口がそんなにその地域は伸びていないという話でありましたので、同じようなことが蟹江でも起こっているので一緒だなと思っておりますが、1つは土地の単価が安いせいで、30代の方の流入が多くなっているのが原因かもしれないなと。それは多少不便でも車でということで、インター等がありますので、そのせいなのかなというふうに思っております。

そこで、次の質問です。私は予算をつくるときに、本年度は昨年度比の5%減でとか、各 課に総務課より内示をされると思います。多分されるんだろうと思っております。すると、 通常の経費はほとんど下がってきません。

そこで、新しいアイデア、発想が出るのはとても難しいと思っております。多分政策推進室でこれは引くんでないかと思っておりましたが、政策推進室にお聞きを多少しましたが、各課からヒアリングをして、それを精査をしたのを、多分総務のほうへ相談をし、それから副町長さん、町長さん、こういう順でなると思っておるんですが、それでは新しいアイデア、そしてお金のかかるものを出す。要するに出し方が非常に難しいと思うんですね。

それで、例えばこれは大分昔にあったような、夢プラン21とかいうのが大分昔にあった。 20年ぐらい前にあったような気がいたしますが、そこで例えば子育てに関して夢プランプロジェクトのような基金を創設して、各課にとらわれないアイデアを募集し、町の組織全体で知恵を絞って次の世代のためにどのような考えがと、そのような考え方ができないものかと思いますが、いかがですか。

この考え方、初めは子育て支援に前年比130%というような予算のつけ方もどうですかというふうにお聞きをしてみようと思ったんですが、かえってそれは予算をつけられたほうが、何も目的がなしにつけてしまわれては、非常に困られると思えるような、かえって大変過ぎると思いましたので、今のように考えたんですが、いかが思われますか。大変ちょっとこれは答えにくい質問になっておるんですが、よろしくお願いをいたします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

私のほうからは、前段の基金の創設の件につきましては、答弁をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、基金についてご承知とは思いますが、確認のためにここで簡単に基金について説明をさせていただきます。

まず、基金には財政調整基金と目的基金がございます。財政調整基金でありますが、この 基金は繰越金などの余剰金が発生したときに、その一部を積み立て、資金が不足するときに は取り崩すという財源を調整するがための基金でございます。

次に、目的基金です。特定の事業を行う目的を持って、余剰金等の一部を積み立てる基金 でございます。蟹江町の基金で申し上げますと、公共施設整備基金や土地区画整理事業基金 等々がこの目的基金に当たると思われます。

議員が提案してみえます夢プランプロジェクトは、子育てに関する基金とのことですが、 もう少し具体的な目的をお示しいただければ、目的基金に当たるかもしれません。ただ、例 年でございますが、財政調整基金に4億円から5億円ほどを積み立てる必要があり、これは 毎年取り崩した基金を補填するために4億円から5億円ほどを財政調整基金のほうへ積み立 てさせていただいておりますので、その残余を目的基金に積み立てていますので、基金を新 たに設立できたとしても、積み立てるだけの残余金、余剰金が生じるかは決算次第で、なか なか難しいかなと考えております。

以上でございます。

○政策推進室長 服部康彦君

それでは、私のほうから、先ほど議員から言われました各課にとらわれないアイデアを募集して町の組織全体で知識を絞って、次の世代のためにどのような考えかということでございますが、これについては、町の政策にかかわる部分だと思いますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

現在でも町がある特別な目的に向かって事業を推進するに当たっては、先ほども水野議員の最後の部分で総務次長が答えましたが、私ども職員によるプロジェクトチームをつくっております。その目的に向かって組織全体が、そのプロジェクトにおいて研究等を重ねておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、プロジェクトの中につきましては、住民の方から必要に応じてアンケートをとりまして、参考にさせていただいたり、各職員のアイデアを集結したりし、蟹江町の将来を検討し、何が最も効果的かなどということの検討をさせていただいて、事業を実施できるようにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○11番 奥田信宏君

新しく逆にアイデアをいただいたような気がいたします。逆にいうと、そうしたらそこの中で例えば子育て支援のプロジェクトをつくっていただいて、先につくってみて、それで1年なり2年なりやっぱりプロジェクトの中でいろんな課で検討していただいて、メンバーを集めていただいて、それをこういう基金をつくったらどうですかというのを、総務課のほう

に投げかけていただくのが、多分一番ありがたいと思いますし、要するに横断型の組織でそういう子育で全体を一遍考えてみたいという気で、本日はちょっと質問しているわけでありますので、ぜひともプロジェクトをつくっていただいて、子育で支援という名前でプロジェクトをつくっていただいて、何とか活用をしていただけたらと思います。この部分だけは後で町長さんなり副町長さんにご答弁をいただきたいと思います。

初めは、私は今高齢化対策に手をつけないと、財政も硬直し、単独の町としては大変行き 詰まる状態になるのでないかと想像をしてしまいます。高齢化には現役世代を呼び込むのが 急務だと思われますし、10年あるいは20年後の町のために、投資を私たちの世代がする必要 があると思っております。この将来10年、20年先の責任を持つために、私どもとやっぱり町 長さん、あるいは理事者側の方とアイデアを出し合いながら、一歩進めていただくことをお願いをしたいと思います。最後に町長さんから、今最後の部分のプロジェクトをつくるよう な話についてご見解をいただければありがたいと思います。

○町長 横江淳一君

奥田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。答弁漏れ等々ございましたらご指摘 をいただければありがたいと思います。

今、奥田議員、予算編成並びに子ども・子育て、老人対策、本当に幅広い見地の中でご質問をいただきました。ご商売の関係もございますが、それには全く触れられなかったというのが、大変我々としても非常に、もう少し触れていただいて、蟹江町の地価を上げていただけるような方策をしていただけるのもどうなのかなと。逆に我々もちょっとお願いをしたい部分がございます。

それはそれといたしまして、今ご質問いただきました子ども・子育てに対するアイデア、そして基金をという、まさに的を射た施策だというふうに私も思っております。そんな中で、子ども・子育て支援法が成立をし、今現在各課で有識者を入れながら今検討会議を実施をさせていただいております。先ほども町内にあります保育園、そして子供を育てる環境にある蟹江の町民の皆さん、それぞれの組織の代表の皆さんがいろいろ今意見を集めながら、将来の蟹江町の子ども・子育てはどのような方向でいくのかという施策、政策を今決めるべく会議を行っておりまして、来年度にも余分に1回やるように補正予算を要求をさせていただいたのも、多分議員ご承知おきをいただいておるというふうに考えております。

まさに、子供は宝でありますし、蟹江町の平均年齢を下げる唯一の起爆剤であると言っても過言ではありません。ただ蟹江町は今奥田議員ご指摘いただきました3万6,500人、多分これは外国人の住民を入れない数字だというふうに理解をしておりますが、我々これからは蟹江町の今30カ国に近い方、1,000人近い方が今蟹江町にお見えになりますので、その方の定住もしっかり図っていただき、蟹江町にお力添えをいただけるとありがたい、こんな施策もさせていただいております。

それと、予算編成の件につきましてでありますが、基金を十分活用しながら皆様方にお示しをし、健全財政をしっかり保ちつつ、前に進めたいということは、これはもう当たり前でありますけれども、今ここへ来まして、いろんな施策の中で喫緊の課題だと再三再四申し上げましたとおり、高齢化対策と少子化対策につきましては、優先してしっかりと施策をつけてまいりたいと考えております。特に予算編成に当たりましては、3カ年のヒアリング、皆様方には3カ年実施計画という形でご説明をさせていただいておりますが、それぞれの部署、担当者が3カ年の予算編成に当たりまして、3カ年今後新たな政策をこんなことをしたいんだというようなことを、町長室で必ずこれは今やってございます。

そして、夢づくり会議と称しまして、6年間にわたりまして町長就任以来、各部長を全て 招集をいたしまして、今後の政策等々についての意見交換、そして意思の疎通はしっかり図 ってまいっております。まだまだ不十分ではございますけれども、それぞれの部署、そして それぞれの職員のプレゼンも含めてしっかりと前へ進めてまいりたいというふうに考えてお りますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁させていただきます。

○11番 奥田信宏君

それでは、子育て支援の多分プロジェクトチームをつくっていただけるような、意気込みをお聞かせをいただいたということで、きょうの私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、奥田信宏君の質問を終わります。

質問4番 菊地久君の1問目、「新町民総合福祉会館の建設を 町長の決断を」を許可いたします。

菊地久君、質問席へお着きください。

○9番 菊地 久君

21フォーラム 菊地久でございます。

1問目の質問といたしまして、新町民総合福祉会館の建設を 町長の決断を、これが私の質問でございます。

昨年12月のときに、老人福祉センターの分館、憩いの家の問題につきまして、ちょっと直さないかんわな、使えんわなというような話が出てまいりまして、それから経過として、その分館を使うのを中止をして、本館で併用して使っていただこうと、こんなような経過にあるわけでございますけれども、とりわけ25年12月の議会において出されました経過報告、そしてまた26年3月のときに、また議会に出されました報告、そして現在6月議会におきまして本館の利用状況やいろんな問題、そして今後の方向性などについて出されたわけでございます。

まず第1点目、その経過を踏まえまして、6月のときに町の考え方というのが出されてきたわけでございます。

それを再度ここで、一度担当者のほうからご報告をお願いを申し上げると同時に、その間、 分館を利用されておられた皆さん方が、どのような心境だったんだろうかな、また、担当者 とのお話し合いのときに、例えば長寿会の役員の皆さん方に説明をしたときに、皆さん方は どのようなご意見を出されていたのか、現状で非常に満足しておるのか、我慢をしておられ るのか、そのような点も踏まえまして、担当者のほうから6月の時点までの経過について、 もう一度ここでご報告をお願いを申し上げたい。これは第1点目でございます。

○高齢介護課長 橋本浩之君

それぞれ、分館と本館に分けてお話をしたいと思います。老人福祉センター分館につきましては、平成26年1月20日以降、一時休止をしていた施設について、6月3日の議会全員協議会において廃止することを報告しました。7月1日には、分館の閉館について、閉館のお知らせを全戸配布とホームページで周知するとともに、施設に掲示をし、現在に至っております。

老人福祉センター本館につきましては、老人福祉センター本館の長寿会の利用を一時中止していたため、6月11日に長寿会の役員会の席において説明会を開き、6月30日をもって分館を閉館すること、引き続き本館の利用について協力をお願いしたところでございます。

さらに、6月11日に長寿会役員の方から、本館について再開の要望がございました。教養娯楽室、和室のほうでございますが、使用について7月9日、15日にも再度要望がございました。再開に当たり、1階に休憩室がなかったことから、こちらのほうは一般利用の方の休憩室がなかったことから、作業室を休憩室に変更し、長寿会の利用を10月1日から再開することにしました。

一応、センターと分館の状況につきましては、以上でございます。

それとあと、方針のほうまでよろしいでしょうか。

○9番 菊地 久君

最後のほうをやっていって、今後の対応について。

○高齢介護課長 橋本浩之君

方針でお示しをしました本館の大規模改修や建てかえにつきましては、民生部を中心とした若手主体の少人数のメンバー6人を選任しました。プロジェクトチームを9月から発足させ、現在まで3回打ち合わせをしております。3月までに意見の取りまとめを予定しています。また、3月議会に報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

もう一点なんですけれども、代替措置の補助制度につきましては、東放企業と福祉センター分館により影響があった利用者の方、尾張温泉への受け入れ体制についての打ち合わせを

今しているところでございます。

尾張温泉にお願いすることでありますので、尾張温泉の一般利用客を優先する必要がある と考えておりますし、補助制度につきましても、プロジェクトチームにおいて現在打ち合わ せをしております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

報告をもうちょっと聞いてからと思いましたけれども、要は現時点で町の考えてきたこと、 それらをずっとまとめて出された資料がありましたが、全部読んでおりますと時間がござい ませんが、まず現時点では考え方として今の分館は廃止、こういうことであると思います。

それから、案の2つとして、大規模改修、建てかえ、そして継続をしていきたいというの が第2案。

それで、案の3番目としては、大規模改修または建てかえという形で、とりわけ従来と同じように分館でやっておりました入浴サービス、こういうものは進めていきたいというような考え方やら今後の方針として、3点にわたって出されてきておるわけでございますけれども、一番大事なことは、大変こういう状況で老朽化してだめになってしまったと、だめになってしまったから今本館を利用して大体1日300人近い人が来てくださっておると。そしてその300人のうちの6割は、常時毎日お見えになる方が大体6割だそうです。

また、週に何回か来るような方とかお見えになっておりますけれども、いつもお見えになっておる方々とお話をしたときに、やっぱりこうやってくるといいわねと。大体グループ化されておりますね。3人、4人ずっと並んで、まだあの子は来ないでここだわよとか言ったりね。ああこっちがええわよとかね。それから2階は2階で将棋をやっておるだけじゃもったいないからこうしたらどうだということで、お年寄りの皆さん方の交流の場として非常にいい場所だなと思うわけでありますけれども。

そこで、前段ばかり言っておってもいけませんけれども、2つ目として私が質問をしておきたかったのは、近隣の市町村の老人の福祉センター、昔、海部・津島と言われておりましたけれども、ほとんどが老人福祉センターなんですね。弥富が総合福祉センターなんですよ。全部福祉センター、老人なんです。そして、大体お風呂に入っていただいて、飛島は温泉があるものですからね、温泉を利用したお風呂、ほかは沸かし湯ですね。そういう老人福祉センターという形でやっておられますので、その中身です。中身をずっと資料をそろえていただいて見たわけでありますけれども、ほとんどがよう似たような形で推移をしております。

蟹江町は本当に何をやってもそうでありますけれども、この津島は除きまして海部の12カ町村あったころだと、何でも1番なんですよね。1番がよかったころはよかった。次から出てきたところのほうが立派な建物に変わっておることは事実ですね。中身が少しずつ変わっていることも事実なんですね。でもほとんどは老人福祉センターという形で来ております。

建物はよそのほうが立派な建物でございます。弥富は一番立派ですよね。ほかもありますが、 蟹江町の庁舎、体育館を建てるときも一番早かったんですよね。体育館も1番だった。とこ ろが今見たら何か蟹江町の体育館はぼっこだなと、改修しましたからちいとは今度は利用も しましたけれども、そういう時代の流れの中できて、蟹江町の今の本館は、もう築30年です ね。分館は20年ちょっと越しておるわけです。

そういうのを比較をしながらしたときに、どうなのですかな、どういう思いなんですかな と思いますけれども、この近隣の市町村の福祉センターと比べて、現状の蟹江町の福祉セン ターについては、どのように比較をしたときに思われておるのかなと。どうでしょう、担当 者としてはどうこの今の状況を踏まえてどのようなお考え方をお持ちなんでしょうか。

○高齢介護課長 橋本浩之君

老人福祉センターにつきましては、昭和52年の厚生省社会局長通達によります老人福祉センター設置運営要綱により、設置及び運営をしておりますので、老人福祉センターという名前を使っている施設につきましては、同じような施設の設備がついております。基本的に老人福祉センターにつきましては、原則無料となっております。運営主体につきましては、市町村とか地方公共団体または社会福祉法人が運営することは原則となっております。

あと建物の設備につきましては、事務室とか生活相談室とかあと機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、その辺を完備していることになっておりまして、近隣の施設におきましては、 先ほど議員がおっしゃられたとおり、飛島が温泉を利用しております。それと愛西市です。 旧佐屋につきましても温泉を使っておるという状況で、ほかの施設につきましては、湯を沸かしたような、湯沸しの施設で入浴をしているというような状況になっております。

基本的には、土日祝日、年末年始が休みになっておりますよというのが多かったのが事実でございます。それから考えますと、先ほど議員がおっしゃられたとおり、昭和50年代に老人福祉センターとして、総合福祉センターとして機能しておりました保健施設等もございましたので、それ以降施設も他の場所に施設も移っておりますので、今現在は入浴に近いような施設になっているのも事実でございます。

ただ、これからの老人福祉センターにつきましては、健康維持、それから介護予防型の施設へ進んでいくべきだと考えております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

現状と今本当に皆さんが必要と思われるのは何だろうか。時代の変化によって、最初老人福祉センター、そうですね。そのころの60歳以上の老人の人口と、今65歳以上の老人の人口、先ほど奥田さんから話がありましたように、24%ぐらいが65歳以上の老人なんですね。30年前は数字はちょっと私は覚えていませんけれども、非常に少なかったと思うんです。大きく変化をしてきておる。そして、老人といわれる人が60歳か、60歳は老人なのかなと、ちょっ

と早ないかと思いますが、じゃ65歳以上が老人なのか、それもちょっとえらないかと。それで、老人という言葉と現状の老人との物すごく違いもあるわけです。

だから、この際、老人という形を考え方というのをまず一旦改めていったらどうなのかなとまず思うんですね。だから、老人は老人だから老人、しようがないよと言ってしまえばそうでございますけれども、65歳の老人は早ないかと思いますし、それからとりわけ今求められているのは何だろうかなと。例えばちょっと体は悪くなったけれども、リハビリをちょっとしてくれるようなのもあるとええわなと。そうするとまた、若い子供さんたちは非常に出生率は少なくなっていったりして、それから家族構成も大きく変化しまして、昔は家族一家4人で暮らしただとか、また孫もというような家族構成だったんですけれども、今は老人は老人だけだとか、子供は子供、孫とかいう家族構成も変わっちゃって、家族との触れ合い、お年寄りと子供たちとの触れ合い、若い人との触れ合いというのは疎遠になりつつあるわけです。

だから、それらを計算、計算と言うより対応として考えられるのは、もう老人のための福祉センターではなしに、みんながまず集まって家族的な感じでおれるような、いっときを癒されるような、そんなような施設というか会館というか触れ合いの場というか、そういうようなのが求められたり、それから健康づくりで、佐屋の老人ホームだとありますけれども、そういう器具やなんかもあったり指導者もおって、そしてやってくださったり、物すごくその場その場の環境の変化に応じながらやろうというような方向がつけられておると思うわけです。

例えば愛知県だと西尾市というところがあるんですが、西尾市で建てられた総合福祉センターは、これは5階建てでありますけれども、各階で違うんです。子供は子供の触れ合えるような母と子の触れ合いの場だとか、お年寄りはお年寄りだとか、または喫茶店だとか食事ができるだとかカラオケもできる。それから健康体操をやってくれるだとか、非常に多種多様な用途があるわけです。だから、そこへ行くと一日楽しく頑張ってこられるよと。ここへ行くとこうだよというような考え方で、ここはお湯は温泉ではありませんけれども、別のお湯を使っておやりになっておるようですが、このように新しい考え方、新しいやり方という方向に変わってきておるのではないかなと、こういうように思いますので、いま一度考えるときではないかなと。

それで、町の考え方としては、老人福祉センターもこれからもう一遍つくり直そうかと、 老人福祉センターだものね、ということで大きく方針や中身を変えた老人というより福祉センターという域までまだ踏み切られていないような、この6月の考え方ではないかなと。

あわせて、お湯の問題についての考えとして最初ありましたのは、尾張温泉東海センターとも協力し合って、例えば町が補助金を出してもいいよと、お年寄りだけではない。例えば 子供さんだってそうじゃないの、普通の人もそうじゃないの、一般の人たちも行けるような 割引券制度を出してあげたらどうかとか、また60歳以上にするか、65歳以上にするか、70歳以上にするかわかりませんけれども、ただ券を何枚かあげて尾張温泉へ行ってちょうだいというようなことも考えたらどうだろうかとか、こんな案もあるわけでございますので、総合してこの際全く老人福祉センターを建てかえるという考え方ではなしに、町民の新しい総合センターをつくり直したらどうだ。

改修だとかだと 2 億円だとか 3 億円でとかいう数字は出ておりますけれども、改修すれば 3 億円で済むなら何とかとか思ったりしますけれども、もうこの際、大胆に発想を変えていただいて、老人だけの老人福祉センターではなしに、蟹江町民が全体に集まって、みんなで楽しい大きな家族的な、そんな交流のできるような町民総合福祉センターというようなものをつくれないだろうかな、それは町長のお考え方が大きく方針転換なりしていただくことによって、また先ほどの分館を廃止をしたときの長寿会の皆さんや各町民の皆さん方といろいろ意見交換をする中で、そういうようなお話し合い、プロジェクトチームをつくってどうなのというような、今後のそういうような話をしていくと、まず突き当たるのはお金のことですよ。

お金が幾らあったらできるのということになると思いますけれども、財政的な問題は、次の質問でも申し上げたいと思うんですけれども、町の全体の例えばJRの橋上駅、近鉄の橋上駅、陸橋問題、やっていったら100億円ぐらいかかるだろうと思っておりますけれども、100億円の起債をやって事業をやったってどうってことはないですよね、びくともせんと思いますので、それはその次に申し上げたいと思いますが、この総合福祉センターをやろうとすると、前はあそこへ全部福祉の里みたいな感じで全体をやろうという考えがあったときは、大体24億円ぐらいの予算をと思ったんですが、だんだんと小さくなっていきましたが、例えば町長が英断をもって皆さんの意見を集約をして、こういうものをやろうじゃないかと。例えば3階建てぐらいで1階はこういうこと、2階はこう、3階はどう、まあついでだで4階までどうだとか、5階までやるかとかいうぐらいの腹が固まっていけるかどうかは、これからのやっぱり話し合いやら町長の決断によって、私は方向づけができるだろうと思うんですけれども、町長自身がそうは言ってもそうは言ってもと、この10年間、町長になって10年間、前任者が悪いとは言いませんけれども、緊縮財政、国家・国そのものはみんな緊縮財政でなるべくなら借金を減らせ、借金を減らせというような事業を進めておったので、大きな事業というのはないんですよね。

本当に大きな事業に取り組んだことはないもんですから、この際、総合福祉センターに10億円以上ぐらい予算を割いてでも、1つ大きな事業を手がけたらどうだと、このぐらいの決心が今要るときではないだろうかなと、そうしないと先ほど奥田議員からも話がありましたように、これからの蟹江町へ、ああいい蟹江町だな、子供も産みやすい、育てやすいと。産まんが悪いとか言うのはいかんですよ、誰かが変なことを言うやつがおったけれども、そう

ではなしに、皆さんがそういう環境の中で、ああ蟹江は子供を産みやすいな、育てやすいな、年を食っても安心だな、みんなが親切だな、そういう拠点がやっぱり必要でありますし、そういう拠点に金を投資をする、これは蟹江町に投資するんですよ、将来の蟹江に投資をするということで勇気が要ることだと思いますけれども、分館をやめた、そして本館をちょこっと手直しをする。

私は、最初はこの本館へ社会福祉協議会の人たちが入っておられますけれども、悪いけれども、出ていってもらって、あの下へ温泉を風呂をつくって、そしてあそこで何とか改修すればお年寄りの皆さん方が来て温泉へつかって、300人なり400人でも人たちで終わるのかなという発想もあったわけですし、またお見えになって、あのお風呂へお見えになっておる人とお話ししても、早く何とかならんのというのが先ですので、早く何とかしてよと、えらい狭いし、それで男の人と女の人と出入りはいきませんけれども、平気で男の人はパンツ一丁で出てきて困っちゃうわとか、そんなようなこともいつまでも続けるわけにはいきませんので、何とか皆さんに喜んでいただいたほうがいいよ。できることならこの際、どうなのというふうに、橋上駅の問題もあったんですけれども、大きく財政、事業、方針転換をするときかなと。また、町長ならばそのぐらいのことを、私は考えておる程度でございますが、町長はもっと大胆にお考えであるのではないかなと、こういうようにひしひしと伝わってきた、自然に。何かやりそうな気がするんです。

だから、演説を私が打ったって、私は銭を持っておるわけではありませんし、財政を、ただ一人の議員でございますので、言いたいことを言って金も出せばええがやと言えばいいわけです。つくればええがな、あんたたちが、これが我々の仕事でもあると思っていますので、説得できるかどうかわかりませんけれども、ぜひ町長の考え方をお聞きしながら、そして全体がそういう方向が生まれてきたら、やっぱりみんなして一つのものをつくり上げると、こういうことができないだろうかと思いまして、本当はもっと資料がたくさんあったんですが、余り資料を幾ら説明したって、要は町長自身もいっぱいこんな資料はお持ちでしょうし、皆さんから聞いておるもんですから、あとはどれだけの決断をするかせんかですわ。

そういうような意味で、ぜひきょうは前段いろいろ言いましたけれども、このぐらいの事業で予算を組んで一遍やろうではないかと、みんな一緒になってつくろうじゃないかと、こういうような気持ちになっておられるとするならば、ぜひきょうお聞かせ願えると大変いい年を迎えることができるかな、そう思いますので、ぜひあと町長の大方針を聞かさせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

菊地議員の期待にお応えできるような大方針が、この場で述べれるかどうかは大変疑問ではございますが、私の考えの一端を述べさせていただくということにさせていただけるとあ

りがたいと思います。

今、担当者のほうからるる説明をさせていただきました。過去の状況、そしてこれからのことも含めてでございます。今現在老人福祉センターの位置づけとして分館、本館があったわけでございますが、残念ながら先ほど説明がございました1月20日に休止をさせていただき、最終的には廃止をさせていただくという決定をさせていただきましたことにつきまして、本当に利用をしてみえた方には大変ご迷惑とご心配をおかけをしております。この場をおかりいたしまして、陳謝を申し上げたいというふうに思っております。

それで、いろいろそれぞれの団体の方、特に長寿会の皆様方からご要望をいただいたことに関して、できるところからまず要望に応えろということで指示をさせていただいたのも事実でございます。

そんな中で、先ほど来から出ておりますPT・プロジェクトチームを立ち上げまして、若い考え方、将来蟹江町を背負うであろう若い公務員にいろんな知恵を今出させております。 我々も今実際にそのチームがどこまで話し合いが進んでいるかということを突き詰めて聞いたわけではございません。しかしながら、考え方の中には大体私のこれからの考え方もしっかりと入れていただくような要望もしてございます。前段はこの程度にさせていただき、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

蟹江町にとってこの温泉資源というのは、本当にすばらしいもんだというふうに考えております。今現在民間の東放企業さん、尾張温泉さんを通じまして、湯の供給を受けているのも事実でございますし、その恩恵を足湯を通じて蟹江町民、そして近隣の皆さん方も享受をしているのも事実でございます。そんな中で、分館が閉鎖をし、今本館で大体11月の実績でも1日300人以上ということのことを聞いておりまして、年間で10万人近い方が本館を今利用しているのも事実でございます。その本館とて、実は老朽化の波がしっかりと押し寄せておりまして、蛇口も十分出ない、そして浴槽が小さい、ひびが入っている、危ないということも十分聞いておりまして、緊急に対策をしなきゃならない、その事態に迫っておるわけであります。

私の考え方といたしまして、先ほど来から申し上げておりますとおり、プロジェクトチームの意見を受けまして、来年度予算に新たな施策を発表させていただきたいというふうに今現在は考えてございます。それは改修ではなく新たに完成の後は今の本館も取り壊して、菊地議員がおっしゃるような町民総合センター、福祉を入れるかどうかは別といたしまして、総合センターという名前になるのかどうかわかりませんが、福祉を重点としたものではなくて、それも当然中に入りますが、老若男女親しめるような、そんなスペースがあればいいのかなと。特に社会福祉協議会、昨今の社会福祉協議会の役割は20年前、30年前とは大きくさま変わりをいたしました。当蟹江町といたしましても、保健センター部門を分室をいたしまして、今別の機関でやっております。30年前とは比べ物にならない今システムをとっておる

のも事実でございますので、これを機に社会福祉協議会にお願いをするのか、それとも第三 者機関にお願いするかは別といたしまして、新たなセンターをつくる、そんな考えを今現在 は持ち合わせております。

ただ、残念ながら財政力の中で限られるのは非常に二元代表制の中、皆様方に予算をお認めをいただかなきゃならないことになるかもわかりません。今現在先ほど来からご説明をさせていただいております財政調整基金と別には目的意識を持った基金として目的基金がございます。福祉基金も私がここで言うのも十分ご理解いただいていると思いますが、福祉基金も3億8,000万円程度実はございます。それから社会福祉協議会での基金も若干ございまして、それを利用させていただき、新たな施設をつくる考えが私の中には今持ってございます。しっかりとしたきちっとした計画がまだあるわけではございませんけれども、リニューアルをさせていただき、新たな蟹江町のランドマークとして、あの地域もしくは別の地域になるかもわかりませんが、温泉を利用した施設をつくっていきたいというふうに考えております

奥田議員からの説明がございました地域包括システムの構築も含めて、2025年までに団塊の世代の方が75歳になる、これが多分ピークになるというふうに考えております。それに向けてしっかりと施策を前に進めるべくセンターを構築して建築してまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位、特に菊地議員におかれましては、財政のことも含めまたご協力をいただければありがたいというふうに考えております。また、質問がございましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

いろんなことを申し上げたんですけれども、要は今本当に必要なのは、高齢者で2人で生活をしておって、うちの女房はこうこうこうで、相談に乗ってと、ところがその人に相談をと言った人自身が相談を受けにやいかんようなことなので、言って理解してくれたのかなと思ったら理解しとらんもんで、前へ進みません。じゃどこへ行くのと教えてあげる。そこはどこだねてな。だから、そこへ行くまでに訓練、訓練というのは失礼ですが、もういつでもそこへ行って、そこへ行けばというそういうところが必要になってくるのかなと思いますので、生活相談だとか介護相談だとか、あっちへ行って相談しなさい、こっちへ行きなさい、本当にどこへ行ったらいいかわからせんだね。そのうち本当におかしくなっちゃう。

そうではなくて、蟹江町でおぎゃあと産まれて、そしてお墓まで背番号制ではありませんけれども、一遍番号をもらったら死ぬまでその番号だと、前説明があったように、そういうふうにおぎゃあと産まれた人がお墓に行くまで、どのような形でお互いが理解し合って生活をし合って、ある日死んでおったけれども、2カ月たっても3カ月たっても気がつきませんでした、こんなようなみっともないことになってはいかんわけですよ。現実どこでもあるよ

うですけれども、蟹江町ではそういうことはあってはならないと、ないんだよと、こういう、そのためにも私はそういうような方向や制度化が必要ではないかなと、遅がけながら思いつつ、そしてそろそろ時代の流れ、財政的な手法を考えたときに、思い切ったことをやってもこれは投資で、蟹江町全体のための投資なんだから、10億円要ろうが20億円要るかもしれんけれども、大胆にやるかやらんかですわ、あとは。それはトップが大胆になるのかならんのか、必要だと感じるか感じんかですよ。感じにゃ、やらなええ。感じたら私は絶対に方針を打ち出して、みんなして立派なものをつくり上げていく、こういうことが大切かなと思っておりましたので、町長10年の実績の中で勇気を持って決断をしていただくことをここでお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

以上で、菊地久君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後1時から再開します。

(午前11時56分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 吉田正昭君

菊地久君の2問目、「JR蟹江駅整備計画と東郊線拡幅と陸橋化計画の考えについて」を 許可いたします。

○9番 菊地 久君

では、2問目でございますけれども、JRの蟹江駅整備計画と東郊線拡幅と陸橋化計画の 考えについてを質問をさせていただきたいと思います。

特に、こうした質問をしたいという気持ちになりましたのは、今回の12月の議会全員協議会におきまして、JR蟹江駅整備計画に合わせまして資金計画を出されたわけであります。約30億円というお金を投資してでもやろうではないかという大胆な計画であったわけであります。

そこで、いよいよ本格的に始まるのかなと、ただ上のそら空のように今まで言っておった、そうかそうか、ああ、そうは言っても無理だわなということではいけなくなったかな。真剣にイエスかノーかという腹を固めていかにゃいかんと、こういうときだと思いましたので、再度協議会で説明がありましたけれども、再度質問をしてまいりたいし、私の考え方やら質問をしてまいりたいと思います。

この問題につきましては、ちょうど平成25年の6月に一遍出されました。あわせまして、 ことし9月にも出されました。今回12月に出されたわけでありますけれども、25年6月の資 料のときは、ああそうかと、こういう計画をするし、JRに委託事業としてやっていただくんだなと、そしてお金を出しておくと向こうが事は進めたなと、こんなような程度であったわけでありますし、また、9月のときもまだまだ実感としてなかったわけでありますから、今回の12月のご提案につきまして、再度ここでこの計画案につきましてお尋ねをしたいと思いますので、協議会で説明をされた事項について、この本会議場でこの計画案についてぜひご説明を願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、JRの事業スケジュールからお答えをさせていただきたいと思います。

今、菊地議員もおっしゃいましたように、このJRの蟹江駅の橋上化の整備に向けましては、実は既に過年度から実施しているものがございます。それが今議員のおっしゃいました、まず平成24年度にJR蟹江駅の橋上化に向けまして基本計画調査としまして、駅周辺の測量及び地質調査を行いました。翌年平成25年度から平成26年本年でございますが、6月にかけまして概略設計調査を行いまして、自由通路、橋上駅舎支障移転などの調査設計を行いました。

今の計画でございますが、基本的に今JRの蟹江駅の北側、想像していただければわかりますように、北側は区画整理事業によりまして駅前広場が整備されております。南側は昔からの駅前広場というわけではなく、JRの空地を利用して駐車場だとか道路が行き交う、歩行者が行き交う、車が行き交う状況になっておりますので、計画といたしましては、JRの蟹江駅の北側の駅前広場、それと今回暫定的ではございますが、JRの蟹江駅の南側にも駅前広場を整備しまして、それを駅前広場と駅前広場を自由通路で結びまして、駅をその自由通路、橋上、上に持ってくる計画をしております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

資金計画、スケジュールは。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

申しわけありません。資金計画につきまして、今議員のほうから全体総額、全員協議会で 出させていただきました金額をお示しいただきましたが、まだ実際は公表できる段階になっ てはおりません。ですので、詳細な金額につきましては、この議場ではちょっと言いかねる 面がございますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

なかなか言いづらいのかどうか、よくわかりませんけれども、一応協議会で出されました 経過は、一応橋上駅の前は駅の北側の改札口を何とかできないだろうかという要望が強かっ たことが第一です。

それから2つ目には、やっぱり東郊線の踏切の改修です。あれを早急に何とかならんかという声が強いわけです。

そういうような中で、一方ではいろいろと平成24年度から自由通路の新設及び橋上駅化に関するこういう基本計画だとか実施というのは、24年から始まっておるわけです、当局の皆さん方は。そして、25年にまたいろいろ出されまして、今回の協議会におきまして覚書の問題だとか、それから27年度には都市計画の変更、手続及び社会資本整備計画の策定、それから28年度には工事の協定の締結、29年度には南口駅前広場用地取得というようにスケジュール的に出されてきておりますし、まだ公に大きく言うのは、ちょっと避けてほしいと言いましたので、余り詳しくは言いませんけれども、やっぱりこれだけの事業をやるためにはどのぐらいお金がかかるんですかということで、参考資料として約30億円近いお金が要るんですよと、よろしゅうございますかと、こういうことなんですね。

ああそうかと、30億円でほおと、こういうまずは受けとめ方だけでおるわけですけれども、 実際、それがどんどん進んでいったときに、ここの駅だけが橋上駅になれば、皆さん方全て が喜ばれるのかどうなのかなと思うと、ちょっと違いが、認識の相違があるのではないかな と思えてならないから、特に続けて質問をさせていただきますけれども、私が一般質問など でしておりましたことは、JR線と近鉄線の高架化をぜひ進めてもらいたいと。今、あかず の踏切と言われて近鉄にしろJRにしろ、みんながいらいらしとるじゃないの、だからいら いらを解消するためには、何とかこういう方向でどうなのということに対して今の志治まち づくり推進課長が言ったのは、相互理解のもと、協力をお願いしたいという、相互理解をし て皆さん、いろいろあるけれども理解をし合って、何とかできないだろうかと、また東郊線 の県道格上げ、拡幅計画の見通しだとか、そんなようなことに対してのお話があったし、答 弁があったわけ。

そういう前段を踏まえまして申し上げたいんですが、2番目として、計画はそういう計画だよと。そこでそれだけで事が足りるわけではありませんよ。まず、東郊線をどうするのと。JRや近鉄が高架になればいいんですが、踏切がご存じのように本当に困っちゃっておる。近鉄のとこもそう、だから、それはどうしたらいいのかと前にも申し上げましたけれども、県道への格上げをできないの、県へ何遍働きかけたの、そのためにはどうするの、そういう話もずっとしてきとるわけでありますけれども、一向に変わってこなくて、JRとの話し合いで橋上駅の絵がぱっと出されたわけですよね。

これはあんたちょっと忘れておれはせんの、本当に全体的に考えたら、まずは踏切問題を どうするのと、表裏一体なんですよ。切り離してJRの駅だけを切り離して解決する問題で はない。したがって、踏切の問題として高架を私は望んでおりますけれども、一歩下がって 申し上げると、近鉄の橋上駅化も出さにや不公平になりますよ。じゃ、南側の人たち、先ほ ど水野議員からも南側の話、質問等がありましたように、南側の人たちはいいのと、近鉄はただ駅前ロータリーだけを整備すればいいのとなる。そうではない。

だから、JRをやるならば近鉄も同時ですよと。同時着工、そしてあわせて陸橋、これは 町の町道であります。町がやるならやる、やらんなら県にやってもらう、こういうことで一 緒にせにやいかんわけです。3つを一緒。東郊線の陸橋化、近鉄の橋上駅、JRの橋上駅、 この3つをセットにならないとおかしいのではないかと思いますが、その前に、したがって、 2番目の質問として、東郊線の拡幅と陸橋計画は必要である。そこで、県への格上げについ ての行動計画はどうなの、これ1つ。2つ目、町独自で事業計画を立てて着手する考えはあ るんですか。3つ目、問題があるとするならば、解決の方策は何かあるんですかと、こうい うことをまず質問をさせていただきますけれども、このことについてどうなんですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、議員からただいま3点まとめてご質問をいただきましたので、3点まとめてご 回答を申し上げたいと思います。

まず、県道への格上げについての行動計画でございます。

これにつきまして、東郊線、これは実は町道名でございまして、北はあま市、旧の七宝町です。それから南は名古屋市を結ぶ幹線道路といたしまして、都市計画決定している道路、七宝・蟹江線でございます。

町としましては、この東郊線を県道へ格上げするよう県及び関係機関に毎年要望をいたしております。本年8月に行われました愛知県議会議員の建設委員会県内調査の折にも、町長みずから直接東郊線の県道格上げの要望活動を行っていただきました。このように、町長みずからがトップセールスをされ、事務レベルでも継続的に県との協議調整を進めている今状況にございます。

最近の状況でございますが、実は県の計画の中に逆に県道から町道への降格を予定している路線があるということで、県のほうから相談をいただきました。今後その東郊線の県道への昇格と町道への降格路線、この調整を図りながら、まずは事務レベルでの協議を県と進めて東郊線の県道格上げへの早期実現に向けて努めてまいりたいと考えております。まずこれが1点目でございます。

2点目でございます。町単独で事業計画に着手する考え方でございますが、これは東郊線は先ほども言いましたように、主要幹線道路でございまして、今本町五丁目交差点から南側のライオンズマンションまでの一部区間は整備が進んで拡幅されております。ただ、東郊線の拡幅計画には議員も今おっしゃいましたように、JR関西本線と近鉄名古屋線の高架事業が含まれておりまして、多額な事業費が見込まれることから、事業が遅延している大きな要因となっていると思われます。仮に街路事業として補助事業として採択されたとしても、町の負担する事業費、相当な額となることが想定されますので、現時点としましては県単独で

東郊線全線の拡幅計画に着手できる状況にはないのかなというふうに思って考えております。 最後ですが、じゃ問題があるなら解決策は何なのということで、これが一番目の回答でも ございます。やはり町単独事業として東郊線の拡幅高架事業を実施することは大変、大変厳 しい状況にございますので、したがって、これからも粘り強く県のほうへ県道格上げを要望 していきたい、そんなような考えでおります。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

そこで、どうしたらいいのということだね。どうしようね。これも例えば計画もない、何もない、無理だよ、無理だよと言うと、何なの。近鉄の橋上駅はどうなの、これから調べてやっていったときに、JRの橋上駅と一緒でどう、30億円あればできるの。例えばこの東郊線の問題についても陸橋化をやろうとしたら、用地買収も入れたかどうかはちょっとわかりませんけれども、20億円あればできるんじゃないの。そうすると、ここ全体をひっくるめて80億円のお金があれば解決できることではないの。大胆にこの計画をJRだけを駅前整備として30億円の予算をぽんと出されても、我々の受ける側としては、ああいいわねということには多分ならない。ならないということになると、これは計画倒れで終わってしまうと思う。だから、私が思いますのは、これは町全体を考えてやるとすれば、もう高架もちょっと無理なら一歩下がりましょうと。だから、この3つをセットにして考えるぐらいの気持ちがないと、なかなか前へ進んでいかんのではないだろうかなと。

それから、先ほどJRの南口のほうの整備は、先回も説明がありましたように、新本町線をずっと、まだこれは買収せないかんとこもある。そして、駅前の南側をロータリー化するためにJRから土地を2億円か何かだと思いますが、買って整備をする事業も入っておるわけ、そういうふうに。

そこで、単独事業、単独事業という形でここへ出ておりますけれども、例えばこれは木曽川駅の周辺整備事業という形で、前資料をいただきましたよね。そしてその資料で駅も書いてありますけれども、このJRの木曽川駅というのは、整備事業が約27億円かかりながら、国庫の補助金は10億6,600万円、国庫補助をいただいておるわけであります。でも、これはここにも書いてありましたけれども、単独の橋上駅だけだと国の補助は出ない。ところが新しいまちづくりとか、蟹江町の何か方向を定めてやることによって国庫の補助金対象事業にかわるのではないか。

これは、特に失礼な言い方をしてはいけませんけれども、今のいいとか悪いは別にして、 選挙だわね。新聞を見ると結果もわかっちゃうわね。そして、何をやりたいのかというと、 第3の矢は景気対策、景気対策ということはいかに金をばらまくかということ、これからば らまけるわけ。それで地方創生というのを出した。あれが目玉なんだ。

だから、そういうのにどこの政権、悪いことは別にして、我々は地方自治体の中の一議員

として先を見たときには、必ず今までのような緊縮財政で公共事業やめなさい、箱事業やめなさい、あれやめなさい、やめなさいでずっと来ておることは事実、でもこれからは年度を越すことに地方でこういうことが必要なんだと。

それで、蟹江町の特色ある町は何か。これはリニアが来る。そうすると、名古屋駅からわずか5分か10分、そのところを放っておく手は絶対ないと思う。必ずこれは一体的な事業として、名古屋周辺の都市開発事業なりなんなりという名目は考えればいいわけですけれども、要は国で金を出しやすい条件で、これから国からじゃないです、地方創生だから、地方から考え方を出して持ってこいといったら、持っていかな損です。持っていけばいいんです、どんどん。

蟹江町はこう考えておる、どうだと。100億円だと。こういう事業だと。それで、みんな町民からも声が上がる。議会からも上がる。これは一つの大きな事業としてやれば必ず、あしたやあさっての話しないから、これも2017年、3年も後。3年間の間一生懸命動けばいいです。そういう流れを考えていくことが今大切ではないかなと、こう思えてならないわけであります。

町長は、いろいろと考えられて、今までの緊縮財政の波の中であれもこれもと言いながら も、なかなか決断がつかん。町の金を30億円使うにはどうしたらいいか。財政的な計画はど うかということを悩んでおられるわけですと思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、総務部長、町の起債償還率、決算書に載っていますけれども、どうなのか。実際、25%を超すといかん。その以下まではと書いてある。ここにも書いてある、決算書。であると、蟹江町は今6.3%か何かだと思うんですけれども、だったらまだ例えば100億円、全部借金で起債をついたとする。100億円、そのときだと、償還というのは可能なのかどうか。何%ぐらいまで上がると思われるか、その辺ちょっと不勉強で申しわけない。これは総務部長に聞かないかんなと思って、きのうも寝ながら考えておったんですが、やはりこれは総務部長が得意だ。まずそれを聞こうと思っていた。あなた、無茶言ってはいかんという数字なのか、赤字団体になってしまうと、こんなことはできっこない、ばかだなとおっしゃるか、範囲の中で財政計画、範囲の中なら可能なのかどうかと。この辺はやはり専門家である総務部長、先にそれを聞いてから次のもう少し前へ進めていきたいと思います。

ちょっとすみませんが、総務部長、一遍お願いします。

○総務部長 加藤恒弘君

今100億円の、これから私どもが持っておる起債プラス100億円までどうだというお話をいただきました。実際まず今20億円の話が出ておりましたので、私どもで20億円の計算をささっと、これはアバウトでございますが、立てて入れますと、実は、20億円だけですと、昭和46年に13.7%という起債の実質公債費比率が出てまいります。今、25%という大きな数字を

おっしゃいました。ただ、13.7%のときに、じゃ幾ら町としてお返ししなあかんかというと、15億円をお返しするということになるんです。ですから、制限比率の中では半分程度ですが、それでも実際に90億円の予算の中で、15億円を起債の償還金に充てるというような状態が出てくると。

もう一つは、もう少したくさんの18%ぐらい、今一つ段階的に25%はもう本当に制限比率でもう一切起債はできません。18%になりますと、これはもう国のほうが許可制という形で、私どもが出します起債、現在は自由にといいますか、政策方針に基づいてどのような起債を受けるかということでお出しして、内容審査していただいて、お借りできるというような状態でありますが、18%を過ぎますと、基本的には私どもの計画ではできません。許可をいただいて、内容を厳しい許可に基づいて行われるというようなことになります。

これを私どもは今90億円の予算で、そのうち一般的にお借りするのが毎年7億円ぐらいでございますので、それも含めてそして下水道債がございます。これはまだ下水道は50年までやっていきますので、そういうものを足し込んでいきますと、あと18%になるにはもうすぐ、あと2倍ほどの額をお借りすると18%ぐらいになっていくんじゃないかなという想定はできます。これはもう46年の、今お借りするということですと、大体46年ごろに18%の大台と言ってはおかしいですけれども、制限される許可比率まで行く可能性があります。そのとき、大体同じように18億円ぐらいの償還金が出てくる。これは90億円に対する20%の償還金が出てくるということになります。

考えますと、これだけきますと、財政の圧迫は相当なものではないかというふうに財政当局では思っておりますので、そのあたりを今後どのような形で、政策論の中でどういうものを、さっき先生おっしゃってみえますように、一体としてやるべきものなのか、そしてどういう形でやるのか。またこれに対応するためにはどのような、起債のほかにもいろいろな手当をするのか。こういったところを論議をしながらそういう政策論を立てていかなければならんと思います。

また、そういった中でもできることとできないことがこれで出てくると思いますので、そのあたりは実態のお金のほうもパーセンテージだけではなくて、実際に償還いたします現金といいますか、償還金のほうもきちんと把握しながら、やっていかないと、これはかなり厳しい状況だというふうに私は思っております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

総務部長に反論しておっても時間食うので、財政当局の試算でやるとこうだといって、財政当局はあんなことばかり言うのでいい。そこまででいいといたしまして、我々政治家でございます。政治というのは、例えば蟹江町の将来で人をまず呼び込めるかどうか。先ほどもありましたように、だんだん蟹江町の人口が減って尻すぼみになっていってしまうと。そう

ではなしに、蟹江町の例えば人口が、前は5万人都市を目指そうとしておった蟹江町がこれから伸びるにはどうするのか。人に来てもらうことです。魅力ある蟹江町になることによって、人が来るのではないか。

それともう一つは、私は、立派な蟹江町にすると同時に、方向は名古屋市合併へ行こうと、 今回の火災のときでもそうです。あれほど、百四十何台だったか蟹江町より多いんだ。応援 車両というの、すごい。あれだけの力がある。体制があるでしょう。やはり大きなところは 大きいなりの技量や経験やそれだけのを持ってみえるわけ。

最初から、蟹江町は名古屋市へ行くと、来てちょうとは言わん。蟹江町、河村市長じゃないけれども、蟹江町は貧乏だでよとおっしゃる。飛島は金持ちだで、いつでもいいで、飛島来てちょうとおっしゃる。しかし、そんなことを言っておっても、今に中京都市構想というのはどっちみちだめだと思ったときに、名古屋市が300万人都市の名古屋市になろうとすると、木曽川まで入れんことにはならんです。必ずそういう方向が、下地はできておるんだからやるかやらんかだけです。そのときに蟹江町を外して飛び越えてなんてできっこない。そのときには蟹江町が真っ先にお願いというときが来る。生きておるうちに、私が。

だから、確かに財政当局からいうと、今90億円、あんた冗談じゃない。大体国が貸しはせんとこういう頭にあると思いますけれども、だったら、町長に聞きますけれども、JRだけしか、予算的に例えばどういう方法をとっても、30億円ということは無理してでもやれるけれども、あとはだめだと言ったときに、そんな説明で例えば町民だとかこの議会、議会はわからん、今度4月選挙だもんで。いいよ、町長が言うなら何でも賛成という人ばかりならいいですけれども、そうでなかったときは通らん、幾ら言ったって。

公平に考えたときに、JRの橋上駅が先か、近鉄の駅が先か、皆さんに問いただしたら、 誰しも近鉄が先と言うと思う、正直言って。わからん、アンケートとってもらえばいいけれ ども、どっちがいいでしょうかと。必ず近鉄が先だと言うと思う。

それで、2番目は、JRは地元の議員さんが言うように、北口を開けてちょうだいと、そこへ奔走してちょうだいと言っておったわけだ、最初。今でも前の協議会のときもおっしゃったように、北口何とかならんのと。そうしたらJRはあれなものですから、あんなものは嫌だと。最後押しつけて、どうせやるんだったらこうしようと。そうかと話は進んでいってしまった。進んでいくんです、これは。町は覚悟せないかん、30億円を。うまくやって、国からの補助や何かをうまくとれるかどうかちょっとわかりませんけれども、それだけの覚悟ができるかどうかと。そうすると、あとは近鉄の橋上駅は諦めようということ、財政的に、あなたのおっしゃる財政的にこれしかできないと。15%もこっちはいかん、もう借金できない

だから、政治家は、町長の決断次第ですけれども、15%起債を借りればいいじゃないか。 何を言っているの、90億円ぐらい。そのうちに国のほうでいろいろな補填やら事業、必ず来 る。潰れやせんです。最悪のときはそれこそ名古屋市合併。嫌と言う、向こうはだめだと言うけれども、借金だらけになってからどうぞ、そんな無理だけれども。

それから、目線として、町長、どうも目線として北のあま市はものすごくいいんです、橋上駅にすると、JRを。一番喜ぶのは七宝。大勢くるんです、向こうから。だから、政治姿勢という形で今仲よくあまや大治、蟹江、飛島、何か、AOKTだった、よく覚えないといかん、横文字になると私はだめだけれども、一応1市2町1村、それでどちらかというと、北のほうは非常に一緒にやりやすい条件もあるかといったら確かなんです。あま市と大治も、蟹江、いろいろな面で、だからそっちのほうの姿勢を示したのかなという気もします。でも、多分理解は得られないと思うもんですから、放っておいたらこれはどんどん進んでいってしまう、どんどん。

だから、一度ここできちんと優先順位をつけるのか、どうするのかということは、一遍やらないかん。近鉄放っておくということはまず無理だと思う。やるんだったら近鉄が先、橋上駅だと言うと思います。

それから踏切解消しなさいと言うはず。わかったと言えばいいです。町長、言えばいいんだ、ここで。わかった、100億円予算組めばいいじゃないかと。そうしたら一気にどうだという計画の中で皆さんと研究する、国へも行く。県へもやる。全町を挙げてこういうすばらしい蟹江町のふるさとづくりなのか、リニア対策協議会でもいいんですけれども、本当にそういう、変わるんだもん、名古屋駅すぐそばで、リニアで大名古屋ビルディング、来年、再来年立派なものが建つんです。ここから見える、蟹江町から。そういう状況が変化をしておることを計算に入れながら木曽川の駅もいろいろな計画で、4年かかって工事着工して終わったのか。やりかけたら本当になってしまうもので。だから、今大事な事業計画の数字まで上げて、30億円近い金を見せてくれて、あとは2017年オーケーになったら、それは本当に進んでいってしまう。だからここで今ちょっと考えるときだと私が思いましたので、ひとつ、一方的にしゃべってはいかんけれども、ぜひ町長自身がこの計画を出されて、この計画を推進をしたいと、推進をすると、絶対これをやっていきたいということなのかどうなのか。町長のほうの言葉を聞きたい。ぜひお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地議員のご質問にお答えをしたいと思います。答弁漏れ等々ございましたら ご指摘をいただけるとありがたいと思います。

今、JRの橋上駅、そして東郊線の拡幅、高架の問題も含めてさらに近鉄のロータリーそ して橋上駅、また高架も含めての総合的なお話をいただきました。

まず、一つ一つ整理をしてお話をさせていただきたいと思います。

まず一つ、蟹江町の財政状況の中で、大変菊地議員が心配をしておみえになりますが、ここで思い切って町長やったらどうだという、ある意味肩を押していただいた部分もあるやに、

考え方としては理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。それがそのように考えさせていただきました。

ただ、皆さん決算書をお持ちでございますので、絶えずお目を通していただいていると思います。蟹江町の実質の公債費比率は先ほど来から何度も出ておりますが、6.3%、非常に健全財政を堅持はしております。経済収支比率も85%、ただし若干心配いたしますのは、つい最近町村会でもご指摘をいただいた将来負担比率というのが、どうも蟹江町は若干高いということであります。数字は27.1%、一度ご覧ください。

私は、それを県の町村会のときに県の町村会長さん、並びに財政当局にご質問をいたしました。すぐその場ではお答えが出ませんでしたが、私が蟹江町へ帰る前に財政当局のほうに返事がございました。それは何かといいますと、実は、都市計画税、これが蟹江町は従来あったわけでありますが、政策の中でこれが廃止となったということが大きく起因をしているということで、そこの中で、下水道をこれ以上進めていくと云々といういろいろな注釈がつくわけでありますが、これはインフラ整備の中で議員の皆様方にご理解をいただきながら、今全体計画の270億円の下水道事業を実は今進めております。平成30年までこの地域、31年までに42%を目標として、今下水道事業を進めておるわけでありますが、今後、富吉地区も含めて計画を今実行しようとしている中でございます。

話を元に戻します。この中で、今、菊地議員が心配をされております実際100億円借りたらどうなんだと。うちの財政当局が先般お示しをさせていただきました、おおむね30億円の事業をやり、20億円の起債をしたらどうなんだというシミュレーションを出させていただきました。これは、一般会計予算、今補正予算が最終的になりまして96億円ぐらいになるわけでありますが、当初予算は90億円でスタートしております。まさしく90億円の予算がこのままずっと続くと仮定をした場合であります。歳入がもう少しふえるかもわかりません。残念ながら下がるかもわかりません。今現在の状況でシミュレーションをさせていただいたのが、実質公債費比率25%のレッドラインに行くまでのイエローラインが18%とするならば、それに近い13.7%になるというとりあえずはシミュレーションでございます。

でも、当然我々といたしましては、社会資本整備総合交付金を使い、そしてもう一つ、菊 地議員がご指摘をいただきました地方創生の予算をしっかりとこれから見きわめて、国・県 のほうに要望してまいりたいというふうに考えてございます。

また、橋上駅化につきましても、議員各位におかれましては、24年がスタートといいますが、その前から地域の議員さんを中心としていろいろな要望があったようであります。私も、駅北の改札口の時間延長等々の要望を、再三再四JR側にお願いをしたわけでありますが、JR側の都合等々ございまして、なかなかそれが我々の思うようにはなりませんで、最終的に断念せざるを得ないという言葉を議場でしゃべらせていただいたのも、ついこの前であったというふうに理解をしております。

そんな中で、せっかく地域の駅北の区画整理事業が終わり、70へクタール、70町歩の市街地ができ、たくさんの人が集まってきました。予定人口850人をはるかに超して900人に迫ろうという住民登録が今あるわけであります。ただ、全ての方がよそから来たかというと、そうではなく世帯分離の方もあるかもわかりませんが、少なくともあの地域が、今までとは違うにぎわいを見せる地域になってくるということも事実であります。

それから、数十年前から計画をされております新本町線の延伸についても、消防署の移転等々の問題もありますが、このことについても南の駅前広場を整備することによって、また違う補助金も得られるんじゃないかなとそんなことを期待しながら、とりあえず優先順位として、駅北の区画整理事業が終わったところから橋上化もしくは自由通路の、自由に往来できるようなそんな市街地があの辺にできればいいのかなということで、ご提案をさせていただきました。

もちろん、近鉄の駅につきましても、これも何もほかっているわけではありません。このことにつきましても、地元の議員さんには全てのことをお話はしておりませんが、鉄道事業者との話し合いも、近鉄の富吉駅のエレベーターのときと同様、今現在進行中でございます。ただ近鉄にもいろいろな事情がございますので、それを考慮した上で、この議会が終わりましたら、実は次のステップに進もうという計画がございます。

それも、まだあそこに営業を伴う会社がございますので、その都合を聞きながら、今年度までには一度本社並びに近鉄の本部事務所へお邪魔をする予定に、実はなってございます。ただ、それがすぐに橋上駅に結びつくかということについては、なかなか向こうさんの都合がございますし、先ほど申し上げましたとおり、20億円の借り入れをするだけでもこれだけの資金計画が要るわけであります。多分複線化の中での近鉄高架の、先ほど言いました仮に高架をつくるとすれば、恐らく倍、もしくは3倍近いお金が事業費としてかかるのではないのかと。それをどのようにやっていくかということを資金計画もまずは立てなければいけない。ただ、全く立てないわけではなくて、ステップを踏む必要があるというふうに考えてございます。

これも、20年近く前になりますが、都市計画道路の決定もし、この変更もしなければなりません。先ほど来、水野議員からもご質問がありました、奥田議員からもご質問がありましたが、にぎわいのあるまちづくりをつくろうと思うと、やはり蟹江町の看板であります駅、これの開発は不可欠でございます。ある意味、橋上駅でずっと供用を今やっております富吉駅につきましては、エレベーターを設置することによって、愛西市の方、そして近隣の方、高齢者の方々大変喜ばれておることも事実であります。多額のお金を皆様方にお認めいただき、早い時期にエレベーター供用開始ができたことは、本当にうれしく思いますし、それとともに、国道1号線の南の地域、これも市街化に向けて今研究会がスタートしております。これは地権者のご理解が要るわけでありますので、全てを加味いたしまして、これからのま

ちづくりを計画していかなければいけないというふうに考えております。

菊地議員おっしゃるように、たくさんのお金がかかります。無理はできませんが、ある程度皆様方にご理解をいただければ、先ほど言いました資金計画しっかり立てながら、皆さんにご提案を差し上げたいというふうに思っております。

特に、JRの橋上駅につきましては、これから覚書をし、この覚書が契約ではございません。仮の契約の中でしっかりとJRと話をしながら、最終的には議員の皆様方に予算のお認めをいただき、それがお認めがいただけないということでしたら、これはもう仕方がない、断念せざるを得ないという形になるというふうに思っております。

また、別の方策を考えればというふうに思っておりますが、今のところ、私どもの考え方ではほかの方策はなかなか見つかるものではございません。

そんな中では、橋上駅の進捗とそれから東郊線の拡幅につきまして、同時期に進むといいんですが、これもまた先ほど話をしておりますように、県道格上げに向かって精力的に今動いております。暇があれば、時があれば、必ずこれも県・国への要望を私だけではなくて、あま市、そして海部郡の共通の話題として縦の動線をしっかりつけていきたい。県道格上げに向かってしっかりとやってまいりたい。

町単独ではできないということをこの場で申し上げれば、3秒で終わってしまう話であります。そんなことでしたらまちづくりはできません。ある意味、精力的な考え方をしっかり持ちながら、議員各位に予算をご認識いただきながらやってまいりたいというふうに思っております。

近鉄、そしてJR、蟹江町の看板でございます。私の3期目の、アベノミクスに例えれば3本の矢というと大げさでありますが、やはり活性化の一つの起爆剤でありますので、ぜひともご理解をいただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

もうしばらく、協議の時間はかかるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ○9番 菊地 久君

大変な決断をするときが来ると思いますけれども、ここまでの資金計画も出して、スケジュールを出してこられたこと自体が勇気の要ったことだと思う、提案されたことは。提案がちょっと片一方だけに寄っておるで、これは実現が不可能かなと思えてならないから、だから、全町民が手を挙げてというところまで民意を立ち上げるためにはどうしたらいいか。これは一つのたたき台だと私は思っています。だから必ず今度は近鉄の橋上駅化というのは必ず出てまいります。

それから、陸橋問題も出る。それを一体として蟹江町をという話、多分行政当局からいって、必ず国と話をしていくときに出るのが、ちらちらと町長がおっしゃった税金の問題、都市計画税、これは絶対ついて回ると思う。蟹江町、何、これだけのことをやるのにどうなのと。必ず出てくるということも頭に入れないかんです。私が言ってはいかんけれども。議員

の私がどうなのじゃない。今、消費税の問題も先送りしておりますけれども、10%、もっと後になると、15%というような形で消費税はどんどん上がるような中で、蟹江町のまちづくりをしたときには、都市計画全部を青写真やると、税金の都市計画税というのも考えられますかということは、絶対国は言ってくるに決まっています。

だから、そんなことも全体を置きながら、本当にやれるかどうか。やれるとしたら、やろうと。じゃ、一方だけでもやろうという、皆さんの、ひとつまずやってみようというぐらいの決断ができるのかどうなのか。今はまだ青写真みたいなもので、ああそうかそうかで、聞いて聞きっ放しにしておれない。これは実現性が強くなるから、そのときに、町民の皆さん方のご理解が得られるかどうか。

重要なときでございますので、町長も本当に腹を張って、首をかけてこの問題をやらざるを得ないだろうという気持ちで今いっぱいだと思う。だから、できる限り引っ込めるんでなしに、前へ進むためにはどうしたらいいかということを、全庁を挙げて議論ができるか。議会側も議員皆さんがその気になって議論できるかと、悔いのないような結果を残すべきではないかと、私、一番の年寄りでございますし、一番古い人間でございますので、老婆心ながらそのことを申し上げながら、みんなして、勉強しながら頑張っていけるなら、前へ前へ向かっていくべきだと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、菊地久君の質問を終わります。

質問5番 中村英子君の1問目「子供の貧困について実態調査はできましたか」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○7番 中村英子君

7番 中村でございます。

通告書に従いまして、2問質問をさせていただきたいと思います。

前回の9月の議会でありますけれども、その議会におきまして、子供たちの貧困が広がっているんだということを質問させていただきました。繰り返しになるかもしれませんけれども、厚労省の調査によりますと、今日本では18歳未満の子供の実に16.3%が相対的貧困の中にいると。6人に1人ということで、大変に高い数字が示されているわけです。

それで、これを少し乱暴かもしれません。実態とはかけ離れているかもしれませんけれども、そのまま町内の児童・生徒に当てはめてみますと、おおよそ470人から480人ぐらいの子供たちが該当するのではないでしょうかと。そのようなお話をさせていただきました。9月のことですので、30分をかけてそれをやりましたので、教育長も町長もそのことはよく覚えていらっしゃるというふうに思います。

それで、この貧困は何が問題かと言いますと、さまざまなそれは生活上の問題というのはあるんですけれども、子供時代に貧困で育った子供たちは、生涯貧困であるという傾向が大変に強いということなんです。このことがありますので、国としても貧困対策法をつくって、それによりましてもまた市独自、また町独自でもよろしいわけですが、またそれは取り組むべき課題として、浮上してきているということだと思います。

そこで、9月に質問したとき、蟹江町の子供の貧困の実態につきましては、教育長のほうからは民生委員なりまた学校なり、その他の関係者で何といいますか、ちょっと目を光らせてもらっているけれども、そういうことはあるけれども、詰めた段階では把握できていないというご答弁がありました。町長のほうからも、実態をしっかり把握することが大変大事であると。そして子育てというのは、ことしの横江町長の最重点施策であるというような答弁もありました。お2人の答弁、いずれにいたしましても、実態の把握が必要であるというようなものだったというふうに思うんです。

9月議会から3カ月たったわけですけれども、果たしてこの実体の把握ということができたのかどうか、どんな作業がやられたのかどうか、まず、そのことについて質問をいたします。

○教育長 石垣武雄君

子供の貧困の実態把握はできたのかということで、まず、お聞きがありましたですが、私 どもちょっと9月のことを振り返りながらお話をしたいというふうに思います。

9月議会では、貧困家庭の児童・生徒数、そのお話をさせていただいて、そのベースになるのが準要保護者数から蟹江町の状況ということでさせていただきました。25年度の児童・生徒数の数からいきますと、小学生が142人、中学生が118人、合計260人と、その割合は8.9%ということもお話をしました。このほか、先ほど議員もおっしゃられたように、そういう民生委員の方々ももちろんあるんですけれども、要保護の家庭、これも足し算をして計算したとしても、相対的貧困率16.3%、6人に1人ということを言われたんですが、到底及ぶものではないと。その段階で16.3%を私はそこまでのものはないもんですから、要するに8.9%ですので。

その次の作業でありますけれども、いろいろ考えました、私ども。しかしながら、先ほどの教育課として把握できるもの、これの主なベースはやはり就学援助制度、これだということです。その利用状況から把握をしていくと。そうすると先ほどの貧困率には到底及ぶものではありません。ですので、この前もお話をしたように、学校の先生方が児童・生徒の様子を見ながら、例えば朝食を食べてこない。これは虐待にかかわるかもわかりません。あるいはいろいろな給食費の支払いが保護者のほうから遅れているというようなことがあれば、それが就学援助制度を利用されていない方であれば、なおさらお願いをしておるところですけれども、担任先生か教頭先生、そのあたりから保護者の方に働きかけていただいて、ぜひ蟹

江町にはこういう制度がありますということで、働きかけていくということであります。

先ほど言いましたように、パーセントは低いのでありますけれども、私はこれがある程度 蟹江町の全体に近いんじゃないかなというふうに最近は考えを変えてきました。

そのように考えますと、なぜかといいますと、そういう就学援助制度を利用されている場合、先ほどちょっと虐待のことも話をしたんですけれども、これにつきましては、地元の民生委員さんとの話し合いの場も持っておりますし、民生委員さんもやはり地域の自分の持ち場所というんですか、わかりますので、ここの子はこんなふうでこの家庭はとか、あるいは逆に学校の先生が民生委員さんにここ、こんなふうですがというような話は持っています。

ですので、先ほど言われた貧困というのは、所得の関係で一律に国がある程度線を仕切ったということで、これはわかったんですけれども、都道府県別に国が大綱を示したときに、まだ出ていない。そしてこれがじゃ年齢別はどうなんだと。何しろ所得でやってみえるものですから、さらにこれから一歩突っ込んだところが国も県もしていく段階だなと。あえてこれが蟹江町の全てではないと私も思っておりますが、ある程度のウエートは占めていると。そんなようなところでちょっとこの前の9月議会で質問を受けたところから、教育課も話をしまして、そんなふうに考えを今持っているところであります。

以上です。

○町長 横江淳一君

私も、ご答弁を差し上げます。

9月議会にお答えをいたしました子供の教育、特に子育てに対しては蟹江町は最重要課題として取り組むということは、確かに発言をさせていただきました。まさにそのとおりでありまして、ただ問題は、今、教育長が答えたとおりでありまして、どこまでのラインが貧困で、例えば収入が幾らから幾ら、でもそれは申告されている表面に出ている問題だけであって、ひょっとしたら隠れているところもあれば、余分にもらっている方もあれば、その把握するすべが残念ながら今、私にはございません。

いろいろな関係各位には、調査依頼、非公式にお願いはした部分がありますが、まだまだ 実態がつかめていないのも事実であります。ただ、先ほど教育長と同じような言葉で先ほど 中村議員がおっしゃったような数字は、ひょっとしたら蟹江町ではないんじゃないかなとい う感覚は今でも持っております。でもゼロではないということは考えてございます。

○7番 中村英子君

私は、数字上のことを言っているわけではないんです。

前回のときもお話ししましたけれども、厚生省が出しているのは、全国的な一つの目安でありますので、町の実体はどうかということは、さっきも言ったように違うというふうには理解をしております。そこでどう違うのかということです。中身はどうなっているかということの実態の調査が必要であると、そういう話だったと思うんです。

ですから、何%の人が援助を受けていて、何%がどうだとか、誰がこうだとか、そういうことではなくて、実態生活の中でそういうような子供たちをいかに把握して、ここに支援の手を差し伸べるのかと。そのことが問題であり、また課題ではないかというふうに私はお話をさせていただいたつもりなんです。

そこで、教育長の答弁ですけれども、この間質問をいたしました、その後、私はそのときには学校がプラットホームになり、そしてまた横の連携を持ちながら一つの組織としてそういうものに取り組むと、そういう形づくりをまずすることも必要であるというようなことも申し上げました。というのは、町長の今の答弁で、私も知っている人に、個人に何人かそういうことは声かけさせてもらったとか、それでそういう人もいるかもしれませんけれども、そうではなくて、町が横の連携の中でもし苦しんでいる子がいるとするなら、そういう人たちに手を差し伸べるための作業をしていかなければいけないんじゃないかと。そういう視点でお話をさせていただいたと思うんです。

それで、町長もその後、この3カ月間に、私は知っておる人に聞いてみたというぐらいのことで、どうなのかなと、町長はどういうふうなんだろうと、聞いただけでいいわということで済まされてほしくないものですから、そういうことではなしに、取り組む具体的な作業、これに対する。それを一歩踏み込んでやらなければ、教育長が言われたように、例えば民生委員からの報告を聞いて、もちろん民生委員さんや地域の町内会長さんやいろいろな人にそれはお願いしているわけですけれども、そこから声が上がってくるのを待っている。そういうことを言ってこなければそれでいいんじゃないのとか、そういうことではないというふうに思うんです。

なぜここまで私言うかといいますと、蟹江町の子供たちに、もしかしらたないかもしれませんけれども、やはり現在3度の食事が十分に食べられないとか、それからもちろん普通の子供たちの生活ができないとか、そういうようなことがあるというふうに報道されていますので、そんなことであれば、本当にこれは支援が必要だ、そういう考えから申し上げていることでありますので。

県のほうがもちろん新たに施策をつくってくるかもしれません、貧困法に基づいて、県が 具体的につくりますので、制度とかそういうものを。しかし、それを待つということもそれ は一つあるかもしれませんけれども、これは町内の子供ですから、もう少しそこに目が行き 届くような方策というものを具体的、現実的に私はつくっていっていただきたいと、そうい うふうに思うんです。

それで、現在、今、町長も教育長も恐らく余りそこに踏み込んでみずから実態を調査しようとか、そういうようなことではないような感じもしないわけではないので、一つの例をちょっと私は今から申し上げたいと思うんです。

これは、今回の質問の前に事前に鈴木課長のほうからデータを出していただきましたので、

そのデータに基づきまして一つの例をちょっと申し上げたいというふうに思います。

これは、教育長は先ほど就学援助のことを言いました。就学援助で一定の目安がわかるということです。この就学援助でも、4人家族で二百四十何万円ぐらいですので、もうこの就学援助をいただいている方は貧困の層の中に入っているというふうに、私は理解するべきだというふうに思っていますけれども、町はこの就学援助を出すときの上限を金額で決めていますから、それが二百四十何万円ぐらいだったと思うんです。ですから、その以下の3人家族、4人家族でしたら、もうこれは貧困の中に入ってくると。そういうふうに理解をまずしなければいけないと思うんです。

それで、一つの例を申し上げるんですけれども、今も言いましたように、課長からデータ 出していただきまして、その中に児童扶養手当というものが国の制度であります。この児童 扶養手当が、蟹江町がこの手当を総数どれだけもらっているのかということなんですけれど も、これをだから小学生・中学生にかかわりません。小さな子がいる家庭もいるかもしれま せんし、もっと大きい子がいるかもしれません。かかわりませんけれども、データとして、 児童扶養手当をもらっている人は総数で335人です。これは26年の10月末現在ですので、こ としの10月末現在で総数が335人ということであります。

そのうち全額支給、一部支給とかいろいろあります。中身が、収入によって支給する額が違うんですけれども、そのうち全額支給というのがどれだけもらっているかと言いますと、全額支給を得ている人は127人というふうになっています。127名です。母子家庭、父子家庭があるんですが、127人、ほとんどこれは母子家庭、父子家庭、ひとり親家庭です。それが127名という数字をもらっております。

これで、子供が例えば2人いて、お母さん、片親で3人家族の場合、この全額、金額的には4万1,000円ぐらいなんです。月額4万1,000円なんですけれども、これを幾らの所得であったらこの4万1,000円が扶養手当としていただけるかというと、子供が2人、3人家族ですと所得が95万円以下なんです。所得が年間95万円以下の家庭においては全額支給というふうになっています。ですから、4人家族ですとちょっと上がりまして133万円以下というふうになっていますので、今私2人で3人家族、所得95万円というものをサンプルにしたいんですけれども、子供が2人ですと児童扶養手当も加算してきますので、ここの家庭では1カ月に児童扶養手当というのは4万6,700円ぐらいまずいただくことができるんです。年間にしますと約56万円ということになるんです。ですから、95万円と56万円を足したもの、おおよそ150万円近いんですけれども、これがこのうちの家庭の収入になっていくかなと思うんです。

さらに、ここに児童手当というのがあります。これが国がやっている児童手当ですので、 これは1万5,000円か1万円かわかりません。どちらかをいただいておりますので、1万円 としても12万円なんです。県の遺児手当というのもあります。これが最初の年、初年度です と4,350円ということで、これは3年間は一緒ですけれども、あと2年は違ってくるとかということですので、今初年度でいっていますと、これが恐らく4,000円ちょっとの額がここに家庭に入ってくると。そして町の蟹江町の遺児手当というのもあります。これが2,200円で5年間ということの限定なんですけれども、これが年間で2万6,400円と。県の手当が、ちょっと戻りますが、5万2,200円です、年間で。これを全部トータルすると大体171万円というふうになるんです。この171万円ですけれども、これは報道されております母子家庭の平均所得額ということが180万円ですから、おおよそそれに近い数字でこの一家は暮らしているということなんです。

ここで、年間170万円で親子、子供2人で3人、親子3人で暮らすと、問題になるのは家賃なんです。ここで例えば家賃を払っていくと。家賃を仮に安いところで3万円ぐらいと仮定したら、3万円のところあるかわかりませんけれども、5万円ぐらいかもわかりませんが、一応仮定します、年間40万円近い家賃がかかるんです。家賃を引きますと、全体で135万円というものが残ってくるわけです。これを月で割ると大体11万円という話になるわけです。そうすると、親と子供2人で11万円の生活、もちろん医療費は支給されます。手当を受けていますもんで、医療費は支給されますし、学校に行けば給食費の援助とか、こういうこともあるわけですけれども、もう蟹江町の中では現実、今11万円で母親と子供2人で暮らす家庭は現実としてあるという話になってくるんです、数字から見てとれると。

町長、どうですか。こういうことを現実としてあるという話になってくるんです。そこで、これですと非常にもう生活はいっぱいいっぱいなんです。何することもできません。飢え死にすることはないかもしれませんけれども、もう本当にこの子たちは生活するだけでいっぱいになっておりますので、じゃこの子たちが塾に行ったりですとか、世間並の娯楽をしたり、高校や大学に行くなんていうことは夢のまた夢です。困窮の実情というのはこの数字からも、今の蟹江町の持っている数字からもはっきりと伺えてくるということなんです。

ですから、私は、これは調査を待つとか何かしなくても、この事実はこれだけの数字からも、町内にはこれだけの生活している人がいるんだなということはもうわかってきて当然なんです。そうじゃないですか。今、これだけ、たったのこれだけの数字からも見てとれるということを、どこどこで調査するのを待ちましょうとか、どこどこで何々、どこどこで何々、言っている場合、言っていなくてもわかるということなんです。

今の社会というのは、全てお金で賄う社会、何でもかんでもお金で買う社会なんです。も う10年も20年ももっと前ですか、すごい昔はお金がなくても気楽に生きられるというときあ りましたけれども、今は全てをお金で買う社会というふうになっていますので、お金がない と、生活していくだけのことになったら、どれだけ厳しい状態に置かれるかということをは っきりと示しているんです。

ですから、今、町長も教育長も答弁いたしました。もう何か遠い世界のことのようなふう

に私には聞こえたんです。余り子供たちに対して本当にこれを一人一人見ていこうというようなことよりも、何かどこかよそごとのような感じに聞こえないでもなかったんです。

ですけれども、このように、実際に児童扶養手当をもらっている家庭を見てみれば、これだけでもわかるわけですから、ですから、この認識というのはちょっと甘いんではないですかということを申し上げたいんですが、教育長も町長もいかがですか。

○教育長 石垣武雄君

そのように捉えて、私の話の仕方が申しわけなかったというふうに思っております。

就学援助制度、これがベースと言いました。これのほとんど3分の2あたりは、うちの蟹 江町の母子家庭の方が3分の2ほど占めております。それにつきまして、広報のほうでも前 もお話ししました4月号で、あるいはこれは学校のガイドブックもそうですし、入学説明会 のときも学校のほうからしていただいておりますが、ちょっとちなみに紹介させていただき ますと、家族構成が2人家族、3人家族、3人家族でも、両親が見える場合と、父か母どち らかと子供が2人とか、4人家族、そしてまた持ち家の場合と賃貸住宅の場合、これは一つ の目安ですが、出しております。

今、お話があったところ、3人家族、この例でいきますと、父42歳、母38歳、子1人、小学生、この方の持ち家の場合は就学援助制度を認定する基準として197万円以下です、これが賃貸住宅の場合は258万円以下で認定をしております。私もそういう認定の場所に、これは教育委員会の秘密会議で決めておりますけれども、事務局が提案しながらですが、出ておりますけれども、先ほど出ておりました児童扶養手当とか、そういう手当は一切入れておりません。基準は前年度の収入、これで判定をしております。だから、前年度の収入が今の話で、例えば197万円以下、例えば180万円でしたら、そういう手当は抜いて、何しろ本当にもらっている手取りの収入がそうであれば認めているんです。

これが先ほど申し上げましたように、1人家庭の3分の2ぐらいが母子家庭、そのあたりのことは十分私は把握しながら、そういう教育課として、経済的支援ができるはんちゅうでやられたらということでやっているわけで、今、議員からおっしゃられた人ごとみたいじゃないですけれども、そんなふうに全然思っておりませんので、言っておきたいと思います。

もう一つは、ちょっと9月議会から戻りますと、6人に1人がそういうようなデータがある。蟹江町はというようなところで議員からお話がありました。私もそれを、ベースを見ながらうちが本当にやっているところを精査して、この前の9月は出し、そして9月が終わって今回までの間で再度見直しをしたときに、やはり就学援助制度がこれはベースでうちがやっている。それについて、100%とは言いませんけれども、私はある程度蟹江町の実態をつかんでいるなと。そのことを自分で思っております。

そして、もう一つ言えることは、蟹江町に本当に子供が3度の食事が十分得られないということであれば、先ほどの学校の先生もそうですが、見ていてわかります、これは。そのあ

たりについては、申しわけありませんが、この4月や去年もそうですが、聞いておりません。 虐待でそういうことがあったことは聞いております。ですので、私はある程度、そういうパーセントは難しいんですけれども、蟹江町の小・中学生の教育に当たって、学校の先生方も本当に真摯にやっておっていただきますし、まだ100%とは言えなくても、十分手を尽くしていますが、今回こういう大綱ができ、そして県が実は健康民生部、県の、今26年度中にあいちはぐくみプランというのを5年間の以降、27年度以降計画を立てるということを聞いております。それらについても当然情報を得ながら、蟹江町も考えていきたい。

現段階では、私は昨年もそうでしたが、今流れの中で行っていることが正当と言っていけませんけれども、やれているんじゃないかなと、ある程度、二重丸とは言いませんにしても、そんなふうに自己評価をしております。

以上です。

○町長 横江淳一君

中村議員の質問にお答えをしたのは、あえて私は別に関心がないとかそういうふうに言ったつもりは全くございません。実際、今数字を羅列して、中村議員の言っていることが間違っているとは言ったこともございません。事実、そういう数字でそういう方がお見えになるのではないのかなという仮定の中で、多分おっしゃってみえると思います。

実際、今、多分担当者が答弁すれば、貧困の目安はどれだけで、どれぐらいの年額で250万円だったらこうだという、そういう説明ができると思いますが、実態的に170万円、しかも月に10万円で本当に生活することができない。そういう方がまた正当に生活保護を受けるべきだと思います、私は。逆にそれを我々としてはそういう方があれば、当然率先していろいろな関係機関を通じてお助けする。できることは公共団体がやる。これは当たり前のことじゃないですか。決して無視しているわけでも何でもございません。

ただ、その実態が我々の中に素直に入ってこない。数字上の問題でこういう人がいるんだ よということは納得をいたしました。そのことに関して私はそうではないとは言っておりま せん。それだけはお願いいたしたいと思います。

○7番 中村英子君

町長、何を怒っているのかよくわからないですけれども、ちょっと食い違っているんですけれども、まず、教育長のほうから言いますけれども、今の答弁の中で、もし本当に御飯も食べられないような子がいるとしたら、それは学校でわかるというふうに今おっしゃましたね。それはわかってもらえばそれでいいと思うんです。

それで、わかって、それは次の手当というものは、これはきちんと制度としてありますかということなんです。前回のときも言いました。非常に一つの例を出して、ある家庭の例を出して言ったんで、先生はそれを知っておった。食べられんことを知っておったけれども、何の手当もすることができなかったという話をしたと思うんですけれども、ですから、それ

はそういう子がわかると言えば、わかってもらったら、わかってもらって、次にその手当を どうしますかというところまでやってもらえればそれはいいと思うんです。

その手当の制度というものは、実際には先生がポケットマネーで応援するとかそういうことでやないと思うんです。そういうことではなくて、そこをきちんとした制度としてつくっていく必要があると。そこには横の連絡も必要ではないですかと。私は、そういうふうに思っていますので、そういうことであるなら一歩進んで、どうしたらそういう子がいた場合の支援というのは、本当に数は少ないかもしれないけれども、大事にしていこうと。そういう点でもう一歩先に、支援をどうするかということまで含めて考えていただきたいと思います。そこで、今、町長ですが、仮定の話でということをおっしゃいましたが、今、私、仮定の話じゃないんです。実質もらっている人はこれだけの額の生活になるということを、児童扶養手当をもらうには金額の制限がありますので、それ以下ということになっていますので、全額支給したときはその以下の人でそれだけの数字になるんですということを私は言っていますので、それはちょっとその仮定の話でとか、そういうことではないということを、まず実際にもらった数字からこういう生活は改めて推測されますということを言っているんですから、仮定の話で私は申し上げておりません。

そして、今、生活保護を受けるべきだと、そういうふうに町長おっしゃいましたね。これが痛い言葉なんですわ。生活保護を受けるべきだと、なかなかそうなんだろうけれども、中には生活保護を悪用する人もいるかもしれないけど、生活保護を受けなさいということは、本当に困っていればそれは手当てをするんですけれども、ただ、こういうことじゃないですか。

今、ひとり親家庭で貧しい人に対して行政は就業支援をしたりして、この人が自立して生活できるように援助していこうというのが、今のひとり親の政策じゃないんでしょうかね。ですから、じゃ、この人困っているんだね、生活保護ですねと。じゃないんですよね。しかも、この子たちプライドもあるんです、子供たちはね。ですから、本当に大事に思うなら、やっぱりこれは国のほうも言っている就業支援だとか生活支援だとか、いろいろな支援をネットワークの中で、横の連絡の中で支援していくという体制をとることこそ、大事なことなんではないでしょうかね。

それは、国も言っていて、ひとり親世帯の収入の促進をしましょうと。後のこの名古屋市のほうでも言いますけれども、名古屋市さんとかはそういうセンターをつくってそういう取り組みをしておりますけれども、そこのところをちょっとはき違えると、じゃ、これだけのことをしてやればいいんじゃないかではないんですよ。ですから、そのところをやっぱりきちんと踏まえて、必要な施策なり応援をしていくと、そのことが大事ではないんでしょうかね、町長、怒らずに言ってください。

○町長 横江淳一君

決して怒ってはおりません。ただ、言い間違えましたことは、訂正しておわびを申し上げ たいと思います。

私が言いましたのは、本当に食べることができない、生活ができない人は、国の施策として生活保護ということがございますよと、例を挙げて私はお話しをしたまでであります。蟹江町に本当にそういう方があれば、当然手を差し伸べるのが当たり前であります。ただ、中村議員の言うように、それが施策としてはっきりしていないということならば、これもしっかりつくっていく必要がある、そのことだけは申し上げておきます。

○7番 中村英子君

町長にもう一回お聞きしますね。今、蟹江町って中学生の海外派遣交流事業というのをしておりますね。大変結構な事業ですよね。財政上そんな、飛島みたいに1学年全部連れていくなんてことできませんので、限られた人でもこういう経験をしていこうということで、いいと思うんですが、これは申し込み制度でありまして、ここで抽選をして連れていくということですよね。

これが、自己負担が6万円というふうになっていますよね。ことしも募集をしていますが、6万円ですよね。この事業ですけれども、これがもしかしたらこの事業に関しても、経済的な理由、今言った児童扶養手当を受けていて、10万か11万で3人暮らしているような家庭のお子さんは、もうこの時点でお金の面で、このことに申し込みができない子がいるかもしれない。行きたいけれども、申し込みさえできない子がいるかもしれないというふうに考えたことはないでしょうか。町長にお伺いします。

○町長 横江淳一君

突然の質問でなかなか答えを持っておりませんが、一応規定としては、手続上の最低限の 負担をお願いをしたのが6万円というふうに決めさせていただきました。しかも、応募数が 大変たくさん今回も応募をいただいておりますし、そこの中で、まさしく能力があり、なお かつ金銭的に非常に難しいという判断ができる場合、まだこれは今ここで申し上げることは できませんが、本当に行きたいという申し出があれば、その意向としては、今絶対だめだと 言うわけではないのかなと。ただ、すぐそれを実行できるかどうかは、すみません、これま では即答は差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、たくさんの方に行っていただきたいのはやまやまでありますが、 12人という予算の中で執行させていただきますので、何とぞお許しをいただきたいというふ うに思っております。

○7番 中村英子君

全体的な限られた予算の中で執行しているかどうかということが今問題ではなくて、このような海外に中学生を派遣するというすばらしい事業でありますけれども、入り口のところで申し込めないというふうに思っている子がいるかもしれないと。そのことを、そういう人

がいるかもしれないということを思うことが、行政のやっぱり考えなきゃいけないことだと 思うんですよ、私は。

多分、もう最初からこういうことあったといったって、うちこれお金出ないんだから、もうそんな最初から、もうそんな申し込みする気もなければ何する気もないでしょうね、恐らく。でも、もし皆さんがそこまで考えが及ぶんであれば、例えば就学援助の助成の対象になっている子が、そういうことで申し込みたいことがあれば、その子たちは町が補助しますよとか、そういうことを併記して、初めて子供たちに平等に同じ機会を、こちら側の与えるほうとしては与えることができるんではないかなと、私はそういうふうに思うんですよ。

初めてそこで、教育をするほうの側の平等性、また困っている子に対する思いやり、そういうものをここでも、一つの例ですけどね、これは発揮することができるんではないかと、私がもうこれ言ったからって申し込む人ないかもしれないですけど、最初の入り口から、そんなこと、うちなんか金ないんだから行くわけないわみたいな感じになるかもしれませんよ。ですけど、こういう事業をするに当たっての考え方からしてみても、やっぱりそこまでの配慮をして、そして同じ機会のチャンス、同じことをお金があってもなくても平等にその子に与えていく、そういう精神で物事をやることが、やっぱり行政としては大切ではないですかということをまず申し上げましたので、改めてさまざまな制度を実施するに当たっては、よくよくそういうようなことを頭に入れながら、もう格差があるのが当たり前だということが身について物事をやるようなことは、避けていただきたいと。そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

ありがとうございます。なかなか物事を見るのに一本の線しか見ていないという、ちょっと今反省をしとるわけですが、何本かの線でまた見ながらやっていきたいなというふうに思っております。

とりあえずまだ大綱が、県のほうが27年度ということで、これは2月か3月にそういう大体の計画もわかると思うんですけど、そういうことも参考にしながら、また横の連携も含めながら、そして先ほどちょっとご指摘がありましたいろいろなものを見る目を養いながら、そしてもう一つは、実は先ほど学校でもしそういうことがあったら、教頭先生、そして教育委員会とかそういうようなところ、あるいはもし何かあれば、民生部のほうと連携というようなことも話をしておるんですけども、制度ではありませんが、そういうようなところももうちょっと整理をして、今後臨んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

中学生海外派遣事業につきましては、教育委員会部局ではございませんで、町長部局のほうで担当させていただいております。今教育長が答弁させていただいたとおり、しっかりと そこの状況も踏まえながら、今後考えていきたいというふうに考えてございます。よろしく お願いします。

○7番 中村英子君

日本って、今本当に大変な格差社会になってきまして、安倍総理が本当にああいう経済政策を打ちましたところ、富裕層は本当に富裕層で、資産が1億円以上を超える者が100万人あるということが新聞報道でも、100万人あるということがありました。片や生活保護を受ける者は161万人いるよという報道もありました。

こういう社会の中にいますと、知らず知らずのうちに格差というものを当たり前というか、前提として物事を考えてしまうというのは、これは誰でもですけれども、こんなこと当たり前だよというようなことで、こういう格差というものを前提にして物事を考えてしまうということがありますので、やはり私たちは、町政というものを担当するに当たっては、できるだけそういう錯覚に陥らないような視点で行政を遂行していただきたいなと、そういうふうに思います。

それで、最後ですけれども、こういうふうに私が言いますと、貧困家庭になっている親を けなす人がいるんですね。親が悪いと。あいつのうちはギャンブルばっかりやっとるわとか、 パチンコ屋行っとるわとかまじめに働いてないわとかいって、親をけなす風潮というのがあ るんですよ。

ですけど、もしかしたらその親はそうかもしれませんけれども、子供というのは何のそこに責任も何もないんですよ。ただそこの生活の中に置かれているだけですから、これだけ子供の数も少なくて、子供を大切にしなければいけない社会になってきているときですから、やっぱり社会が子供を育てる、守っていくという視点で物事をしないと、親の責任が子供に報いみたいなことになっては、それもまたいけないことですので、子供には何の責任もないと。何の原因も子供がつくったわけではありませんので、そのことを視点にしながら、教育あるいはまた町行政も進めていってもらいたいと、最後にそのことを申し上げて、1問目は終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、中村英子君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「福祉から見た名古屋市合併の必要性」を許可いたします。

○7番 中村英子君

では、2問目に移らせていただきます。

これにつきましても、前回の9月のときは、都市の基盤整備から見た名古屋市の合併の必要性があるんではないかということを、時間をかけて申し上げましたね。それは前回のことですけれども、もちろん私はさまざまな理由から、蟹江町は余りにも小さな規模でありますので、これは名古屋市に入れてもらったほうがいいんではないかという考えに立っておりますので、その考え方から、今回は福祉の面から見てどうなんだろうかという質問をさせてい

ただきたいと思います。

一口に福祉と言いましても、今、既に妊娠しているときから高齢者まで、墓場までですけれども、妊娠しているときから墓場まで非常に幅が広いわけですよ、一口に福祉と言っても非常に幅が広いんですよね。そして、その制度も高齢者それから中高年、それから障害者の方々、それから子供、それからまた生まれた赤ちゃん、妊娠とか、みんなこの制度というのは物すごい幅広いわけですから、その全部について一々あれがどうだとかこれがどうだとか、そういうことを取り上げて物事を言うというわけには、この限られた中では言えませんので、その中から、幾らか二、三の項目で抜粋して申し上げたいと思います。

この福祉全般につきましても、感覚的に名古屋市のほうが蟹江町より上を行っているのかどうかということなんですが、全体的にはそうではないかなということなんですけど、それが全部が全部、100%名古屋市のほうが上を行っているのかと言われれば、また全部が全部100%そうですよというふうには言い切れないかもしれませんね。個々の施策によっては多少の違いはあるでしょうということでありますが、そのような福祉の複雑な中身ですので、その前提に立ちまして、二、三項目を質問したいと思います。

1つ目は、高齢者の面から言いますと、何といっても目につくのが、大きな違いの一つとして、名古屋市が発行している敬老パスとか敬老手帳というのがあると思うんですよね。これは皆さんもご存じのとおり、敬老パスは一部自己負担がありますけれども、大体無料に近いような状態で、名古屋市内の地下鉄、市バスというものを利用できるという制度でありますね。そしてまた、市内にたくさん名古屋市は施設を持っているわけですが、その施設の入場料につきましても、大体100円ぐらいという格安で利用することができるということであります。

この施設もいろいろ程度がありますので、全部100円で入れるかというと、そうでもありません。100円でないところもあります。1,000円のところもありますけれども、非常に格安で入ることができるというわけです。ですから、高齢者はお金を使わずに公共の交通機関を利用して外出して、体を動かして健康を維持してもらうと。また施設に寄って文化的なことも享受してもらうという、この継続的な名古屋市の取り組みでもあります。

これは、名古屋市としても大変な財政負担を強いるものですので、これについて見直ししたらどうかというような意見が出ていることも知っておりますけれども、しかし大変にいい、これはサービスではないかと思うんですけど、もし蟹江町も町民が、このようなサービスがあれば、蟹江町の町民の皆さんもいいんではないかなと思うんですよ。近鉄やJRで行くで、あそこまで行って、そんな名古屋市内は行かんでいいわという方も中にはいるかもしれませんけれども、しかし、なかなか大きな市でありますので、このようなサービスが名古屋市にはある、蟹江町にはありませんということなんですけども、このようなサービスがもしあれば、いいなというふうに私は思うんですけれども、町長はどのようにお考えになるでしょう

か、お伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

比べるパイが余りにも違い過ぎまして、あればいいとは町民全て思ってみえます。議員各位も多分思ってみえると思います。蟹江町にいいこともあれば悪いこともあります。大きな自治体ですから、キャパシティーの中でやるあれですから、やっぱりランニングコストとしては非常に安く済むといういい部分もあれば、先ほどちょっと問題になりました都市計画税をとっている部分もありますので、ある意味高い税金という意味もございます。

蟹江町の11平方キロの中でやれることは限られております。今回の、今ご指摘をいただいた敬老パスにつきましても、蟹江町が巡回バスを今、おさんぽバスという形でお回しをさせていただいておりますが、まだまだいろいろなニーズがあるやに聞いております。ただ、蟹江町、温泉がございまして、これもしっかりと蟹江町の、特に高齢者を中心として今お楽しみをいただいておりますが、これは足湯も併用していただいて、蟹江町のみならず名古屋市の方も、名古屋市に足湯があればいいねなんてこともおっしゃる方もたくさんあるのも事実でありますので、蟹江町のいいところもあれば、名古屋市のいいところもあるというふうに、私は今この場ではお答えをしていきたいなと。

ただ、敬老パスが使えるような、例えば近鉄それからJRがそれに応じてくれるようなことがあれば、それは大変うれしいことかもわかりません。一度トライしてみることも必要かと思いますので、この程度にさせていただけるとありがたいと思います。

○7番 中村英子君

ありがとうございます。あればいい制度ですよね。こんなことがあればいい、ないんだよね。だからちょっとここで質問をしているわけですけれども、町長が言うように、蟹江町も温泉もあるよということですよね。だから、温泉もあるし、蟹江町もいいところがある。今私ちょっと福祉のことで言っているんですけど、温泉もあるよと、いろいろなことがあると。だけど、都市計画税が何ですって、都市計画税が、何か向こうはあるでいかんのか。さっきも出ましたけど、都市計画税をやめたもんで、うちの町は基盤整備が遅れとるのか、都市計画税について安易にここでいいとか悪いとか、ちょっと言えないですよね。これはちょっと今簡単には、都市計画税については言えないので、都市計画税のことはちょっととっておきまして、こういう制度がやっぱりあればいいなと。町民もこれがあればいいなと思うでしょうねということですね。

次に、同じ高齢者ですけれども、がんの検診につきまして、名古屋市がワンコイン検診というのなんですね。500円で全てのがんの検診を受けられるという制度なんですね。これについても、非常にわかりやすくしかも安いものですから、この制度がいいんではないかなと。恐らく全部のがんを、男性、女性違いますけれども、検診したら倍以上の金額、半分以下なんですかね、多分。

これはもう推測ですね、多分半分以下ぐらいに名古屋市のほうがなって、蟹江町が倍以上、 2倍にはならないと思う、3倍にはならないと思いますけど、かなり1万円近い金額が要る と思いますので、そういうことで、がん検診についてもこのようにワンコインでがん検診を 全て受けられますよと。

この制度も大変いい制度だと思いますけれども、これについてももし感想があれば、なければいいですけれども、ちょっと感想があれば町長からお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

お答えいたします。特定健診を含めて、町民の健康維持を自治体が図るというのはもう当たり前のことでありまして、今いろいろ啓発・啓蒙をやっているわけでありますが、特にそこの中でもがん検診が非常に遅れているという実態を見る中で、医師会を中心としていろいろなお願いをしてございます。今、海部医師会、津島医師会を含めてがん検診を総合のほうでやらせていただきました。

ただ、窓口負担につきましては今後の課題であります。確かにワンコインでやっていただけ、また当然支出がふえるわけでありますが、蟹江町、そして4市1町2村、一緒になって同じステップが踏めればいいのかなと。ワンコイン500円、非常に我々もうらやましい限りであります。今はその答弁とさせていただきます。

○7番 中村英子君

町長も私も同感ですね。うらやましい制度ですね。ワンコインもそうですし、それから敬 老パスもあれもみんなそうですね。つまり、ここでは上手を行っているんです。名古屋市の ほうが上手を行っていると、そういうことだと思います。

次に、障害者の関係はどうだろうということでありますけれども、障害者福祉ということを言いますと、これは国に法律がまずありまして、それに基づいて県が制度をつくります。 その制度の中で、助成費または必要な支援というものを規定している。そして、市や町というのは、国や県の制度に従いまして、さまざまな施策を実行していっているということだと思うんです。

ですから、ほとんど全国一律に、ある水準の障害者福祉がなされているということだと思います。じゃ、これで今現在十分かと言えば、これは大変に難しい個々の事情による分野でありますので、なかなか十分と言えるような状況にはならないのが実情ですけれども。そこで、各市や町が自分たちの町の状況とか、またそこに住む障害者の要望に応じて、国や県の支援や手当の範囲を上乗せをしたり、それとは別に独自の支援策をつくって対応していると、そういうところが実態だと思います。

それで、この独自の部分というのが、それぞれの町の福祉の違いということになってくる んだというふうに思います。そこでまず、障害者が障害になってしまったのか、あるいはま た継続的にそういう状態なのかわかりませんけれども、最初に行くところはどこかというこ となんですが、もし最初にも行きますし、その後何回も行かなければいけないかもしれないですけど、障害者が最初に行くところ、頼りにして行くところ、それは市町の窓口だと思うんですよね。その窓口にみんな行くと思うんですけど、その窓口のあり方というのが、最初の出会いでありますので、その市町の障害者行政を象徴しているところもあるのかなと。

その窓口という業務、窓口相談はどのようなものになっているのか、蟹江町とお隣の名古屋市というものについて比較をしてみますと、まず地域生活支援事業というものの中に、相談支援事業というのがあるんですが、これは蟹江町も名古屋市もやっております。ほかの市町でもやっていることです。実績報告書には、これについてどこどこで幾ら委託料を払ったということが書いてありますので、蟹江町もやっているということがはっきりとわかっております。

この相談支援事業、この窓口の対応に、蟹江町と名古屋市の取り組みというのは明らかに違っているというふうに、私には見えることがあるんです。蟹江町はこの業務を委託しておりまして、この委託が弥富の施設、蟹江町の社会福祉協議会あるいは障害児のことは名古屋市西区の青い鳥福祉センター、そこに行ってくださいと、3カ所書かれております。はっきりここにあるんですけど、蟹江町の相談支援事業ご案内、この事業を下記の事業所に委託をしておりますといって、今言った、つまりここに行ってくださいということがまず書かれているということなんですよね。これは弥富とそれから名古屋市の西区ですので、ちょっとどうやっていくのかわかりません、行ってくださいと。あとは社会福祉協議会ということで、ここに行ってくださいというふうに書いてあるんです。

名古屋市のほうというのはどういうふうに書いてあるかといいますと、どこがやっているかというと、名古屋市は障害者機関相談支援センターというのがありまして、同じ事業を実施しております。これは名古屋市も委託しておりますけれども、これは委託団体が運営しておりまして、本部とサテライトを合わせて、市内にこれが24カ所設置されておるんですね。常時これは開設していて、そこで障害に関するあらゆる相談に応じています。情報の提供や援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。つまり、1カ所でセンターとしておおむね事足りるようにしているわけなんですよね。

難しい相談もあるかと思いますので、ほとんどそこでいいのか、違う場所が必要な方もいるかもしれませんけれども、一応施設としては、センターとしてはそこへ行けばほとんどのことが間に合うということで、24カ所に障害者機関相談者支援センターというものを常時開設をしております。

そしてさらに、このセンターは障害者が地域で生活しやすいように支援を行う。つまり、 地域密着型のセンターであるよということなんですよね。これは政令市ですのでやること違 うなと思うんですけれども、ここで大きな違いが、やっぱりセンター方式と個別相談という ことだと思うんですよ。しかも、全く個別に施設に行ってくださいというようなやり方とい うのは、ちょっとどうかなと思うんですが、そういう個別相談に蟹江町の場合はなっていますと。

これは最初の窓口の取り組み、最初に行ったときの場所というのが、やっぱり蟹江町の障害者と名古屋市の障害者では、大きくここでその取り組みの姿勢とかその背景というものを、同じ人はどっちにも行きませんよ。蟹江町の人は蟹江町で、こんなもんかと思って蟹江町のところへ行くね。名古屋市の人は名古屋市の人で、こんなもんかと思って、名古屋市へ行かれる。両方へ行く人はないので、それぞれはこんなもんかと思っているかもしれませんけれども、こうして2つを比べてみますと、この違いというのはかなり大きいなというふうに私は思うんですが、この対応の違いについて、センターでなくてもセンターと同じようにやっているよということで答弁あれば、またそれはそれですけれども、どのようにちょっと感じるでしょうかね。これは担当者でも構いませんけれども、お願いしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

相談支援事業でございますが、蟹江町の場合は、身体・知的障害者の方については、愛厚弥富の里、身体・知的・精神の方については蟹江町の社会福祉協議会、障害児、子供さんですね、については愛知県の青い鳥医療福祉センターにそれぞれ委託をしておりまして、そこにそれ専門の相談員がみえますので、一応そちらのほうで委託として蟹江町が委託をしておりまして、そこでさまざまな専門の方にいろいろな相談に乗っていただくというふうに行っております。

一方、名古屋市はやはり政令指定都市でございますので、福祉事務所があるような形で、 町も福祉事務所はございませんので、そんなような取り扱いになっていると思いますので、 それなりに愛厚弥富の里、社会福祉協議会、それと青い鳥医療福祉センター、それぞれ専門 の方が親身になって相談を受けておられると思いますので、蟹江町としてはこの方法がいい と考えております。

○7番 中村英子君

これでいい。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

やはり専門スタッフがおりますので、このままで当分の間行ったほうがいいのではないか と考えております。

○7番 中村英子君

それはやむを得ないんですね、今そのやり方というのが、それでもしかしたらいいかもしれませんね。ただ、問題なのは、専門の相談員が今言ったように、それぞれの障害の種類によってその専門員がいるので、そこへ行って相談してもらうことがいいといって、そこに行ってくださいというお話なんですよ。

しかし、そこへ行っただけで事が済まないんですね。やっぱり手当はどうするのだとか、

何々はどうするのだとか、あれがどうだとかいって、あっち行ったりこっち行ったりしなきゃいけないんですよね、実際問題。ここ1カ所で物事が大体おおむね済めばいいんですけど、 ここ1カ所で済まないということを、私今問題で言わせてもらいたいんですけれども。

ここに、朝鈴木課長にも見せましたけど、平成25年度の障害者相談支援事業相談実績というのがあります。これは社会福祉協議会の窓口におけるものだというふうに思いますけれども、これが12名というふうになっております。12名ですから、専門のセンターをつくって常時対応しろといったって、人数的にこれは無理ですので、12名ということで書かれております。

この12名なんですけれども、12名が、じゃ、そこへ1回行っただけで事が済んだかというと、1回行っただけでは事が済まないわけですよね。これが、そのほかさまざまなところへ行きまして、データによりますと、この12名は145件のところに何らかの問い合わせ、電話、施設に行く、あるいはメールをする、あるいは会議をする、調整をする、いろいろなことをやって、12名の人が145件のことを別にやっているということが、データとして上がっているとさっき説明してもらったんですけれども、上がっているわけですよ。

何が問題かというと、このように1カ所で障害者の物事が済まないと。名古屋市の場合でしたら、センターによってそのほとんどをそこでやりますので、中にはやれない部分もあるかもしれませんけれども、やるということでありますから、利用者の側にしてみたら本当にこの時間と労力、心労、その他のことについて、雲泥の差ではないかというふうに私は思いまして、この問題を取り上げさせてもらいましたけれども、このセンター方式と個別にそういうふうに相談するということにつきましては、これくらいの差があるということを理解をまずしていただきたいと。実情だということをまず理解していただきたいと思います。

そこで、じゃ、蟹江町はこういうセンター方式ができるのかというふうに思いますと、今言いましたように、大変町は人口が少ない町ですから、障害者も少ないです。だから、常時人を置いて専門の職員を雇って、朝9時から5時まで開けてお待ちしていますというほどの必要はないんですよね。その必要はありませんので、今言ったように、それぞれの施設を紹介してそこへ行ってくださいと言うか、あるいはまた、県の制度や施設を紹介してそこへ行ってくださいという、こういうやり方なんですよ。

ですから、非常に大きな町のほうが何か手が行き届かないのかなと思うと、そうではなくて、小さいがゆえに対応を十分できないという現実がここにあるんじゃないかなと、私は思うんですよね。答弁しましたように、ここにないですよね、福祉事務所やらいろいろこの小さな町には、それだけのものというのはないんですよね。少なくても、中核都市30万都市ぐらいになってきますとそのようなことになってきますけど、この町の規模ではそのようなものを置く必要もないし、置かないですよね、普通。そんな利用する人少ないわけですから。

それで、結局この町の障害者は窓口っていったらあっちもこっちもあっちもこっちもいろ

いろなところを駆けずり回ったり、いろいろなことを聞いたりするというような、不利益ということをこうむっているのが実態ではないかなと私は思うんです。

これは非常に皮肉な話なんですけれども、一般の人たちは、小さな町のほうが障害者とか困っている人に対して、きめ細やかに手が差し伸べられるんではないかなというふうに思いがちなんですけれども、本当にこれは単なる思い込みでありまして、現実は今言ったように違うんですね。ある一定の人口を持つ市、例えば30万人とか50万人とかそれぐらいあって、初めて障害者の窓口はセンター方式にしたり、ひとり親のこともセンター方式にして常時開設して、その人たちに対していろいろな支援をしましょうという体制がとれるんですよね。

このことが本当に問題であるということを私は思いまして、果たして蟹江町のままでいく ことが、本当に町民のメリットになるのか。小さな町であるということは、本当にこの点に おいてはマイナスではないかと、私はそういうふうに思いますけれども、そのことについて もしご意見あったらお伺いをしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

中村議員のただいまのご質問でございます。障害をお持ちの方々が、全て先ほど申し上げました、それから担当課長も答弁をさせていただきましたが、そちらの相談の窓口のほうに行っていただくということではございませんで、役場の子育て推進課の障害福祉の担当の者が応対をさせていただいております。

そして、その中で例えば身体障害者手帳の交付の手続であるとか、蟹江町が行っております障害者福祉に関するいろいろな事業、そういったところのご案内だとか手続はさせていただいております。そういったこととは別に、継続的な相談をお受けしたりだとか、それから役場ばかりではなくて、いろいろな多機関にわたるような支援が必要だというような場合に、そちらのほうに行っていただくというのが主なところになっております。

そして、もう一つには、これも議員おっしゃったところではございますが、専門の講習を受けたスタッフがいなきゃいけないということがあります。そして、もう一つには、今の3カ所になってきたのも、過去にはいろいろな経緯がございまして、現在の状況になっておるということでございます。

ただ、これもおっしゃいますとおり、じゃ、そんな遠いところまで行けるのかと、そういったところについては非常に不便をおかけしておると、これも事実でございます。ただ、例によりましては全てそちらの相談所のほうに行っていただくということばかりではございませんで、場合によっては相談員がご自宅のほうに訪問、あるいはどこか役場ですとかそういったところで待ち合わせですとかというようなこともやっておるようには聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○7番 中村英子君

わかりました。部長の答弁は、名古屋市のセンター方式に比べても、蟹江町の窓口は遜色 はないと、自信を持って遜色ないと、これでいいんだと。もちろん、蟹江町、障害者1,400 名というふうに書かれています。その人たちがみんなこの相談のところへ行くわけじゃない ですよ、そんなこと私わかっています、行くわけではありません。

それから、市や町の役場や、それから保健所やほかの施設が全部窓口になっているというのは、それはそれであるんですよ。だから、市民や町民はどこの窓口へ最初行っても別にいいんですよ。蟹江町の役場へ来る人もいるだろうし、どこかほかに行く人もいるだろうし。それは名古屋市だって、センターに行く人もいれば市役所や区役所に行く人もいるし、それはいいんですよ。

ただ、そういう一つのセンターが全部、総合センターがその一つの需要に対して多角的に 対応できるように、その場でやることをしている、そういう制度をつくっていると、それが 総合支援センターの強みだなというふうに思って、言っているだけなんですけれども、それ は別に遜色ないと言われれば、すごいなと、自信を持っていろいろなところでやっていただ ければ、それはそれでいいかなと思います。

そして、もう一つは、障害者は今の法律は、地域でできるだけ暮らしていこうよというのが施策の柱だと思うんですよ。その地域でできるだけ暮らしていこうよということをするについては、やっぱりセンターなるものがそのよりどころとなって、その地域地域にあって、初めてそこで障害者の方もそれから一般の方々も、その人たちがそこを拠点として、障害者が地域で活用できるそういう環境を形づくっていくということが、今の障害者行政の柱ですので、その点においては少しちょっと、蟹江町はまだまだこれから頑張るのかなと、そういうところですね、それは頑張ってくださいね。

次に、ひとり親世帯のことなんですけど、先ほどもひとり親世帯のことを私言いました。 このひとり親世帯の支援について、これも非常に大きな違いがやっぱりあるんです。蟹江町 の場合は、県の制度のもとでやっぱりこれもいろいろしているんですけれども、名古屋市で すと、これも一つの拠点をもうつくっておりまして、総合窓口なんですね。母子家庭等就業 支援センターというのは、これは愛知県がやっている事業なんですけど、母子家庭等就業支 援センター名古屋市相談室というのがあります。これをジョイナス名古屋というんですが、 これが中日ビルの9階にありまして、これも常時9時から6時まで開設をいたしております。 土曜日4時までですけれども。

主にこれは親の就業の支援をするものでありますが、しかし、ここにおきましてひとり親になった場合に手当はどこからどのように、幾らもらえるのか。また、必要な書類はどうなんだと。そして、手続はどういうふうにするのかといった、ひとり親に対する支援をここでも総合的窓口として実施をしております。

しかもこれは、名古屋市におきましては、ひとり親家庭等自立支援計画というものがもう

既にできておりまして、このひとり親家庭等自立支援計画に基づいて、先ほども言いましたようにひとり親になった背景、あるいはまた子供の状況、そのようなものをさまざまに把握し、必要な支援を総合的に行うという、このひとり親家庭等自立支援計画というものをつくって、しかもこれも実施していると。そして、そういう相談事のある人は1カ所でこういうセンターに来ていただければ、全てのことが網羅できるようになっているし、仕事に対する支援もそこでしましょうと。

その効果が100%あるかと言われれば、またそれは違うかもしれませんが、一応そのような体制づくりもできていると。これもやっぱりある程度の人口規模のところでないと、このような窓口開設というのも難しいというのは、先ほどの障害者支援のところで申し上げたとおり、同じだと思いますね。蟹江町でこのようなものをつくるということは、なかなか人数的にいっても難しいですし、やれないと思うんですけれども、このような施策も打っていけると。

また、名古屋市のほうでは子ども基本条例というようなものも設置をいたしておりまして、 大切に子供を育てるという条例の制定もしてあるということであります。これはもう私も反 省しておりますけども、やっぱり議員としても子供の基本条例とかそういうのもつくって、 議会の側からもやっぱりこういうことを行政と一緒になってやっていかなきゃいけないなと いう思いもありますので、ちょっと今これは反省しておりますが、そういうものもつくって いるということであります。

しかも、このひとり親に対する援助というものも、細かく言いませんけれども、非常に手 当等も名古屋市のほうが上を行っているということですね、上手ですね。ひとり親に対する 施策も名古屋市のほうが上手であると。特に住宅とかいうものについても、県営住宅もあり ますけれども、名古屋市は住宅に対する母子家庭優先とかそういうこともやっております。

そしてまた、保育料についてですが、蟹江町でも保育料を改定するときにいろいろ意見を 出させていただいて、非課税世帯とかそういうところを均等割の額のみは高いんではないか と、ここを町長、考えてほしいということを附帯でやりましたけれども、一向に音沙汰なし で、言っただけで終わったというのがこの保育料の低所得者層のことでありますが、この低 所得者層で非課税世帯に対しましては、名古屋市も保育料を取っているんですけれども、非 課税世帯でもひとり親というものに対しては、保育料を徴収していないということもありま して、ここも名古屋市は大変厚いんではないかなと、こんなふうに思っております。

さまざまな点から見ますと、残念ながら大都市でありながらやっぱり上手だなと、そういう感想がするわけですけれども、このひとり親世帯の支援について、何かもしご所見があればお伺いをしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

当町でのひとり親家庭、母子家庭及び父子家庭でございますが、名古屋市よりも当然人口

がまるっきり違いますので、対応の仕方というのは違うんですが、小さいなりに1人の担当の、担当者が少ないのは事実でございますが、ひとり親家庭になればどういった手当、どういった制度がある、それを全て一応、担当については把握はざっとしておりますので、何ら不自由はすることはないと思っております。

以上です。

○7番 中村英子君

私は、9月の議会とまた今回の議会で、名古屋市に合併する必要性というのがあるんではないかということを、9月は基盤整備の面から、今は福祉の面、あんまり福祉について事細かく言えませんけど、二、三の項目について、人口規模がある一定あるところと、またそうでない町の現実というものは如実にあるなということを私は感じて、皆さん本当に頑張っていただいて、センターがなくてもセンターに匹敵するようなこともやっていただいたり、ひとり親に対しても本当に親切に対応してくださっているんですね、そういうことは。

そういうようなこともありまして、みんなが頑張っていただいているんですけれども、どうしても一つの枠というか限界というものが、超えられない部分があるんではないかなと、そのような視点から名古屋市に編入していただいたほうが、基盤整備の向上あるいは生活質の向上というもの、蟹江町の町民にとってもプラスになることが多々、多くあるんではないでしょうかと、そのことを申し上げまして質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で中村英子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後3時25分から再開します。

(午後 3時05分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時25分)

○議長 吉田正昭君

質問6番 佐藤茂君の「蟹江町の米作り」を許可いたします。 佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂、議長の許しを得て質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

きょうは、蟹江町の米づくりについて質問させていただきます。

米づくりといっても、外国でもつくっており、また近隣でもつくっておりますが、地域の 環境によってそれぞれの施策に違いがありますので、きょうは蟹江町に限っての米づくりに ついて質問させていただきます。 まず、私がこのような質問をする理由を説明させていただきます。

私が議員になりましてからはや3年半ほどたちますが、その間に富吉南地区を市街化にという話が出てまいりました。この話は前から出ておったようではありますが、そして、何回か勉強会というものを開いていただき、そして、その中で、当然ではありますが、米づくりをこれからもやっていきたいという人たちが出てきたらどうするのかという質問も出てまいりました。その答弁として、そのことなら、米づくりをやりたい人たちは一画にまとめればいいですよという説明を受けました。

そのときはなるほどと思ったわけでありますが、それからよくよく考えてみたところ、果たして本当にこれからも米づくりをやっていきたい人たちがどのくらいみえるだろうか、大変疑問に思ったわけであります。それはなぜかと言いますと、これから大変な問題になってくるだろうと言われております、先ほど話もありましたが、高齢化ということであり、そして後継者不足であります。蟹江町も65歳以上の方々が大変多くなってきております。そして、徐々に高齢化、後継者不足が始まりかけているような気がするわけであります。

私は、土地改良という役を20年ほどやらさせていただきました。20年前といいますと、まだ皆さん元気で、いい米をつくろう、そして1俵でも多くの米をつくろうと、隣近所同士で競争しておったんですね。ところが、私は自分で鉄工所を経営しておりまして、忙しくて米の1俵や2俵、余り気にかけることはなかったわけですけれども、しかし、余分なことですけれども、母親がうるさくて、仕方なく田んぼの草取りやあぜ道の草取りなんかをやっておりましたけれども。そしたら今度、その母も最近弱りまして、何も言わなくなったわけでありますけれども、ところが、今度は隣近所の方々から草が生えとるぞと、また肥は振ったかと、除草剤を振ったかと、いろいろ指導をしていただきまして、大変ありがたいことだと思っておりますけれども。

余分な話をさせていただきましたが、先ほど20年ほど前と言いましたが、20年前に米づくりをやっていた方々が、今でも変わらず田んぼに入っている方もおみえです。当時で年齢はと言いますと、私よりも上の人たちばかりであります。私は既に60歳を超えております。それを考えますと、皆さんもそれなりのお年になっているかと思います。そして、地区の土地改良区の工区長という役を私も5年ほどやっておりましたが、その間に、今でもそうですけども、何とかならないかという相談が非常に多い現状であります。

ある方が、朝の田んぼの見回りに来る人が、最近めっきり減ったと言っておられました。 米づくりに熱心な方々は、農繁期には毎日、また週に数回は田んぼの見回り等をされている ようです。ちなみに私はしておりませんけども。とにかく、米づくりにおいて、最近は熱心 でない方々が多くなってきたように思うわけであります。お年を召されて田んぼに入れない、 そして跡継ぎの人たちもいるのですが、田んぼに入ったことがない、米づくりをしたことが ないわけであります。そのような人たちが大変多いわけであります。これではますます米づ くりというものが進まないわけであります。

今年度でありますが、米が余っているということで、米の値段がますます下がってきました。これは消費者にとってはうれしいことではありますが、我々米の生産者にとっては余りうれしくないことであります。TPP、環太平洋経済連携協定、これに加入することで米の値段が下がるだろうと思っておりましたら、もう始まってしまいました。新聞を読んでおりましたら、ある農家の方が、これは規模にもよるでしょうが、500万円から600万円の赤字と、そのように書いてありました。

我々蟹江町の兼業農家はそんなことはありませんけれども、それでも、今でも赤字または とんとんというか、多分赤字でしょうね、ほとんど。これではますます農業収入が減り、果 たしてこのまま米づくりをしていっていいものか、大変疑問に思うわけであります。

ある方が、そのうち原野になるぞと言ってみえました。先ほど言いました高齢化、また後継者不足により、本当にそうなるかもしれません。蟹江町は耕作放棄地というところは今のところないようですが、海部郡のほかの地区では結構耕作放棄地があるようであります。結構草がたくさん生えております。

そこで、1つ目の質問でありますが、町として蟹江町の農業、特に我々のつくっておる米づくり、田んぼをこれからどのようにしていこうとしているのか、今回、先ほど言いました富吉南地区を市街地化にという話が出て、今現在それに向かって進めているわけですが、そしてJR駅南、近鉄駅南と話はあるわけですが、蟹江町じゅう全部市街化にしてしまうのか、また、米づくりは米づくりできちっとやっていかなければならないのかお尋ねします。よろしくお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは初めに、私のほうから町の市街化に向けた基本的な考え方からお答えをさせてい ただきます。

何度も同じような答弁をするようで恐縮でございますが、町は平成22年度に見直しをしました蟹江町都市計画マスタープランでは、近鉄蟹江駅南、近鉄富吉駅南、JR蟹江駅南の3地区をまちづくり検討地区として位置づけております。ご質問の中にもございましたが、現在、近鉄富吉駅南地区につきまして、市街化区域編入に向けて地元の皆さんと一緒になって、新しいまちづくりの取り組みを始めようとしているところでございます。

この近鉄富吉駅南地区は市街化を目指し、その方向性を示しておりますが、ご質問の趣旨でございます町の市街化に向けた基本的な考え方といたしましては、決して蟹江町全体を市街化区域にするというものではございません。また、農業に関しましては、市街化区域、市街化調整区域を問わず、土地の利活用は土地所有者の方々のご意向が優先されるものと考えておりますので、仮に市街化区域になったとしても、農地の保全や農耕作を続けていただくことは、十分可能なことであると考えております。具体的な町の農業施策につきましては、

土木農政課のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。 私からは以上でございます。

○土木農政課長 伊藤保彦君

私のほうから、これからの蟹江町農業をどのように考えているのかについてのご質問にお 答えをさせていただきます。

農業の振興につきましては、昨年度と今年度の2カ年におきまして、蟹江町農業振興地域整備計画の見直しを行ったところでございます。町の面積11.1キロ平方メートル、1,110~クタールでございますが、市街化区域417~クタール、その他の河川62~クタールを除きました631~クタールを、農業振興地域として設定をしてございます。

農地面積の86%が水田で、都市近郊地域のため、兼業農家が大半を占めてございます。土地利用につきましては、農家の分家による農地転用がなされてはいるものの、優良農用地の集団的・効率的利用の確保に努めております。したがいまして、開発への転換は、事業の必要性と農業的土地利用との調整を図っております。

議員が心配されますとおり、農業者の高齢化、後継者不足や相続によります農業以外の方の農地取得が今後は増加すると予想されます。対応策といたしましては、認定農業者や規模拡大に意欲的な農業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

その1つに、調整水田や貸し付け希望地の利用集積を推進しまして、農業協同組合による作業受託の調整機能を活用させていただき、借り入れ地と調整水田を合わせて作業受託の推進に努めたいと考えております。また、第4次総合計画におきましても、今後は付加価値の高い農業生産を進めるべく、地域ブランドに向けて進めていくことも農業後継者を育てる一つであると考えております。

ただし、農地の減少につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、都市的土地 利用への転換事業の必要性につきましては留意し行うものと考えておりますので、ご理解を いただきたいと思います。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ちょっと理解はなかなか難しかったですけれども、どっちにしてもいろんな方策があるということで、その方策に沿ってやれるということですね。

とりあえず、そういうことでしたら、どちらにしても米づくりというのは、先ほど志治次 長のほうから言われましたように、米づくりは米づくりできちっとやっていくんだという話 でありましたので、何度も言いますけれども、米づくりというのは、とにかく先ほど言いま した理由で大変難しい時代になっております。

他の市町村では、集落営農というものを30年以上も前から行っているようであります。

集落営農とは、地権者が、先ほど言われたことと同じかと思いますけれども、JA(農協)を介してオペレーターにお願いするというシステムです。民主党が政権をとっているときは「農地プラン」、そして、今度自民党が政権をとったら「農地中間管理機構」という名称に変わって、内容も少し変わってきているようですが、農地中間管理機構とはどのようなものなのか、これ、ちょっと後ほどご説明いただけないでしょうか。

そして、ちょっと話はあれですが、ある新聞を読んでおりますと、ことしの9月、全銘柄 平均、これは全銘柄ですのでいろいろ米の種類もありますけれども、相対取引価格は60キログラム当たり1万2,481円と、「これは農水省が数字を取り始めた2006年以降で最安値を記録した」と書いてありました。これはこれからもまた続くであろうと、要は、また来年もこの状態が続くだろうということであります。

ところが、蟹江町の場合は、個人が所有している農地の土地所有面積は、平均で3反程度だそうです。これは、他の蟹江町以外の地区では、1町歩以上も持っている方はざらにあるようであります。そして、たくさん土地を所有している方々ほど、本当に大変なことになってくるわけであります。

蟹江町の場合、個人の土地所有面積が少ないもんですから、まあ仕方がないわということで、今までずっと済ませてきておったということでありますけれども、今度は後継者の話になりますけれども、ところが今の若い方々の考え方は、親が百姓をやめたら私はやめると、このように言っている人たちが多く、全部とは言いませんけれども、大勢おみえです。そして、彼ら若い人たちというのは、百姓というものをやったことがないわけであります。

例えば、私のことでありますけれども、私は、もう小学校に入る前、本当に幼稚園にもちょっと行っておりませんでしたけれども、小学校に入る前から田んぼに入って、苗取りだとか田植えだとか稲刈り、そして脱穀、お米になるまで全てやって、やってというか、やらされておりました。

ですが、今の若い方々というのは、そんなことをやるはずもないですし、当然やったことないわけであります。そのような人たちが、親の後を継いで百姓をやろうという気にはならんわけであります。ましてや、自分たちが外で働いて稼いできたお金を、今度は百姓につぎ込むわけであります。前から言っているように、お米づくりというのはお金にならないわけであります。

そこで、なぜと、なぜ百姓をやらなければならんのかということになってしまうわけであります。お金にならないことならやめてしまえと、若い方々の考え方だろうと思いますけれども、少し違うような気がいたしますが、とにかく我々蟹江町の兼業農家の人たちがこれからも米づくりをやっていくことができる方策・施策を考えていかないと、あちらこちらに耕作放棄地が出てくるだろうと思います。

私の希望というか、思いでありますけれども、どなたかが、とりあえず町指導、または J

A等を交えて皆で考えて、米づくりというものを進めていかないといけないような気がいた すわけであります。そして、国が農地中間管理機構というものを打ち出してきたわけであり ますので、それに乗り、何とかならないものかお尋ねいたします。

先ほど、中間管理機構の説明をお願いしますと言いましたけれども、そのことを交えてよ ろしくお願いします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、農地中間管理機構の内容につきまして、大まかではございますが、ご答弁を申 し上げます。

昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中の10年後の日本の農業の目指す姿の実現 に向けた目標としまして、今後10年間で担い手の農地利用が全農地面積の8割を占める農業 構造の実現が示されたところでございます。

この目標実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律が本年3月1日に施行され、本年4月1日に、農地中間管理事業の引き受け先といたしまして愛知県農地中間管理機構が設立されました。

この愛知県農地中間管理機構が農地の貸し借りの中間的受け皿となりまして、農地の所有者は農地を貸し出し、農地を借り受ける担い手は農地の集約や規模拡大を進めることができます。また、農地中間管理事業を利用することによって、交付要件に合えば、地域や個々の出し手に対して協力金が交付されます。

この事業は、農業経営の規模の拡大や耕作の事業に供される農用地の集団化を進め、農用 地利用の効率化と高度化の促進を図ることにより、農業の生産性の向上に資することを目的 といたしまして実施されますので、業務の一部を町やJAに委託することになります。

それで、では、どのように活用するのかということでございますが、農地中間管理機構へ個々の貸し付けされる農業者が、まず、いるということ、私の土地を何とかしてくださいと手を挙げる、リタイアをするということですね。私はもう農業はやっていけないので、何とかやっていただけませんかという人だとか、または農地の相続人で農業経営を行わない方、例えば息子さんで、東京とか名古屋の近くでもいいんですけれども出て行ってみえる方が相続で受けて、蟹江町にある農地を、やりたいんだけれども、実際、相続を受けたけれども、やれませんわといった、そういった方が手を挙げて、中間管理機構に私の農地を全部受けてくださいということを出します。

ただし、農地中間管理機構は、その出してもらった農地を、今度はやっていただける受け 手ですね、受け手は蟹江町さんにおりますかということで、うちの蟹江町の中で受けられる 受け手の方を探さないといけないということになります。

したがいまして、蟹江町内もしくは近くで、蟹江町の土地を受けますという方がみえない 限り、貸し手だけいて受け手がいなければ成立しないというのがこの事業でございます。 交付要件といたしましては、全農地を10年以上機構に貸し付けないといけません。例えば 9年目で、ここを売りたいんだというような形、開発したいんだという場合に、もしその土 地を売った場合は、当初の1年目までさかのぼってお金を返還していただくというような、 10年間は絶対必ずそこに貸し付けるというような内容のものでございます。

交付単価につきましては、1反につき約6万円いただけるというような交付単価となって ございます。

以上が大まかではございますが、農地中間管理機構の内容でございます。 以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

私もそのことに関しては少し勉強させていただいて、ある程度は理解しておったつもりですけれども、これに関して、では蟹江町で、今の話ですけれども、農地を貸したいという相談を受けて、手を挙げられてみえる方というのはおみえでしょうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

現段階では申し込みはございません。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

やはり私もそのように思っておったわけでございますけれども、今の中間管理機構でありますけれども、まだ皆さん知ってみえないと思うわけであります。私もこういう立場になりまして、それなりにちょっと勉強させていただいて、ああ、こういうもんがあるんだということがわかったわけでありますが、一般の方々というのは、全くこの中間管理機構というものを知らない方がほとんどではないかと思うんですけれども、その件に関してちょっとお尋ねします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

先ほども述べさせていただきましたが、本年4月1日に、引き受け先として愛知県農地中間管理機構が設立されておりまして、中身につきましてやっと固まってまいったというのが現状でございます。

したがいまして、町と農協といたしましても、農家の皆さんに早くお知らせをしたいという考えをしておりまして、本年度も生産班長会の集まりの中で、愛知県農地中間管理機構の方に来ていただいて内容説明をしていただいたり、あと農家の皆さんにつきましては、パンフレットを配布し周知をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本当に先ほどのですけれども、とにかく米づくりというのはお金にならないわけであります。そして、今、説明を受けましたけれども、中間管理機構というのもちょっとなかなか難しいかなという話でありますけれども、それでも本当に何かやっていただかなければ、本当に田んぼというのが荒れ地になってしまって、耕作放棄地がどんどんどんどんできてくる、そんなような状態になってしまいかねませんので、とにかく私も一兼業農家の一員でありますので、私もできる範囲で、難しいことは私ではちょっと無理でございますので、できる範囲で協力させていただきますので、蟹江町の米づくりというものが進まないようではいけませんので、本気になってちょっと一遍、これ、先ほどの話を進めていただければありがたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長、すみません、答弁漏れがございました」の声あり)

○土木農政課長 伊藤保彦君

すみません。

それで、先ほど、生産班長会をやるというお答えをさせていただきました。

そんな中で、受け手となります担い手さんにも出席を願いまして、本当にこのような全体的な集約した形の中で受けていただけるかというようなところも、その辺のところを進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○10番 佐藤 茂君

先ほどの受け手というのか、オペレーターの方ですね、その方というのは、先ほどちらっと言われたことだと、蟹江町の人でないとだめなんですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

受け手といたしましては、別に蟹江町とは限ってございません。例えば、津島市の方のオペさんが受けたいという方であってもよろしいわけでございますが、ただ、先ほども言いましたように、例えば10~クタールあるうちの1,000平米だけ受けてくださいといっても、機械を持ってきて、そこだけやるというふうなことをやりますと、非常に時間と労力だけかかりますので、受け手さんとしても全体が集約されれば受けやすい状況になるかと思いますので、蟹江町といたしましても、今現在、認定農業者さんとしてオペレーターさんは2名ございます。それはちょうど北と南に分かれておみえですので、そういった方に、本当にご家族、息子さんたちも今も認定農業者としてやってみえますので、その辺のところも含めて、今後、そういった受け手としてやっていただけるかというところを町のほうからもお願いをしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

それでは、本当によろしくお願いいたします。 それでは、最後の質問をさせていただきます。 先ほど、後継者ということで言いましたが、前にも一般質問で言いました結婚相談所というものを町でつくったらどうですかという質問をいたしましたが、どのようになっておりますでしょうか。

後継ぎという方々もおりますが、独身の方々が非常に多いわけであります。これでは、百姓の後を継ぐどころか、先祖が残してくれた土地というものを守っていこうという、そんなような気にならんわけであります。全ての方々がそうとは言い切れませんが、それでもやはり結婚をして、そして家庭を持つことで、初めて責任感というものも生まれてくるような気がするわけであります。

そこで、ちょっと話が変わりますけれども、町の結婚相談所というものはどのようになっておりますでしょうか。先回質問させていただいたときには、「前向きに検討させていただきます」という返答をいただきましたが、いかがでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

蟹江町の結婚相談所ということで要望をいただきました。

それから、担当というのか、我々の中で一応議論はさせていただきましたが、なかなか町 立でつくるというのはちょっと難しいんじゃないかと。

それよりも、実は、昨年から観光協会の補助を受けまして、蟹江町商工会の青年部が蟹江町の地域活性化イベントという形で、合コンというのか、「かにコン」というのを実はやっておりまして、今回もことしの11月16日、蟹江町の飲食店を中心とした蟹江町の活性化とすばらしいいろんな食べ物があるよという、観光の一環として「かにコン」イベントを開催いたしました。

これは応募資格といたしましては、20歳から40歳までの、もちろん未婚の男女の方であります。応募人数は120名ということでありまして、蟹江町商工会かにコンホームページからも、これはお申し込みをいただけるようになっております。蟹江町の予定店舗といたしましては、蟹江町の商工会の商業部に入っておる飲食店が中心となり、商工会の青年部が中心となって実施をいたしました。男性の平均年齢が32.2歳、女性の平均年齢が31.4歳ということでありました。

ただ、これ、海部郡4市2町1村にまたがっておりまして、名古屋市からも、また三重県からも実は応募があったということであります。女性に至っては、稲沢市、江南市、小牧市というところからも応募があったということでありまして、蟹江町の参加が大体2割弱ということで、ほかの地域の方が多かったという印象であります。

蟹江町には飲食店が多いということで、たくさん集まっていただいたということがありますので、ありがたかったわけでありますが、後で一応アンケートをとらせていただき、「この合コン「かにコン」の感想を聞かせてください」ということでありました。おおむね「よ

かった」「まあまあよかった」というのが半分以上を占めておりまして、「またぜひともやってください」という意見もあった傍ら、「話し合う時間が短かったんじゃないか」だとかそういうことで、いろんなご意見があったように聞いております。

これは商工会の青年部の一環でありまして、まだまだ規模としては小さいということもございます。蟹江町といたしましては、町の発信ということではなくて、商工会、また別の団体の皆様方に幅広く声をかけて、こういうことができればなという。ただ、問題がなかったわけではなくて、未成年の飲酒が見つかっただとかということで、問題も実は提起をされたこともございます。あくまでも自己申告でありまして、身分証明書を出せという提示がなかった。今回は、未成年であるということに関してはご遠慮願いたいということと、多分ある程度、年齢についてはチェックをさせていただいたというのは聞いてございます。

今後とも、商工会頼みにするわけじゃなくて、商工会、そして観光協会へも貴重な税金を 投入させていただいておりますので、このことに関して、関心を持ってまたやっていきたい というふうに思っています。

これが農業従事者の方であったかどうかについては、ちょっといろいろ難しいものがありますが、職業等々については限定はしてございません。ただ、「何で知りましたか」ということで、やっぱりインターネットの検索、ネット検索が多かったというのは、今、若い方がスマートフォンを持っておみえでございますので、情報はどんどんとっていただいたということでございます。「今後もこのようなイベントに参加をしたいか」ということを聞きますと、半数以上の方が「再度またお願いをしたい」ということの答えもあったようでありますので、反応がよかったと思います。

ただ、非常に限定的なところで、蟹江町ということを限定させていただきました。なおかつ、商工会の飲食店が中心になっておりますので、これをまたちょっと広げて、別の形でやることは可能ではないのかな、観光協会がそれはやるのかどうかちょっとわかりませんが、まずは商工会とも、この結果を受けて、少しでも前へ進めていきたい。

これは農業従事者ばかりではなくて、実は商業従事者、工業従事者も同じであります。会 社員になられて後を継がれる方はいいんですが、そのまま、今一極集中の中で東京へ行かれ てしまった、大阪へ行かれてしまった、九州へ行ってしまったという方が大変多うございま して、次に仕事を継ぐという方が非常に薄くなってきたのも事実でございますので、これは 町全体の問題として、また商工会の次世代、後継ぎの問題としても重要な問題だと考えてお りますので、また前へ進めてまいりたい、ご意見をいただきたいというふうに考えておりま す。よろしくお願いします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

そういうことで、じゃ、いろいろ検討されていただいておるということでございますので、

1件だけあったんだけれども、ああ、そうか、1件話があったのかと思って、ちょっと喜んだわけですけれども、何回かやったうちのそれだけ、1件でもあれば本当にうれしいかなと、そのときは思ったわけですけれども、それなんで、私が思うに、本当にみんなが後ろからけつをたたいて、どうだどうだとやらんことには、今の若い子たちは結婚したがらない、面倒くさい。

(発言する声あり)

うん、もう、これだと思うね。今のその話を、――まだ時間はいいですね。

女性の方で30代ぐらいの方というのは、本当に結婚したいばっかりなんですわ。当然、男 もそうだと思いますけれども。ところが男性の場合は、本当に自分から女性によう声をかけ ない。それが嫌ではないんだけれども、なかなか声をようかけない。

ですので、後ろから本当にぼいたくらないとだめ。いや、だめだと思いますわ。

ちょっと話がよそへそれましたので、これでやめます。本日はどうもありがとうございました。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、佐藤茂君の質問を終わります。

質問7番 山田新太郎君の「マリオン市との姉妹都市提携について」を許可いたします。 山田新太郎君、質問席へお着きください。

○5番 山田新太郎君

5番の山田新太郎でございます。

今、議長から許可を得ましたので、マリオン市との姉妹都市提携についてご質問をさせて いただきます。

まず、なぜこんな質問をする気になったかといいますと、先般、マリオン市のほうから何

人かの方が来られて、それに対して歓迎のパーティーが開かれまして、私ども町議会議員も そこへ参加をさせていただきました。

いろいろ食事をしながら、立食パーティーをしながら様子をうかがっておったんですが、まず、町長に対してですけれども、「私、英会話なんかできませんがな」と大きな声で言っておられました。それで、周りの方たちを見ると、アメリカから来られた方は、アメリカから来られた方で固まっておられましたし、蟹江町から参加させていただいた方たちは、それで固まっておられました。日本から向こうに行かれた学生さんもおられましたんですが、やっぱりそれが中心で固まっておられまして、多少その間を縫うように、町の職員の方、英語が話せる方だと思いますが、通訳をしながら、いろいろなところで話をされておられました。結論から言いますと、日本人とアメリカ人の方が直接の会話をほとんどなされていないんですね。何のためにこんなことをやっておるのかなと、何が目的でこういうことをやっているのかなと、非常に疑問に感じました。

だから、今回、まず実態ですね、今、マリオン市との関係で、蟹江町との間で何が起きたのか、何がやられたのか、まず、その事実をはっきりしていきたいと思っております。

まず、マリオン市というまちがあるんですが、どのようなまちで、人口等、何か特色があったら教えてください。お願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

議員各位につきましては、中学生の海外派遣交流事業に格別のご理解をいただきまして、 ありがとうございます。

さて、中学生の海外派遣交流事業につきましては、派遣事業の終了のたびに事業報告書を 送付させていただいております。そういったことから、既にご承知のこととは思いますけれ ども、マリオン市の概要についてのご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げます。

まず、マリオン市はどのようなまちなのか、人口や特色はということでございますけれども、マリオン市は、アメリカ合衆国イリノイ州南部ウィリアムソン郡に位置する都市で、郡庁の所在地であります。マリオン市は、イリノイ州南部で2番目に大きい市で、面積は35平方キロメートル、人口は約1万7,400人であります。また、この地域で最大の小売商業の中心地でもございます。

以上でございます。

○5番 山田新太郎君

私に対して説明するんじゃなくて、蟹江町民の方にわかるように説明するんだということ を頭に置いてくださいね。蟹江町民の方はいろんなものを見ておられない方が多いんで、簡 単で結構ですので、概略的なものを回答に対してはお願いします。

今お聞きすると、人口約1万8,000人ということですので、蟹江町の2分の1とはいきませんが、蟹江町より小さいということが理解できると思いますが、特色については、南部の

ほうで2番目に大きいということですが、次に、それを結んだ経緯ですね、なぜここが選ばれてなったのかということについてお答えをお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

経緯といたしましては、平成17年に開催されました愛知万博におきまして、一市町村一国フレンドシップ事業が開催され、蟹江町の相手国はモンゴル国でありました。万博終了後も県はフレンドシップ継承交付金を創設し、市町村の国際化を推進いたしました。

蟹江町においても、その交付金を活用して国際交流事業の推進を図ることとし、万博時に おけるフレンドシップ国であったモンゴル国を対象に検討はいたしましたが、今後の交流相 手としてふさわしくないという判断をいたしました。

その後、平成19年10月、英語圏において中学生のホームステイを受け入れてくれる自治体の紹介を財団法人自治体国際化協会、これは通称「クレア」といいますけれども、そちらに依頼をしましたところ、同協会のニューヨーク事務所を介してマリオン市を紹介されました。マリオン市は、地元にある日本企業のアイシン精機で働く日本人家族を支援するために、日本との交流を初め、日本の本、雑誌を集め、マリオンカーネギー図書館の蔵書としたいなどのことから、日本の交流都市を探していました。また、できることならアイシン精機の本社がある愛知県内の自治体との交流を希望していた折に、蟹江町が中学生の海外派遣交流事業を目的とした自治体を探していることなど、双方の思いが合致をいたしました。

その後、平成20年8月に、第1回の中学生海外派遣事業を実施した後、マリオン市からの要望もあり、平成22年3月26日に、姉妹都市提携を締結いたしました。

目的は、未来を担う国際性豊かな人材の育成を目的とした中学生派遣交流を初め、教育、 文化、産業など、さまざまな分野における相互交流を推進することを目的といたしました。 以上でございます。

○5番 山田新太郎君

ありがとうございました。

今のクレアニューヨーク事務所を簡単に説明してください。どうも仲介に入られた国際機関というような理解ができるんですが、簡単にお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

クレアについてお答えします。

クレアにつきましては、地域の国際化のための自治体共同の組織で、海外に7つの事務所を設置運営し、国内外でさまざまな活動を行っております。また、世界最大規模の人的交流プログラム「JETプログラム」の推進、自治体の海外における諸活動の支援、諸外国の地方自治に関する調査研究、日本の自治体による海外の自治体との交流・国際協力・観光や物産などの経済活動の支援、国内の多文化共生社会推進に向けた取り組み、そういったものなどの地域の国際化のために幅広い役割を担っております。

○5番 山田新太郎君

わかりました。

それで、重ねてお答えになると思いますが、毎年のように中学生を派遣していますが、簡単でいいですが、提携の目的とどのような関係にあるのか、もう一度お答えください。

○政策推進課長 黒川静一君

アイシン精機でよろしいですか。

○5番 山田新太郎君

いやいや違う、なぜ中学生を派遣しているかということです。それを簡単でいいですから、 余り長過ぎるから、聞いていて多分わからないと思いますので。

○政策推進課長 黒川静一君

未来を担う国際性の豊かな人材の育成、これが一番最大の目的でございます。

○5番 山田新太郎君

次に、過去5回、中学生及び職員を派遣していますが、各回ごとの中学生及び職員の数、 そして職員については、職位もそれぞれ教えてください。各回ごとにお願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、第1回ですけれども、平成20年度になります。中学生が8名、職員が町長、教育長、 企画情報課長、教育課主幹の4名でございます。

次に、2回目ですが、中学生12名、職員が町長、教育部次長、企画情報課長、係長、主事の5名でございます。

次に、第3回ですけれども、中学生が12名、職員が政策推進室長、教育課主幹、主任、主 事2名の計5名でございます。

第4回が、中学生が12名、職員が副町長、教育部次長、図書館副館長、主任、主事2名の合計6名でございます。

最後に第5回が、中学生12名、職員が政策推進室長、係長、主任、主事2名の計5名でございます。

○5番 山田新太郎君

わかりました。ありがとうございました。

経費については、こちらにも資料いただいておりますので、1回ごとに400万円前後、高いときには500万円あったということですので、その辺は、これを聞いておられる蟹江町民の皆さんもご理解をお願いします。

それで、各回ごとに教えていただきたいんですが、中学生以外の方で、今言われたように 何人かの職員の方、またはその他、議長、商工会議所会頭だとか行っておられるんですが、 あくまでも中学生以外の方で、何人中何人の方がそれぞれの回ごとで、英語での会話ができ ましたか、教えてください。

○政策推進課長 黒川静一君

中学生以外で、英語のできる人数ということでございますけれども、まず第1回が4人中2名でございます。第2回が5人中3名でございます。第3回が5人中3名、第4回が6人中5名、第5回が5人中4名でございます。

○5番 山田新太郎君

ありがとうございました。

次に、先日、アメリカからマリオン市の方たちがお見えになったんですが、蟹江町として 歓迎の式典及び交歓会が催されました。当然初めてのことです。1回目ですが、蟹江町から 同様に5回向こうに訪問されているんですが、あのような交歓会というのは、向こうで5回 全部なのか、その回数を教えてください。

○政策推進課長 黒川静一君

それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、第1回はマリオンカーネギー図書館において歓迎のレセプションが行われた後に、 マリオン市及び商工会議所主催の夕食会、これはホームパーティーでございますけれども、 それが開催をされました。

次に、2回目につきましては、マリオンカーネギー図書館において歓迎レセプションが行われた後に、マリオン市及び商工会議所主催の夕食会、こちらにつきましては市内のレストランで行いました。それが開催をされました。

次に、第3回目でございますが、歓迎のレセプションはございませんでした。到着の翌日、 シビックセンターにおいてウエルカムコンサートが開催をされました。これにつきましては、 前年度に姉妹都市提携を結んだ記念として行われたものでございます。

次に、4回目、5回目ですけれども、こちらは同じくで、マリオン市長、議会の主催による夕食会が市内のレストランで開催をされました。

○5番 山田新太郎君

つきましては、今回初めてマリオン市の方々が来町されたんですが、その折の中学生の人 数及び付き添いの方々の人数を教えてください。また、付き添いの方々の市での職位を教え てください。

○政策推進課長 黒川静一君

それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、中学生は4名です。付き添いの方は、ロバート・バトラーマリオン市長からの使者で、マリオン市を代表しまして市民文化会館の館長、水道局管理者、市立図書館の副館長、派遣生徒の保護者の以上の4名でございます。

○5番 山田新太郎君

つきましては、蟹江町が向こうへ行く場合は、全て税金で費用を賄っているんですが、この方々の渡航費及び滞在費はどのように支出されているんですか。支出元、つまりお金をどうやって集めて来ているのかを教えてください。

○政策推進課長 黒川静一君

渡航費及び宿泊代等の費用ということでございますけれども、マリオン市の方々の渡航費 及び宿泊代につきましては、マリオン市側が支払いをされておりますので、蟹江町としては 支出はしてございません。

○5番 山田新太郎君

マリオン市側と言われますが、そのお金をマリオン市が払ったのか、私が聞く限りでは、 募集というか、地域の方たちに寄附を願って来たというようなことも聞いておるんですが、 どちらですか。

○政策推進課長 黒川静一君

お話を聞く限りはですけれども、中学生の渡航費につきましては、基本的に寄附で賄われておるというふうに聞いております。また、宿泊代につきましては、ホームステイになっておりますので、基本的に負担はないということであります。

次に、付き添いの方の渡航費、宿泊代につきましては、マリオン市の公費とか商工会の費用、そういったもので負担をされておるというふうに聞いております。

○5番 山田新太郎君

ここで、町長にお聞きしますが、町長は英会話はできるんですか。 ちなみに、一人でマリオン市内を歩いて見学するだけの力はあるんですか。 今回、マリオン市から来られたときに、ホストファミリーをやられましたか。 簡単なことですので、簡単にお答えください。

○町長 横江淳一君

私は、長い英会話はすることはできません、残念ながら。挨拶ぐらいなら多分できるんじゃないかなと思っております。

マリオン市内を一人で歩いて見学できますか。そのような必要がなかったから一人では歩いてございませんが、一人で歩くことは可能だと思います。

今回、マリオン市から来町されたときに、ホストファミリー。これは私が務める立場では ございませんので、ホストファミリーを募ってやらせていただきました。

○5番 山田新太郎君

以上です。

今までのことを総合しますと、向こうからは生徒さんが4名、職員の方が4名、こちらからは生徒さん56人、既に行っておられます。今回また行くと非常にふえるんですが、職員及びその他は32名行っておられて、計88名行っておられるんですね。向こうから来られた人た

ちの職位というのは、市長の代理とは言っておられるんですけれども、それは当たり前で、 一人そういう人がみえるんでしょうけれども、結論、蟹江町は商工会議所だとかいろんな部 署のトップ及び議長、それから町三役も行っておるわけですね。向こうの市長は少なくとも 来ておらないんですね。これ、おかしいと思いませんか。これ、姉妹都市提携をしているん ですよ。

ところが、向こうからしてみれば、悪いですけれども、今言ったような職位の方です。人数も少ないです。蟹江町は88名行っていますね。非常にバランスが崩れているんですよ。これの原因について何かあったらお答えください、考えられるものがあったら、建前論だと思いますが、お願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

まず、市長につきましては、80歳以上の高齢ということですので、かわりに使者の方が代理ということで来ていただくということかと思います。

また、先ほどのご質問の中のことなんですけれども、平成20年の8月に、初めて中学生の海外派遣事業を実施いたしました。その折、マリオン市からも平成21年に子供たちを派遣したい旨のお話がありましたが、平成20年9月のリーマンショックによる影響で中止されることとなりました。しかし、蟹江町は、マリオン市とは姉妹都市提携が決まり、平成22年3月には、議会の代表である議長とともに、第2回の中学生海外派遣事業を実施いたしました。

その年の5月には、蟹江町制120周年記念式典にマリオン市からの使者として、商工会長と市民文化会館の館長が蟹江町を訪れました。その際にも、できるだけ早い時期に、マリオン市の子供たちも蟹江町に派遣したい旨のお話をいただきましたが、そんなときに、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災での原発問題から、日本での放射能を懸念する親御さんが多いということから、しばらくは日本への訪問は当分見合わせたいという意向がありました。

蟹江町への訪問がおくれておりましたけれども、ことしの7月に、初めてマリオン市の子供たちが蟹江町を訪問していただくことができたというふうに思っております。

○5番 山田新太郎君

説明は、本当に多分建前論だと思います。

これ、現実起きていることだけを見ると、向こうから市長は来られない。それじゃ、副市 長ぐらいは来るべきでしょう、本来なら。それも来ないわけですよ。

だから、起きている事実だけを見ると、向こうからは姉妹都市なんて無視されているわけですよ。こっちが勝手にひとり相撲をやっているだけであって、向こうは無視しているというふうに見えるんですね。相手にしていない、そのように見えますよ、幾ら理屈をつけようが、起きている事実だけ見ると。だから、やっぱりここでもう一回、原因をしっかり考えるべきだと思いますよ。

私は、町長には悪いですけれども、原因は町長だと思いますよ。なぜかというとね、これは目的で書いておるでしょう。「あらゆる幅広い分野の交流を通じて、お互いの理解、連携を深めて親善を深める」、何で親善するんですか。どういう方法で親善するんですか。会話しかないですよ。意見の交換しかできないんですよ。町長みずからが、拙い英語でも何でもいいですよ、そういうことをやるべきだったんですよ。

これ、何とかという協会が入っておりますし、それからアイシン精機さんも入っておりますが、私ね、元トヨタの幹部で今は県の幹部の方に、ある一日ご同行したことがあるんですが、そこで聞いたんですよ。彼も3年ほどアメリカに駐在されていたそうなんで、まず、アイシン精機さんの方はどういう人が向こうへ行っているんですか、トヨタさんはどういう人ですかと聞いたら、トヨタ自動車及び第1次協力会社は、TOEIC(国際コミュニケーション英語能力テスト)、これのある一定の点数のない方は、もう社内である一定の職位以上にはつけないんですね。当然、海外へ行っている人は英語をしゃべれるんですよ。

そうすると、向こうのまちの方たちはどう思っていたかというと、間に入っておられる協会の方も、申し込んでいる以上は、少なくともトップの方は英語が話せると思ってみえるんですよ。向こう側は、マリオン市の方でたくさんの方がアイシン精機さんで働いておられますので、アイシン精機さんの社員で、向こうへ駐在されている方は非常に英会話は堪能なんですよ。その姿をマリオン市の方たちは見てみえるんですよ。わざわざ姉妹提携を結びに来て、トップの方が英語を話せて当たり前とも思っているんですね。それが国際ルールですよ。当たり前のルールなんですよ。

ところが、残念ながら、町長さん、先ほどのごまかしたようなことを言っておられますが、 英語会話、多分ほとんどできないと思うんですね。それはそれでいいんですよ、何も。

ところが、蟹江町を見るときに、町長を見るんですよ。それしかないでしょう、トップだもん、町長の窓口を通して蟹江町を見るわけですよ。そうしたら、町長は、怒りはせんが、たまたま英語が話せなかったらね、やっぱり蟹江町民のほとんど人が英語を話せないと思うのが当たり前ですよ。ファーストレディーではないですけれども、ファーストマンですよ。

そういうふうに思ったときですよ、向こうがそのように思ったならね、例えば、例えを言いますよ。よく文通をやらせてもらうということで、高校時代にはやりましたが、アメリカ人なりヨーロッパ人でも何でもいい、コネクションをとらせていただい文通を始めますよね。ずっと日本語で書いておってくださいよ。多分返事来ませんよ。ばかにしておると向こうは思っていますからね。

英語というのは公用語なんですよ。世界中どこへ行ってもほとんど英語は通じますよ。日本語は通じませんよ。だから、世界中で通じる私たちに対して文通を申し込んできたならね、私は日本語を勉強する意思はありませんよ、あなたは英語で話しなさい、これは当たり前のことなんですよ。だから絶対返事来ませんよ。そういうことなんですね。

また例えますけれども、蟹江町へ、ある国の、名前は言いませんよ、ある国のトップの方たちが見えて、一生懸命原語で話ししてね、よう聞いておると、そこの国へ来てくださいよ、一生懸命言っておる。友好関係を結びましょう、言っている。行きますか、そこへ。怖くて行けませんよ。世界中、銃の世界ですからね。日本はたまたまそんなことないから、ああと思っているけれども、銃の世界ですよ。言葉の通じないところなんか行けませんよ、怖くて。だから、今回、そういうことが向こうに起きていますよ、必ず。だから、やっぱりそういうことを踏まえた上で、これをやるべきだったんですね。向こうのプライドは物すごく高いんですよ。

だから、この前、その幹部の方が言っておられたんですけれども、大村知事も河村市長も英語堪能だそうです。一人で会話ができるそうです。ただ、間違うといかんので秘書がつくだけであって、彼は褒めておられましたけれどもね、この前、技能パラリンピックがありましたよね、ポートメッセなごやで。身体障害者のための技能オリンピックですわ。そのときに、大村知事は手話で挨拶をやられたんですよ。場所を心得てみえますよ。それがトップのやるべきことなんですよ。

町長は、失礼ですけれども、同じレセプションの場でね、「わし、英語なんか話せませんわ」、大きな声で言っておられました。これ非常に月とスッポンどころじゃないですよ、これ。だから、こういうことをやっているというのは、非常に残念ですけれども、いかんのですよ。だから、今後ですけれども、今後ですね、

(発言する声あり)

ちょっとうるさいから黙っておってくださいよ。黙らせてください。

だから、やっぱりやるべきこと、だから、もう最後じゃないですけれども、これからは、町長、あなたね、別にいいんですよ、5年も6年もたったら、片言英語でも努力している姿を見せてくださいよ。そういう姿を見たら、一緒にいたアメリカ人も、町長さん、英語で努力されているよ、私らも勉強しなあかん。悪いですけれども、今は違うわ。何の啓蒙もできませんよ。

だから、今後、これを続けるにしてもね、やっぱりこういう点を素直に反省して、この前にも、来られたなら、片言でいいじゃないですか、自分のところへ来ていただいて、晩を食事一緒にして、それでコミュニケーションを図る、そういうことをしないとコミュニケーションなんか図れないがね。向こうへ行って、日本人だけ固まってホテルでおる。こっちへ来てからはね、職員の方でちょっと話できる人に任せちゃって、上の人、悪いですけれども、何もできませんわな。

それで、一つ断っておきますよ。町の職員の方が英語話せなくても何も恥じる必要ないですよ、向こうへ行かれた方でも。なぜかと、あなたたち、英語を話すためにこの町に入っておられないもん。だから、英語を話さなくたって何でもない、町長の命令で行かれただけな

んだから、何もその方たちね、英語話す必要は何にもないですよ。町の命令で行ったんだ。

町長は違うわけですよ、進んでこういうことをやろうとしたんだから。その点もよく理解していただいて、今後、やり方をやっぱりちょっと変えてくださいよ。向こうからトップじゃない方が4人ついてこられたわけです。それに合わせればいいですよ。だから、町の職員の方、ここでも日常英会話できる方、何人もおられますよ。そういう方に任せればいい。または蟹江町でも国際交流機関はあるでしょう。そういう方に任せればいいじゃないですか。

つまり、僕の言いたいのは、英語のわかる人が行って、その人たちが向こうでホームステイもさせていただいて、向こうの方たちと、職員ですよ、コミュニケーションをとって、今度こちらへ来られた方、その人たちが中心になってホストファミリーをやっていただく、それでいいじゃないですか。何もね、町長だとかそんな偉い人が行く必要はない。

確かに、調印までは町長の仕事ですよ。友好関係を築くには、町長、悪いですけれども、 自分に荷が重過ぎたらそうしてくださいよ。そうでないと、これ空回りをやっておるだけで すよ。だから、職位なんか問う必要もない。年齢も問う必要ない。これをやるには、アメリ カの方とのコミュニケーションをして、お互いが理解をすることが大切なんですよ。そんな 誰かを介して、こんなもんは何も通じませんよ。そういうことをやっぱり心がけて、やっぱ り餅は餅屋に任せて、あえてしゃしゃり出る必要なんて何もないですよ。

だから、今年度、行かれるというようなことの計画があるようですから、その辺をもう一度考えていただいて、片言でもいいから自分たちで話せる人、人数も向こうが4人だったから、そのくらいでいいじゃないですか。中学生の方に、連携とって、そんなこと無理ですわ。中学生の方は行って帰ってくるだけですわ。それを何も非難しませんよ。

ただ、やっぱり町の取り組み方をね、これ税金なんですわ、効果のないことをたくさんのお金かけて行ってもらう必要は何にもないんですよ。理解ができて、悪いですけれども、町長の挨拶されるようなことは、ここの議場の方はほとんどされますので、そういう方に、町長から、こういうふうに挨拶していってくれ、それでいいと思いますわ。

それで、片言でもいい、自分の口から英語の話せる人を職員の中から選んで行っていただいて、その人たちの職位も年齢も関係ないと思います、そういう人たちに行っていただいて、これをもうちょっと中身のある、同行する中学生が、わあ、こういう職員もおられる、立派な蟹江町だと、そういうふうに目指すような、また、英会話をやろうという雰囲気づくりができるような、この派遣にしていただきたい。

言いたいことはいっぱいありますが、きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、山田新太郎君の質問を終わります。お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。本日はこれにて延会します。

(午後 4時36分)